震災対策編

目 次

震災対策編

第1部 絲	忩則	1
第11	節 計画の目的	1
第2節	節 防災の基本理念	3
第3節	節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第4節	節 館林市の概況	11
第5節		
第6節	節 被害の想定	22
第71	節 計画の修正	27
第8節	節 用語の定義	27
第2部 第	災害予防	28
第1章	地震に強いまちづくり	28
第11	節 市土の保全	28
第2節	が 地震に強いまちづくりの推進	28
第3節	節 避難場所・指定避難所・避難経路の整備	29
第41	節 建築物の安全化	30
第5節	節 ライフライン施設の機能確保	32
第61	節 液状化対策	33
第2章	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	34
第11	節 情報の収集・連絡体制の整備	35
第2節	節 通信手段の確保	37
第3章	節 職員の応急活動体制の整備	38
第4節	節 防災関係機関の連携体制の整備	39
第5章	節 防災中枢機能等の整備	10
第6節	節 救助・救急及び保健医療活動体制の整備	12
第7節	節 消火活動体制の整備	43
第8節	, ,,, = ,,, = ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,,	
第91		
第10		
第1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第1:		
第1:		
第14		
	市民等の防災活動の促進	
第11		
第2章		
第3節	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第4章	災害時における要配慮者対策	38

第	1節	要配慮者対策	68
第5	章	その他の災害予防	75
第	1節	帰宅困難者対策	75
第	2節	災害廃棄物対策	77
第	3節	「罹災証明書」の発行体制の整備	77
第3部	災	害応急対策	78
第1	章	発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保	78
第	1節	地震情報の収集・連絡	79
第	2節	災害情報の収集・連絡	80
第	3節	通信手段の確保	84
第2	章	活動体制の確立	87
第	1節	災害対策本部の設置	87
第	2節	災害対策本部の組織	90
第	3節	災害警戒本部等の設置	103
第	4節	職員の非常参集	103
第	5節	広域応援の要請	109
第	6節	県防災へリコプターの要請	112
第	7節	自衛隊への災害派遣要請	113
第3	章 :	救助・救急、医療及び消火活動	118
第	1節	救助・救急活動	118
第	2節	医療活動	120
第	3節	消火活動	123
第4	章	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	126
第	1節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	126
第	2節	交通の確保	127
第	3節	緊急輸送	130
第5	章	避難の受入活動	140
第	1節	避難誘導	140
第	2節	指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営	145
第	3節		
第	4節	広域一時滯在	152
第	5節		
第6	章	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	
第	1節		
第7	章	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	
第	1節		
	2節		
	3節		
	4節		
第8		被災者等への的確な情報伝達活動	
	1節		
第9	章	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	174

第1節 復旧・復興の基本方向の決定 199 第2節 原状復旧. 199 第3節 計画的復興の推進. 200 第4節 被災者等の生活再建の支援. 201 第5節 被災中小企業等の復興の支援 211 第6節 公共施設の復旧. 215 第7節 激甚災害法の適用. 217	第1節	社会秩序の維持	174
第 1 節 施設、設備の応急復旧 175 第 2 節 公共土木施設の応急復旧 175 第 3 節 電力施設の応急復旧 176 第 4 節 ガス施設の応急復旧 177 第 5 節 上下水道施設の応急復旧 177 第 5 節 上下水道施設の応急復旧 177 第 5 節 電気通信設備の応急復旧 179 第 1 1 章 二次災害の防止活動 180 第 1 節 二次災害の防止活動 180 第 1 節 二次災害の防止 180 第 1 節 ボランティアの受入れ 184 第 1 節 要配慮者対策 188 第 1 節 要配慮者が策 188 第 1 節 要配慮者が策 188 第 1 節 要配慮者が寒 190 第 1 節 学校の災害応急対策 190 第 2 節 社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策 195 第 3 節 労働力の確保 196 第 4 節 災害救助法の適用 197 第 5 節 動物愛護 198 第 4 部 災害復旧・復興 199 第 2 節 原状復旧 199 第 3 節 計画的復興の推進 200 第 4 節 被災者等の生活再建の支援 201 第 5 節 被災中小企業等の復興の支援 201 第 6 節 公共施設の復旧 215	第2節	物価の安定及び消費者の保護	174
第 2 節 公共士木施設の応急復旧 175 第 3 節 電力施設の応急復旧 176 第 4 節 ガス施設の応急復旧 177 第 5 節 上下水道施設の応急復旧 177 第 5 節 上下水道施設の応急復旧 177 第 6 節 電気通信設備の応急復旧 179 第 11章 二次災害の防止活動 180 第 1 節 二次災害の防止 180 第 1 節 二次災害の防止 180 第 1 節 ボランティアの受入れ 184 第 1 節 ボランティアの受入れ 184 第 1 節 要配慮者対策 188 第 1 節 要配慮者の災害応急対策 188 第 1 節 要配慮者の災害応急対策 188 第 1 節 学校の災害応急対策 190 第 1 節 学校の災害応急対策 190 第 2 節 社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策 195 第 3 節 労働力の確保 196 第 4 節 災害教助法の適用 197 第 5 節 動物愛護 198 第 4 部 災害復旧・復興 199 第 1 節 復日・復興の基本方向の決定 199 第 2 節 原状復旧 199 第 3 節 計画的復興の推進 200 第 3 節 計画的復興の推進 200 第 4 節 被災者等の生活再建の支援 201 第 5 節 被災中小企業等の復興の支援 211 第 6 節 公共施設の復旧 215	第10章	施設、設備の応急復旧活動	175
第3節 電力施設の応急復旧. 176 第4節 ガス施設の応急復旧. 177 第5節 上下水道施設の応急復旧. 178 第6節 電気通信設備の応急復旧. 179 第11章 二次災害の防止活動. 180 第1章 自発的支援の受入れ. 184 第1節 ボランティアの受入れ. 184 第1節 ಪ援物資・義援金の受入れ. 184 第1節 要配慮者対策. 188 第1前 要配慮者の災害応急対策. 188 第1節 等配の災害応急対策. 188 第1節 学校の災害応急対策. 190 第1節 学校の災害応急対策. 190 第1節 学校の災害応急対策. 190 第2節 社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策. 195 第3節 労働力の確保. 196 第4節 災害救助法の適用. 197 第5節 動物受護. 198 第4部 災害復旧・復興. 199 第1節 復日・復興の基本方向の決定. 199 第1節 復日・復興の基本方向の決定. 199 第1節 彼次者等の生活再建の支援. 200 第5節 被災者等の生活再建の支援. 201 第5節 被災者等の生活再建の支援. 211 第6節 公共施設の復旧. 215	第1節	施設、設備の応急復旧	175
第4節 ガス施設の応急復旧 177 第5節 上下水道施設の応急復旧 178 第6節 電気通信設備の応急復旧 179 第11章 二次災害の防止 180 第1節 二次災害の防止 180 第1節 二次災害の防止 184 第1節 ボランティアの受入れ 184 第2節 義援物資・義接金の受入れ 186 第13章 要配慮者対策 188 第 1節 要配慮者の災害応急対策 188 第 1節 学校の災害応急対策 190 第 2節 社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策 195 第 3節 労働力の確保 196 第 4節 災害救助法の適用 197 第 5節 動物愛護 198 第 4部 災害復旧・復興 199 第 3節 計画的復興の推進 200 第 4節 被災者等の生活再建の支援 201 第 5節 被災中小企業等の復興の支援 211 第 6節 公共施設の復旧 215 第 7節 激甚災害法の適用 215	第2節	公共土木施設の応急復旧	175
第5節 上下水道施設の応急復旧 178 第6節 電気通信設備の応急復旧 179 第11章 二次災害の防止活動. 180 第1節 二次災害の防止. 180 第1章 自発的支援の受入れ. 184 第1節 ボランティアの受入れ. 184 第2節 義援物資・義接金の受入れ 186 第13章 要配慮者対策. 188 第14章 その他の災害応急対策 188 第14章 その他の災害応急対策 190 第1節 学校の災害応急対策 190 第2節 社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策 195 第3節 労働力の確保. 196 第4節 災害救助法の適用 197 第5節 動物愛護. 198 第4部 災害復旧・復興。基本方向の決定 199 第1節 復旧・復興の基本方向の決定 199 第2節 計画的復興の推進 200 第4節 被災者等の生活再建の支援 201 第5節 被災中小企業等の復興の支援 211 第6節 公共施設の復旧 215	第3節	電力施設の応急復旧	176
第6節 電気通信設備の応急復旧 179 第11章 二次災害の防止活動. 180 第1節 二次災害の防止. 180 第1節 二次災害の防止. 184 第1節 二次災害の防止. 184 第1節 ボランティアの受入れ. 184 第1節 ボランティアの受入れ. 184 第2節 義援物資・義接金の受入れ. 186 第13章 要配慮者対策. 188 第1節 要配慮者の災害応急対策. 188 第1節 学校の災害応急対策. 190 第1節 学校の災害応急対策. 190 第1節 学校の災害応急対策. 190 第2節 社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策 195 第3節 労働力の確保. 196 第4節 災害救助法の適用. 197 第5節 動物愛護. 198 第4部 災害復旧・復興。基本方向の決定 199 第2節 原状復旧. 199 第3節 計画的復興の基本方向の決定 199 第2節 原状復旧. 199 第3節 計画的復興の推進. 200 第4節 被災者等の生活再建の支援 201 第5節 被災中小企業等の復興の支援 211 第6節 公共施設の復旧. 215 第7節 激甚災害法の適用. 217	第4節	ガス施設の応急復旧	177
第 11章 二次災害の防止活動. 180 第 1節 二次災害の防止. 180 第 12章 自発的支援の受入れ. 184 第 1節 ボランティアの受入れ. 184 第 2節 義援物資・義援金の受入れ. 186 第 13章 要配慮者対策. 188 第 1 節 要配慮者の災害応急対策. 188 第 1 1 章 その他の災害応急対策. 190 第 1 節 学校の災害応急対策. 190 第 2 節 社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策 195 第 3 節 労働力の確保. 196 第 4 節 災害救助法の適用. 197 第 5 節 動物愛護. 198 第 4 部 災害復旧・復興. 199 第 1 節 復旧・復興の基本方向の決定 199 第 2 節 原状復旧. 199 第 3 節 計画的復興の推進. 200 第 4 節 被災者等の生活再建の支援. 201 第 5 節 被災者等の生活再建の支援. 201 第 5 節 被災中小企業等の復興の支援. 211 第 6 節 公共施設の復旧. 215 第 7 節 激甚災害法の適用. 217	第5節	上下水道施設の応急復旧	178
第1節 二次災害の防止. 180 第12章 自発的支援の受入れ. 184 第1節 ボランティアの受入れ. 184 第2節 義援物資・義援金の受入れ. 186 第13章 要配慮者対策. 188 第1節 要配慮者の災害応急対策. 188 第1節 要配慮者の災害応急対策. 190 第1節 学校の災害応急対策. 190 第1節 学校の災害応急対策. 190 第2節 社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策 195 第3節 労働力の確保. 196 第4節 災害救助法の適用 197 第5節 動物愛護. 198 第4部 災害復旧・復興. 199 第1節 復旧・復興の基本方向の決定 199 第2節 原状復旧. 199 第3節 計画的復興の推進 200 第4節 被災者等の生活再建の支援 201 第5節 被災中小企業等の復興の支援 211 第6節 公共施設の復旧 215	第6節	電気通信設備の応急復旧	179
第12章 自発的支援の受入れ. 184 第1節 ボランティアの受入れ. 184 第2節 義援物資・義援金の受入れ. 186 第13章 要配慮者対策. 188 第1節 要配慮者の災害応急対策. 188 第14章 その他の災害応急対策. 190 第1節 学校の災害応急対策. 190 第2節 社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策. 195 第3節 労働力の確保. 196 第4節 災害救助法の適用. 197 第5節 動物愛護. 198 第4節 災害復旧・復興. 199 第1節 復旧・復興の基本方向の決定. 199 第3節 計画的復興の基本方向の決定. 199 第3節 計画的復興の推進. 200 第4節 被災者等の生活再建の支援. 201 第5節 被災中小企業等の復興の支援. 211 第6節 公共施設の復旧. 215 第7節 激甚災害法の適用. 217	第11章	二次災害の防止活動	
第1節 ボランティアの受入れ	第1節	二次災害の防止	
第 2 節 義援物資・義援金の受入礼 186 第 13 章 要配慮者対策. 188 第 1 節 要配慮者の災害応急対策. 188 第 14 章 その他の災害応急対策. 190 第 1 節 学校の災害応急対策. 190 第 2 節 社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策 195 第 3 節 労働力の確保. 196 第 4 節 災害救助法の適用. 197 第 5 節 動物愛護. 198 第 4 部 災害復旧・復興. 199 第 1 節 復旧・復興の基本方向の決定 199 第 2 節 原状復旧. 199 第 3 節 計画的復興の推進. 200 第 4 節 被災者等の生活再建の支援. 201 第 5 節 被災中小企業等の復興の支援. 211 第 6 節 公共施設の復旧. 215 第 7 節 激甚災害法の適用. 217	第 12 章	自発的支援の受入れ	
第13章 要配慮者対策. 188 第1節 要配慮者の災害応急対策. 188 第14章 その他の災害応急対策. 190 第1節 学校の災害応急対策. 190 第2節 社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策 195 第3節 労働力の確保. 196 第4節 災害救助法の適用. 197 第5節 動物愛護. 198 第4部 災害復旧・復興. 199 第1節 復旧・復興の基本方向の決定 199 第2節 原状復旧. 199 第3節 計画的復興の推進. 200 第4節 被災者等の生活再建の支援 201 第5節 被災中小企業等の復興の支援 211 第6節 公共施設の復旧. 215	第1節	ボランティアの受入れ	
第1節 要配慮者の災害応急対策	第2節	義援物資・義援金の受入れ	186
第14章 その他の災害応急対策. 190 第1節 学校の災害応急対策. 190 第2節 社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策 195 第3節 労働力の確保. 196 第4節 災害救助法の適用. 197 第5節 動物愛護. 198 第4部 災害復旧・復興. 199 第1節 復旧・復興の基本方向の決定 199 第2節 原状復旧. 199 第3節 計画的復興の推進. 200 第4節 被災者等の生活再建の支援. 201 第5節 被災中小企業等の復興の支援. 211 第6節 公共施設の復旧. 215 第7節 激甚災害法の適用. 217	第 13 章	要配慮者対策	188
第1節 学校の災害応急対策	第1節	要配慮者の災害応急対策	
第2節 社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策 195 第3節 労働力の確保. 196 第4節 災害救助法の適用. 197 第5節 動物愛護. 198 第4部 災害復旧・復興. 199 第1節 復旧・復興の基本方向の決定 199 第2節 原状復旧. 199 第3節 計画的復興の推進. 200 第4節 被災者等の生活再建の支援 201 第5節 被災中小企業等の復興の支援 201 第6節 公共施設の復旧. 215 第7節 激甚災害法の適用. 217	第 14 章	その他の災害応急対策	
第3節 労働力の確保. 196 第4節 災害救助法の適用. 197 第5節 動物愛護. 198 第4部 災害復旧・復興 . 199 第1節 復旧・復興の基本方向の決定. 199 第2節 原状復旧. 199 第3節 計画的復興の推進. 200 第4節 被災者等の生活再建の支援. 201 第5節 被災中小企業等の復興の支援. 201 第6節 公共施設の復旧. 215 第7節 激甚災害法の適用. 217	第1節	学校の災害応急対策	
第4節 災害救助法の適用 197 第5節 動物愛護 198 第4部 災害復旧・復興 199 第1節 復旧・復興の基本方向の決定 199 第2節 原状復旧 199 第3節 計画的復興の推進 200 第4節 被災者等の生活再建の支援 201 第5節 被災中小企業等の復興の支援 211 第6節 公共施設の復旧 215 第7節 激甚災害法の適用 217	第2節	社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策	195
第 5 節 動物愛護. 198 第 4 部 災害復旧・復興. 199 第 1 節 復旧・復興の基本方向の決定 199 第 2 節 原状復旧. 199 第 3 節 計画的復興の推進. 200 第 4 節 被災者等の生活再建の支援. 201 第 5 節 被災中小企業等の復興の支援. 211 第 6 節 公共施設の復旧. 215 第 7 節 激甚災害法の適用. 217	第3節	労働力の確保	196
第4部 災害復旧・復興199第1節 復旧・復興の基本方向の決定199第2節 原状復旧199第3節 計画的復興の推進200第4節 被災者等の生活再建の支援201第5節 被災中小企業等の復興の支援211第6節 公共施設の復旧215第7節 激甚災害法の適用217	第4節	災害救助法の適用	
第1節 復旧・復興の基本方向の決定199第2節 原状復旧.199第3節 計画的復興の推進.200第4節 被災者等の生活再建の支援.201第5節 被災中小企業等の復興の支援.211第6節 公共施設の復旧.215第7節 激甚災害法の適用.217	第5節	動物愛護	198
第1節 復旧・復興の基本方向の決定199第2節 原状復旧.199第3節 計画的復興の推進.200第4節 被災者等の生活再建の支援.201第5節 被災中小企業等の復興の支援.211第6節 公共施設の復旧.215第7節 激甚災害法の適用.217			
第2節 原状復旧.199第3節 計画的復興の推進.200第4節 被災者等の生活再建の支援.201第5節 被災中小企業等の復興の支援.211第6節 公共施設の復旧.215第7節 激甚災害法の適用.217	第4部 災	害復旧・復興	199
第2節 原状復旧.199第3節 計画的復興の推進.200第4節 被災者等の生活再建の支援.201第5節 被災中小企業等の復興の支援.211第6節 公共施設の復旧.215第7節 激甚災害法の適用.217	第1節	復旧・復興の基本方向の決定	199
第4節 被災者等の生活再建の支援201第5節 被災中小企業等の復興の支援211第6節 公共施設の復旧215第7節 激甚災害法の適用217	第2節		
第5節 被災中小企業等の復興の支援 211 第6節 公共施設の復旧 215 第7節 激甚災害法の適用 217	第3節	計画的復興の推進	200
第6節 公共施設の復旧	第4節	被災者等の生活再建の支援	201
第6節 公共施設の復旧	第5節	被災中小企業等の復興の支援	211
第7節 激甚災害法の適用217	第6節		
77.0 以 6 位员 亚沙萨州 ()	第8節	復旧資金の確保等	220

第1部 総則

第1節 計画の目的

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、館林市防災会議が作成するものであり、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における地震に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

さらに、市民が自ら行う事項、地域企業が行う事項、市町村間の応援体制の整備等について 定め、所期の目的を達成しようとするものである。

2 館林市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の 作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「館林市国土強靱化地域計画」(令和2年3月)は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に基づき、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

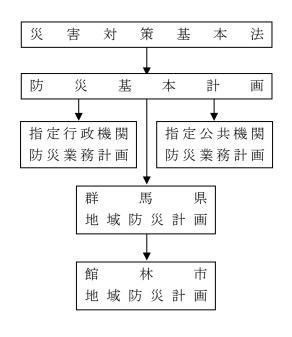
このため、国土強靱化に関する部分については、館林市国土強靱化地域計画の基本目標である、

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

を踏まえ、館林市地域防災計画(以下「市地域防災計画」という。)の作成及びこれに基づく 防災対策の推進を図るものとする。

3 市地域防災計画の位置付け

市地域防災計画の位置付けは、以下のとおりとする。



・防災基本計画とは、他の防災計画の基本となる もので、いわば防災計画の憲法とでもいうべ きものである。

(災害対策基本法第34条及び第35条)

・防災業務計画とは、指定行政機関の長又は指定 公共機関が防災基本計画に基づき、その所掌 事務又は業務について作成する防災に関する 計画である。

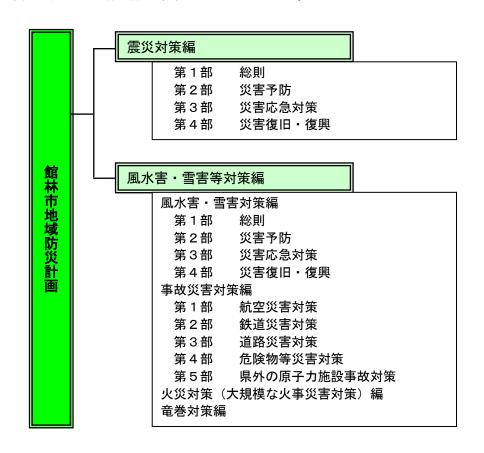
(災害対策基本法第36条から第39条まで)

・地域防災計画とは、都道府県又は市町村がその 所掌事務又は業務について作成する防災に関 する計画である。

(災害対策基本法第40条から第42条まで)

4 計画の体系(全体構成)

市地域防災計画の全体構成は、以下のとおりとする。



第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市域並びに市民の生命、身体及び財産を 災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。 併せて、県、市町村及び指定地方行政機関を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、 ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進 する。
- (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階における基本理念は、発災後、速やかに施設を復旧し、被災者に対して 適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関等及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね以下の事務又は業務を処理するものとする。

1 館林市

処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 災害への備え
 - ① 市防災会議及び市災害対策本部に関すること。
 - ② 防災に関する組織の整備に関すること。
 - ③ 防災に関する訓練に関すること。
 - ④ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
 - ⑤ 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。
 - ⑥ 職員の初動態勢の確立に関すること。
- (2) 災害時の応急対策
 - ① 予報・警報の伝達に関すること。
 - ② 避難情報の発令に関すること。
 - ③ 指定避難所の開設に関すること。
 - ④ 消防、水防その他の応急措置に関すること。
 - ⑤ 被災者の救難、救助その他保護に関すること。
 - ⑥ 要配慮者の支援に関すること。
 - ⑦ 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。
 - ⑧ 緊急輸送の確保に関すること。
 - ⑨ 災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。
 - ⑩ 市内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。
 - ① 広域的な避難支援に関すること。
 - ② 災害情報、集中管理に関すること。
 - (13) 受援依頼体制の確保等に関すること。
- (3) 災害からの復興
 - ① 施設及び設備の応急復旧に関すること。
 - ② 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
 - ③ 災害復旧及び復興計画に関すること。

2 群馬県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
東部振興局館林行政県税事務所	(1) 地方部内の総合調整に関すること。 (2) 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。 (3) 人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関すること。 (4) 庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関すること。 (5) 市との連絡調整に関すること。 (6) 緊急通行車両の確認事務に関すること。 (7) 商工業に係る災害情報の収集及び被災中小企業からの融資相談に関すること。 (ただし、産業経済部が直接実施できない場合に限る。) (8) 生活必需品の調達及び供給に関すること。 (9) その他部内各班に属しない事項に関すること。
東部振興局館林保健福祉事務所	(1) 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害情報の収集 に関すること。(2) 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害応急対策に

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	関すること。
東部振興局 東部農業事務所	(1) 農業に係る災害情報の収集に関すること。 (2) 農業に係る災害応急対策に関すること。
東部振興局館林土木事務所	(1) 公共土木施設に係る災害情報の収集に関すること。 (2) 公共土木施設に係る災害応急対策に関すること。 (3) 群馬県水防計画の実施に関すること。
東部振興局 東部環境事務所	(1) 環境及びごみ・し尿に係る災害情報の収集に関すること。 (2) 環境及びごみ・し尿に係る災害応急対策に関すること。
東部教育事務所	(1) 学校教育に係る災害情報の収集に関すること。(2) 学校教育に係る災害応急対策に関すること。(3) 県立学校が避難施設場所に使用される場合の市への協力に関すること。
館林警察署	 (1) 被災者の救出、救助及び避難の誘導に関すること。 (2) 交通規制及び交通秩序の確保に関すること。 (3) 行方不明者の捜索に関すること。 (4) 災害による遺体の検視に関すること。 (5) 警察通信の防護に関すること。 (6) 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。 (7) 緊急通行車両の確認事務に関すること。

3 館林地区消防組合

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(1) 消防組織の総合計画及び消防団との連絡調整
	(2) 水防計画に関すること。
	(3) 火災予防運動の総括
	(4) 防火対象物の査察指導
	(5) 防火防災講習の実施
	(6) 防火広報、建築物同意関係その他予防に関すること。
	(7) 危険物規制及び安全管理指導危険物関係法令関係に関する
	こと。
消防本部・館林消防署・	(8) 危険物製造所等の災害事故調査及び保安広報関係に関する
館林消防団	こと。
	(9) 消防力の配備運営、消防計画及び消防統計に関すること。
	(10) 火災、災害の警戒防護、救急救助関係に関すること。
	(11) 消防相互応援協定に関すること。
	(12) 消防水利・救急医療情報等に関する警防関係事務に関する
	こと。
	(13) 消防通信及び気象観測に関すること。
	(14) 広報活動に関すること。
	(15) その他消防業務に関すること。

4 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 (前橋財務事務所)	(1) 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関すること。(2) 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。(3) 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関するこ

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	と。 (4) 国有財産の貸付け、譲与及び売払いに関すること。 (5) 提供可能な未利用地、合同宿舎の情報提供に関すること。
関東農政局 (前橋地域センターほか)	(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 (2) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること。 (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 (6) 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること。 (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。 (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 (10) 被害農業者に対する金融対策に関すること。
東京管区気象台(前橋地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動(以下単に「地震動」という)に限る。)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 市が行う防災対策の技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
関東地方整備局 (利根川上流河川事務 所 渡良瀬川河川事務所)	管轄する河川・道路・砂防についての計画、工事及び管理のほか、以下の事項に関すること。 (1) 災害予防 ① 防災上必要な教育及び訓練 ② 通信施設等の整備 ③ 公共施設等の整備 ④ 災害危険区域等の関係機関への通知 ⑤ 官庁施設の災害予防措置 (2) 災害応急対策 ① 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 ② 水防活動及び市による避難誘導のための市民への情報 伝達に関する指導助言等 ③ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 ④ 災害時における復旧用資材の確保 ⑤ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 ⑥ 災害のための応急復旧用資機材の備蓄 ⑦ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (3) 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。

5 陸上自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
第 12 旅団	(1) 災害派遣の準備 ① 防災関係情報資料の整備に関すること。 ② 防災関係機関との連絡、調整に関すること。 ③ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 ④ 防災に関する教育訓練の実施に関すること。 (2) 災害派遣の実施 ① 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。 ② 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

6 指定公共機関

TAK - BB - F-	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) (館林郵便局)	(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 (2) 災害特別事務取扱いに関すること。 ① 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除 エ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除 ② 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 (3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項
東日本電信電話(株) (群馬支店)	(1) 電気通信設備の保全に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。
(株)NTTドコモ (群馬支店)	(1) 携帯電話設備の保全に関すること。(2) 重要通信の確保に関すること。
日本赤十字社(群馬県支部)	 (1) 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関すること。 (2) 救護所の開設及び運営に関すること。 (3) 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。 (4) 輸血用血液の確保及び供給に関すること。 (5) 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。 (6) 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 (7) 外国人の安否の調査に関すること。 (8) 広域医療搬送拠点の整備、広域医療搬送の運営に関すること。
日本放送協会(前橋放送局)	 (1) 防災思想の普及に関すること。 (2) 気象予報・警報の周知に関すること。 (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 (4) 放送施設に対する障害の排除に関すること。 (5) 避難所等における受信機の貸与・設置に関すること。 (6) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本高速道路(株) (関東支社)	(1) 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること。 (2) 緊急交通路の確保に関すること。
日本通運(株) (群馬支店)	貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送協力に関すること。
東京電力パワーグリッド(株) (太田支社)	(1) 電力施設の保安の確保に関すること。 (2) 電力の供給の確保に関すること。

7 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(一批館林市邑楽郡医師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること。(2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。(3) 医療救護活動の実施に関すること。
(一批館林邑楽歯科医師会	(1) 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関すること。 (2) 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関すること。
(端)群馬県看護協会館林 地区支部	救護活動に必要な看護の確保に関すること。
館林瓦斯(株)	(1) 都市ガス施設の保安の確保に関すること。(2) 都市ガスの供給の確保に関すること。
(一世群馬県LPガス協会 館林邑楽支部	(1) LPガス設備の保安の確保に関すること。(2) LPガスの供給の確保に関すること。(3) 会員事業者の連絡調整に関すること。
群馬県石油協同組合	石油等燃料の供給に関すること。
東武鉄道(株)	(1) 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関すること。 (2) 鉄道車両による救援物資、避難者等の輸送協力に関すること。
(一世群馬県トラック協会 館林支部	貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
放送機関 (群馬テレビ(株)、(株) エフエム群馬)	(1) 防災思想の普及に関すること。(2) 気象予報・警報の周知に関すること。(3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。(4) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。

8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
報道機関	(1) 防災思想の普及に関すること。(2) 気象予報・警報の周知に関すること。(3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。(4) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
放送機関 (ケーブルテレビ(株)	(1) 防災思想の普及に関すること。(2) 気象予報・警報の周知に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
ケーブルテレビ館林)	(3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に 関すること。 (4) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に 関すること。
邑楽館林農業協同組合	(1) 共同利用施設の保全に関すること。(2) 農業者に対する災害応急対策、災害復旧の支援に関すること。(3) 県又は市が行う農業関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関すること。
病院経営者	(1) 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。 (2) 被災傷病者の救護に関すること。
社会福祉施設経営者	入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
館林市社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。(2) 義援金品募集及び配分に関すること。(3) ボランティア活動の支援及び推進に関すること。
館林商工会議所	(1) 被災事業者に対する支援に関すること。 (2) 市が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。 (3) 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関する こと。 (4) 物価の安定についての協力に関すること。
近藤沼土地改良区 赤郷台地土地改良区 谷田川北部土地改良区 野辺土地改良区	農業用水等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。
金融機関	被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。
学校法人	(1) 児童、生徒等の安全の確保に関すること。 (2) 避難所としての施設の整備に関すること。
危険物等施設の管理者	(1) 危険物等施設の保安の確保に関すること。 (2) 周辺住民の安全の確保に関すること。
(一世群馬県建設業協会館 林支部	建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力 に関すること。
農業用排水施設の管理者	水門、水路等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。
館林市区長協議会等	(1) 市が行う災害救助等についての協力に関すること。(2) 義援金品の募集の協力に関すること。(3) 要配慮者の避難誘導に関すること。(4) 被災者に対する炊き出しに関すること。
館林交通安全協会	(1) 異常現象及び災害危険箇所等を発見した場合に、市その他 関係機関への連絡に関すること。 (2) 避難者の誘導及び安全対策に関すること。 (3) その他災害応急対策業務の協力に関すること。
館林市防犯協会	(1) 異常現象及び災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関への連絡に関すること。 (2) 災害時における市民の防犯指導に関すること。 (3) その他災害応急対策業務の協力に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本赤十字社群馬県支部 館林市地区赤十字奉仕 団・館林市婦人会連絡協 議会	(1) 炊き出し、救援物資の配分、避難所運営の協力に関すること。(2) その他災害応急対策業務の協力に関すること。
館林市民生委員・児童委 員協議会	(1) 区長協議会と連携し要配慮者の避難誘導に関すること。(2) その他災害応急対策業務の協力に関すること。
防災重要施設管理者(防 火対象物、危険物施設等)	(1) 災害予防体制の整備に関すること。(2) 所管施設の防災応急対策の実施に関すること。(3) 被災施設の災害復旧の実施に関すること。
館林観光バス(株) つゝじ観光バス(株) 館林地区ハイヤー協議会	被災者の輸送に関すること。
群馬東部水道企業団	(1) 上水道施設の保全及び応急復旧に関すること。 (2) 水道水の供給の確保に関すること。

9 市民、自主防災組織(行政区)、事業者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
市民	(1) 防災、減災の知識習得に関すること。 (2) 自宅建物、設備の減災措置、避難行動の検討に関すること。 (3) 飲料水、食料等の7日分以上の備蓄と点検に関すること。 (4) 自主防災組織等への参加及び活動への協力に関すること。 (5) 気象情報の収集、家族、近所への伝達に関すること。 (6) 家族、近所の要配慮者等の避難支援に関すること。 (7) 災害廃棄物の分別に関すること。 (8) 消防団への参加及び活動への協力に関すること。 (9) その他災害に備え、必要な手段を講ずることに関すること。
自主防災組織 (行 政 区)	(1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検に関すること。 (2) 地域の災害危険性の把握、点検に関すること。 (3) 地区防災計画の策定に関すること。 (4) 要配慮者の把握、個別プランの作成協力に関すること。 (5) 自主防災リーダーの養成に関すること。 (6) 自主防災活動、訓練(総合防災訓練、図上訓練等)の実施に関すること。 (7) 気象情報の収集、伝達に関すること。 (8) 災害廃棄物の分別、集積所の管理協力に関すること。 (9) 要配慮者、被災者の救助対策の協力に関すること。
防 災 士 (館林市防災士連絡会)	(1) 防災・減災の啓発活動と各地区で実施される防災訓練の支援 に関すること。(館林市防災士連絡会)(2) 避難の誘導、応急救助の支援に関すること。(3) 避難所開設、避難所運営の連携に関すること。
事 業 者	 (1) 従業員の防災教育、訓練に関すること。 (2) 事業継続計画の作成、更新に関すること。 (3) 所管施設、設備の減災措置、避難対策の検討。 (4) 従業員等の飲料水、食料等の備蓄と点検に関すること。 (5) 自衛消防活動、訓練に関すること。 (6) 気象情報の施設利用者等への伝達、避難誘導に関すること。 (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(8) 要配慮者等の避難支援に関すること。(9) 災害廃棄物の分別に関すること。(10) その他災害に備え、必要な手段を講ずることに関すること。

第4節 館林市の概況

1 自然的特性

(1) 地勢の特性

本市は、群馬県の南東部に位置し、関東平野の一部を構成し、また関東全体からみてほぼ中心部に位置している。東経 139°32′32″、北緯 36°14′41″で、その市域は東西 15.5 km、南北 8 kmで面積は 60.97 kmである。

市域の北部は渡良瀬川を隔てて栃木県佐野市、東部は邑楽郡板倉町、南部は明和町に接しており、西部は邑楽町及び千代田町に接している。

また、県都前橋市へ50kmと県内主要都市中最も遠隔にあるが、首都東京へは64kmと最も接近した位置を占め、東京との交流は密接である。

さらに、本市は県境に位置するため 20 km圏内には県内の太田市、栃木県の足利市、佐野市、茨城県の古河市、埼玉県では羽生市、加須市、行田市、熊谷市等があり、相互に密接な関係を高めつつ発展している。

(2) 地質の特性

渡良瀬川及び利根川の合流部にあって、地形分類上、火山灰被覆洪積台地及び河成低地 に分けられる。

前者は市域の中央部を東西の方向に帯状をなして分布し、土壌を構成する材料は火山灰であって、主として畑地に利用されている。後者は市域の南、北両縁部洪積台地の外側を占め、土壌を構成する材料は沖積層であって、主として水田に利用されている。

水田については、大部分が排水不良の湿田ないし半湿田であって、乾田は極わずかに存在するのみである。水田土壌を類型別に見ると、泥炭土壌、黒泥土壌、強グライ土壌、グライ土壌、灰色土壌の5土壌に類別することができる。

畑土壌については、火山灰を母材とする土壌が大部分であって、一部河川流域に散在する畑地が沖積土壌となっている。ここでは大部分の面積を占める火山灰土壌について概略を説明することにする。

表層(15~40 cm)は暗褐ないし黄褐色を呈し、土性は砂壌土又は壌土である。粘着性可 そ性ともに弱から中、保水性は中程度であるが透水性はやや大きい。下層は黄褐ないし明 黄褐色を呈し、土性は壌土又は埴壌土であって、可そ性、粘着性ともに中から強である。

(3) 地形の特性

本市の地形は、洪積台地と沖積低地とに分けることができる。洪積台地と沖積低地を通じて海抜の最高点は34m、最低点は16mである。

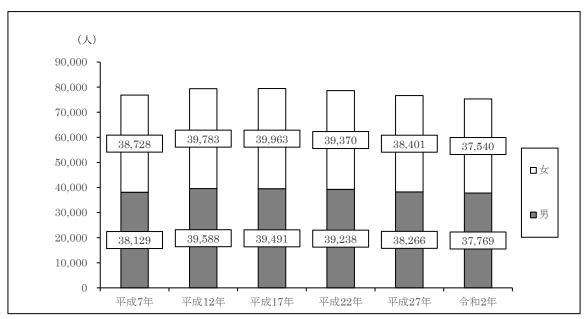
洪積台地は、おおむね海抜 20~25mの高度を有し、20mの等高線が沖積低地との境界の 急崖と一致する場合が多い。実際には洪積台地と沖積低地との境は、比高 5 m内外の急崖 にすぎないが、これによって比較的明瞭に二つの地形面が識別されるのである。この洪積 台地を構成する物質は、主として洪積統に属する礫・砂・粘土の互層であり、その上部を 関東ローム層が被覆している。 他方、本市の沖積低地は、主に利根川及び渡良瀬川の旧氾濫原で、この沖積低地を区分すると、西部の多々良沼、矢場川水系低地帯、北部の渡良瀬川沿岸低地帯の三地域に分けることができる。これらの低地帯には前述したように関東ローム層の堆積は見られず、いずれも沖積統と呼ばれる未固結の細礫・砂・粘土などから成っている。沖積世は、第四紀の中で洪積世から続く最も新しい地質時代であり、この時代につくられた沖積統は、現在の河川に沿う地帯に分布する氾濫原堆積物である。

当時の本市付近における河川の氾濫、流路の変遷は著しく、流路のあとを網状に残しながら洪積台地の一部を浸食している。沖積低地の旧流路を示す谷の一部のあるものは、水を湛えて、大小いくつかの池沼を形成して現在に至っている。

2 社会的特性

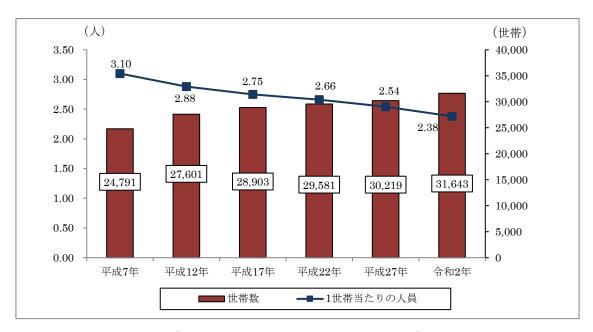
(1) 人口及び世帯の推移

令和2年の国勢調査によると、本市の人口は75,309人、世帯数は31,643世帯であり、 平成2年以降、緩やかに増加を続けていたが、平成22年には減少に転じている。また、令 和2年の1世帯当たりの人員は2.38人となっている。人口の増減に比べて世帯の増加率 が高いため、1世帯当たりの人員は減少しており、核家族化がやや進行している状況がう かがえる。



【男女別人口の推移】

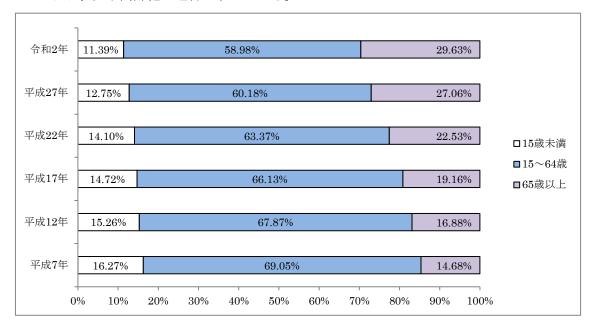
※資料:国政調査(各年10月1日現在)



【世帯数及び1世帯当たりの人員の推移】

※資料:国勢調査(各年10月1日現在)

年齢3区分別人口構成比を見ると、令和2年では、15歳未満の年少人口が11.39%、15~64歳の生産年齢人口が58.98%、65歳以上の老年人口が29.63%となっている。平成7年からの推移では、年少人口、生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加しており、少子高齢化の進行がうかがえる。



【年齢3区分別人口構成比の推移】

※資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(2) 交通に関する特性

ア道路

本市の東部を南北に東北自動車道が走るほか、幹線的な道路のうち主なものは、市を 南北に走り埼玉県羽生市及び本県太田市につながっている国道 122 号、市の東部から西 部に延び本県大泉町につながっている国道 354 号のほか、栃木県佐野市に通じる主要地 方道佐野・行田線などがある。

イ 鉄道

本市と県央及び県外とを結ぶ鉄道は東武伊勢崎線があり、東京都の浅草駅から本県伊勢崎駅まで通っている。また、館林駅から同線支線として、栃木県佐野市につながっている佐野線、本県大泉町及び太田市につながっている小泉線が延びている。

第5節 館林市の地震環境

1 過去の被害地震

群馬県に被害をもたらした主な地震は、以下の表のとおりである。

発生年月日	地 震 名 規模 (震 源) 規模 (M) 震 度		震度	被害状況
1916. 2.22 (大正5)	一 ※ ¹ (浅間山麓)	6. 2	3:前橋市昭和町	家屋全壊 7 戸、半壊 3 戸 一部破損 109 戸
1923. 9. 1 (大正 12)	関東大地震 (小田原付近)	7. 9	4:前橋市昭和町	負傷者 9 人 家屋全壊 49 戸、半壊 8 戸
1931. 9.21 (昭和6)	西埼玉地震 (埼玉県仙元山付近)	6. 9	5:前橋市昭和町	死者 5 人 負傷者 55 人 家屋全壊 166 戸 半壊 1,769 戸
1964. 6.16 (昭和 39)	新潟地震 (新潟県沖)	7. 5	4:須田貝通報所・ 前橋市昭和町	負傷者1人
1996. 12. 21 (平成 8)	茨城県南西部の地震 (茨城県南部)	5. 4	5弱:板倉町役場 4:沼田市西倉内町・ 片品村東小川・ 桐生市織姫町	家屋一部破損 64 戸
2004. 10. 23 (平成 16)	平成 16 年 (2004 年) 新潟県中越地震※ ² (新潟県中越地方)	6.8	5弱:片品村東小川・ 高崎市高松町・ 渋川市北橘町	負傷者 6 人 家屋一部損 1,055 戸
2011. 3.11 (平成 23)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地 震※ ² (三陸沖)	9. 0	6弱:桐生市元宗町 5強:桐生市白沢町・ 前橋市高士見町・ 高村田市部本町町・ 大川市町町町町・ 大泉町中野	死者 1 人(館林) 負傷者 41 人 住家半壊 7 戸 住家一部破損 17,246 棟
2014. 9.16 (平成 26)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5. 6	5弱:前橋市粕川町・ 伊勢崎市西久保町・ 太田市西本町・	負傷者 5 人 住家一部破損 689 棟

発生年月日	地 震 名 (震 源)	規模 (M)	震度	被害状況
			千代田町赤岩・ 大泉町日の出・ 邑楽町中野・ みどり市大間々町	
2018. 6 . 17 (平成 30)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4. 6	5弱: 2 3	住家一部破損4棟

^{※&}lt;sup>1</sup> 1916 年(大正 5 年)の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっている。

※2 気象庁が命名した地震

本表のとおり、近年において本県を震源とする被害地震は少ない。

本県に被害を及ぼした比較的大きな地震としては、1931年(昭和6年)の西埼玉地震がある。 この地震は、群馬県南西部から埼玉県東部に分布する深谷断層帯(旧関東平野北西縁断層帯) で発生した可能性が指摘されているが、地表に明確な変位が認められないことから、この断層 帯の固有地震ではないと考えられている。

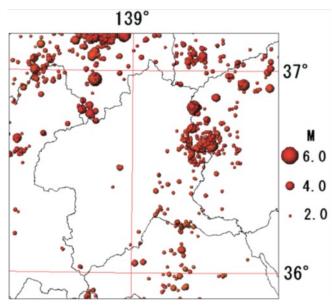
また、「類聚国史」(892年に菅原道真によって撰修された歴史書)に記載のある818年(弘仁9年)の地震では、関東諸国の相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野で大きな被害があったとされ、この地震によると推定される地割れや噴砂が群馬県や埼玉県の遺跡調査で確認されている。特に群馬県では、赤城山南麓の数多くの遺跡で地割れ、噴砂、山崩れ等が生じた痕跡が見つかっており、818年の地震による可能性が高いとされている。地震をもたらした活断層については特定されていない。

以上のように、近年、群馬県を震源とする大規模災害地震は発生していないが、過去には大 規模地震が生じていた痕跡があり、今後、群馬県においても大規模地震が発生する可能性は否 定できない。

2 市周辺の地震活動の特徴

群馬県は、南部に深谷断層帯(旧関東平野北西縁断層帯)、東部に大久保断層、太田断層、また北東部には片品川左岸断層があり、深谷断層帯(旧関東平野北西縁断層帯)では断層帯に沿って微小地震活動が定常的にみられる。

栃木県との県境(皇海山付近)から日光・足尾地域にかけて規模が小さいながら活発な地震活動がみられ、関東地方の陸域の浅いところにみられる地震活動の中で最も活発となっている。 また、この地域には、火山が複数分布するが、これらの火山と地震活動との関係は不明である。



(マグニチュード2以上:1997年10月~2007年7月:深さ30km以浅)

【群馬県とその周辺における、小さな地震まで含めた最近の浅い場所で発生した地震活動】

※資料: 地震調査研究推進本部地震調査委員会編(2009) 日本の地震活動 第2版

3 地質構造と本県の地震との関係

県内の地質は、県の南西部、東部、北部に中・古生界が分布し、その間に第三系が分布している。また、県北西部、中央部、東部に活火山が分布し、利根川や渡良瀬川及びその支流による谷や盆地に第四系が分布している。この第四系には、液状化が発生しやすい軟弱な砂層が分布する地域が含まれる。

地質構造では、関東山地と足尾山地の地質構造には大きな差違が認められる。

関東山地の中・古生界は、一般に北西-南東方向の走向を示しているが、足尾山地の中・古 生界は北東-南西方向の走向を示し、複雑な褶曲を繰り返している。

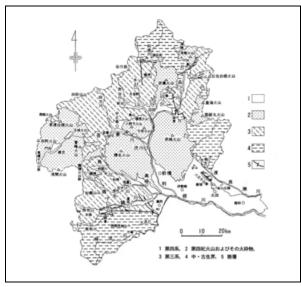
この隣り合った山地の地質構造の食い違いは、両山地間に地質構造線が伏在しており、これを境として両山地が別個の運動をした結果と考えられている。

両山地間に伏在している構造線は、柏崎一銚子(構造)線^{※1}と呼ばれており、大地溝帯であるフォッサマグナの東縁とされている。

また、現在、群馬県内で確認されている平井断層をはじめとした活断層のほとんどは関東山地と足尾山地の中間に位置しており、その走向はおおむね北西-南東方向であり、柏崎-銚子 (構造)線の走方向と一致する。

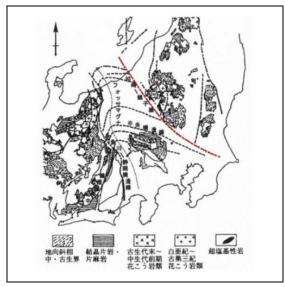
同構造線を震源とする地震の記録はなく、最近の地震の震源の分布と同構造線との相関性も 認められないが、同構造線が断層の一種であることを考えると、同構造線は震源となる可能性 は否定できない。

※1 柏崎-銚子(構造)線:新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り銚子付近へ抜ける構造線



群馬県の地質図

※資料:群馬県地質図作成委員会(1999)



群馬県周辺の地質構造図

※資料:日本の地質『関東地方』編集委員会編(1986)

4 プレート運動と本県の地震との関係

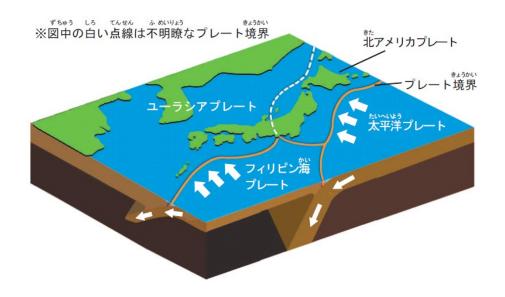
日本列島の地震活動は、日本列島を乗せた陸のプレート(北米プレートとユーラシアプレート)とその下に沈み込んでいる2枚の海洋プレート(フィリピン海プレートと太平洋プレート)の相対運動で説明されている。

本県は、フィリピン海プレートが沈み込む相模トラフ及び駿河トラフから100~200 k m、太平洋プレートが沈み込む日本海溝から150~200 k mの地点に位置しており、本県直下では、ユーラシアプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込み、さらにその下に太平洋プレートが沈み込んでいる。

また、本県直下のフィリピン海プレートの上面の深さは80km前後、太平洋プレートの上面の深さは100km~140kmとされている。

陸のプレートとフィリピン海プレートの境界で発生した関東地震(1923年、M7.9)が典型例であり、プレート内部で発生した地震としては千葉県東方沖地震(1987年、M6.7)が典型例である。

本県直下のプレートに起因する地震は、太平洋プレートに起因すると思われるものが地下12 0~160 k mで発生しているが、震源が深いため、このタイプの地震で県内に被害が発生したという記録はないが、市周辺においてプレート運動に伴い発生する東京湾北部地震、南関東で発生するM7程度の地震(茨城県南部地震など)は、今後30年以内に地震が発生する確率は70%程度と予想されている。



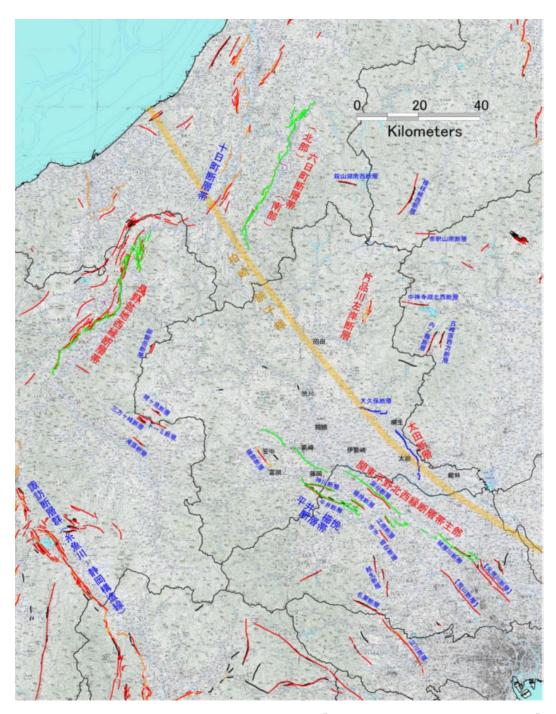
5 市周辺の活断層

本市及びその周辺の活断層分布については19ページ以降の図及び表のとおり。

文部科学省の地震調査研究推進本部において、全国に多数分布する活断層のうち、主要断層 帯として現在114の活断層を選定し、地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測している。このうち、本県においては、深谷断層帯(旧関東平野北西縁断層帯)、片品川左岸断層、大久保断層及び太田断層の4つが選定されている。

深谷断層帯は、深谷断層とその副次的な断層(磯部断層、平井断層、神川断層、櫛挽断層、 江南断層)をあわせた全長約69kmの断層帯であり、安中市、高崎市、藤岡市から埼玉県北部に 分布している。片品川左岸断層は、長さ約13km程度であり、片品川流域に分布している。大久 保断層は、長さ約9kmの活断層であり、前橋市、桐生市、みどり市、栃木県足利市に分布して いる。太田断層は、長さ約18kmの活断層であり、桐生市、太田市、邑楽町、大泉町、千代田町 にかけて分布している。

また、群馬県の近隣には比較的長い活断層として、新潟県南部に長さ約52kmの六日町断層帯、 長野県北部に長さ約58kmの長野盆地西縁断層帯が分布する。



	凡例						
線種	断層名	出典					
	(活断層:確実度 Ⅰ・Ⅱ)	新編日本の活断層(1991)					
	(活断層) (推定活断層)	活断層詳細デジタルマップ(2002)					
	関東平野北西縁断層帯主部 (平井一櫛挽断層帯)	地震調査研究推進本部(2005)					
	長野盆地西縁断層帯	地震調査研究推進本部(2001)					
	六日町断層帯	地震調査研究推進本部(2009)					
	大久保断層	松田ほか(1977)、熊原・近藤(2008)					
	太田断層	熊原·近藤					
	(柏崎一銚子線)						

【本県及びその周辺の活断層分布図】 ※資料: 群馬県地震被害想定調査, 2012

群馬県及びその周辺に分布する活断層一覧表

断層名		長さ	幅	地震規模 (M) ※ ¹	平均変位 速度 ※ ²	変位量 (1回の活動)	活動区間	出典	
深谷断層帯		約 69km	20-25km	7.9 程度	0.2-0.5m/千年程度 (上下成分)	5 m程度 (上下成分)	全域	地震調査研究推進本部(2015)	
片品川左岸断層	片品川左岸断層		不明	6.7程度	0.2m/千年程度 (上下成分)	1 m程度 (全体)	全域	地震調査研究推進本部(2015)	
太田断層		約 18km	不明	6.9程度	不明	2 m程度 (上下)	全域	地震調査研究推進本部(2015)	
大久保断層		約9km	不明	7.0程度	0.4m/千年程度 (上下)	2m程度 (上下)	全域	地震調査研究推進本部(2015)	
姥ヶ原断層	層		不明	不明	不明	不明	全域	新編日本の活断層(1991)	
御飯岳断層		約4km	不明	不明	不明	不明	全域	新編日本の活断層(1991)	
	(全体)	約 52 km	不明	7.7程度	(北部と南部で個別評価)	(北部と南部で個別評価)	北部と南部2区間		
	(北部)	約 22km	不明	7.1 程度	不明	2m程度(上下成分)	全域		
六日町断層帯 (南部)		約 30km	不明	7.3程度	0.6-2.0m/千年程度 (上下成分)	3 m以上(上下成分)	全域	地震調査研究推進本部(2009)	
長野盆地西縁断層帯		約 59km	不明	7.4-7.8 程度	1.2-2.6m/千年程度 (上下成分)	2-3 m程度 (上下成分)	全域	地震調査研究推進本部(2015)	
関谷断層		約 38km	不明	7.5程度	1 m/千年程度 (上下成分)	3-4 m程度 (上下成分)	全域	地震調査研究推進本部(2015)	

※1 地震規模(M): 断層全体が活動した場合に発生する可能性のある地震の規模

※2 平均変位速度:1,000年当たりの断層のズレの長さ

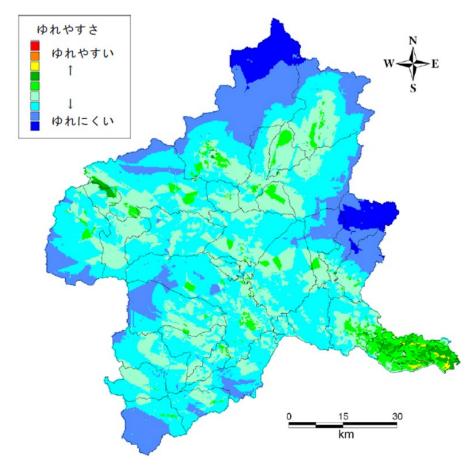
5 表層地盤のゆれやすさ

地震による地表でのゆれの強さは、主に、「地震の規模(マグニチュード)」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なり、一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは異なり、このことを「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。

(1) 予防対策用地震による地震動予測

特に地表に活断層が見られない場所でも、地殻内の浅いところでマグニチュード7前後の地震が突然発生した事例がある(例 2008 岩手・宮城内陸地震(M7.2))。このような内陸地震については、どこで発生するか、現在の地震学の知見では解明されていない。

そこで、群馬県地震被害想定調査(平成24年6月)において、各種被害予測を行った3つの地震とは別に、県内全ての市町村(市役所・町役場の直下)に、このような内陸地震を「予防対策用地震」として想定(マグニチュードは全て6.9)し、地表の「ゆれやすさ」を表した。



【予防対策用に設定した各市町村直下の地震(M6.9)による「ゆれやすさ」の分布】

このマップからは、特に邑楽郡や館林市などの平野部は、やわらかい地盤で覆われ、ゆれが大きくなることが分かる。防災対策上、そのような場所を知っておくことは重要で、特にゆれやすい地域に居住する人は、家具の固定、住宅の耐震診断や耐震補強などの対策を優先的に行うなど、日頃の地震への備えの参考にすることができる。

第6節 被害の想定

群馬県では、阪神・淡路大震災後の平成7~9年度に地震被害想定調査を行った。その後、被害想定の前提とした社会条件等が大きく変化し、また、その間、地震学・地震工学の進展に伴い、より高精度に地震被害を予測することが可能となった。

そのような状況を踏まえ、平成23~24年度にかけて、地盤や建築、火災などの専門家による群馬県地震被害想定調査検討委員会において検討を行い、前回調査の見直しを行った。

新たな調査の特徴としては、想定地震の震源位置や規模の見直しをはじめ、国等が行った地震被害調査等によって明らかになった点及び強震動・被害予測手法等に関する最新の知見、技術を用い、被害想定の手法等の見直しを行った。なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を考慮し、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定した。

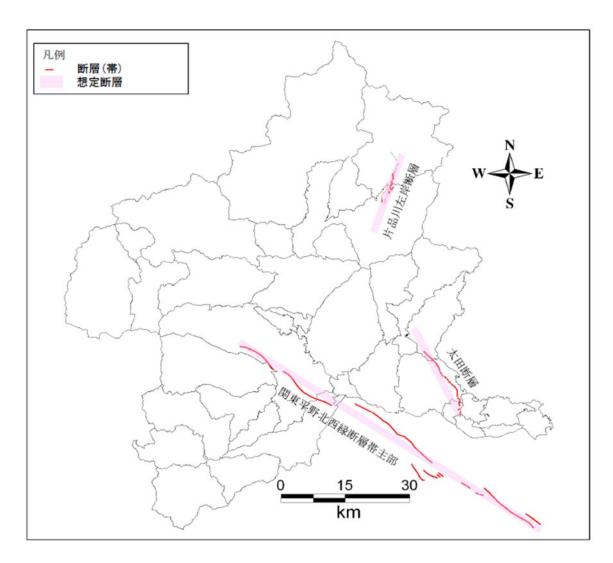
本調査は、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性の高い地震に対し、本県の自然条件や社会条件のもとで、現在の科学的知見に基づき地震による被害を予測したものである。

1 県の被害想定地震

(1) 想定した地震

この調査で被害予測を行った想定地震は、発生確率が低い、あるいは不明であるが、活動した場合に大きな被害を及ぼす可能性がある、県内に分布する3つの活断層(帯)とした。現在確認されている状況においては、太田断層の長さは約18km、片品川左岸断層の長さは約7~9kmであるが、近年までの日本における内陸地震に関する知見から、全長20km程度以下の活断層については、必ずしも地下の震源断層の長さ全てが地表に活断層として現れる訳ではなく、一部の短い断層としてしか現れていない場合があることが分かってきている(地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会、2010)。以上により、断層の不確実さを考慮した上で、長さ20km以下であるとされる両断層については、断層の長さを延長して震源断層とした。

** ACCEPACOCIAINIPHECONO								
			震源断層モデル					
想定地震名	規模	 想定断層の概要	走向	傾斜	長さ	幅	上端	本市の
心处地放力	(M)						深さ	最大震度
			(度)	(度)	(km)	(km)	(km)	
関東平野北西		県南西部から埼玉		60°				
縁断層帯主部	8. 1	県東部にかけて分	121°		82	20	5	震度6強
による地震		布する活断層		南西傾斜				
		県南東部の太田市		450				
太田断層	7. 1	周辺に分布する断	154. 8°	45°	24	18	2	震度6弱
による地震		層		南西傾斜				
		県北部の沼田市周		450				
片品川左岸断	7.0	辺に分布する活断	16. 8°	45°	20	18	2	震度5弱
層による地震		層		東傾斜				



【被害想定を行った3つの断層(帯)と想定断層モデルの位置図】

(2) 想定地震ごとの被害の想定

3つの想定地震による被害予測結果は、以下のとおりである。この被害予測は、最新の知見をもとに、可能な範囲で収集したデータを基に揺れや液状化危険度、地震被害量などを算出して想定したものであり、実際に想定地震が発生した場合には、想定結果と違う結果となる場合がある。

ア 県全体の想定地震別人的被害

				想定	宮地震ごとの初																	
項		Į.	目	関東平野 北西縁断層帯 主 部	太田断層	片品川左岸 断 層	備考															
			冬5時	3,133 人	1,133人	23 人																
死		者	夏 12 時	2, 297 人	1,020人	9人																
			冬 18 時	2,655 人	1,054人	14 人	 建物被害、屋内収容物の軸															
			冬5時	17,743 人	7,874人	85 人	建物板音、座内板台物の転 倒、ブロック塀等の転倒、															
負	傷	者	夏 12 時	14,074 人	6,454 人	56 人	圏、プログラ研号の転倒、 屋外落下物、火災による被															
			冬 18 時	15, 109 人	6,831 人	72 人	書者数															
負	傷	者	冬5時	3,340 人	1,291人	16 人																
の	う	ち	夏 12 時	2,472 人	1,079人	9人																
重	傷	者	冬 18 時	2,880 人	1,209人	15 人																
		者	全避難者数	543, 589 人	244,864 人	766 人	建物被害、断水による															
避	難		者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	£ 者	准 者	1 者	乳幼児	33, 185 人	15,956 人	37 人
			高齢者	122,521 人	51, 166 人	213 人	(地震発生1日後)															
帰	宅	3	困 難 者	146, 100 人	104, 401 人	0人																

イ 県全体の物的被害

			想知				
	項	目	関東平野北 西縁断層帯 主 部	太田断層	片品川左岸 断 層	備 考	
建物	全壊棟数		56,531 棟	21,559 棟	137 棟	揺れ、液状化による	
物	半壊棟数		127, 455 棟	52, 363 棟	896 棟	建物被害棟数	
火	出火件数		197 件	82 件	1件	・冬 18 時 (風速 9 m/s) ・12 時間後	
火災	焼失棟数		15, 238 棟	4,768 棟	0 棟		
	1. 小、米	配水管被害	5,127件	1,948件	17 件		
ラ	上水道	断水世帯	482,024 世帯	217, 423 世帯	1,520 世帯	発災直後	
イ	下水管	被災延長	217 km	93 km	5 km		
ラ	下水官	被災人口	37, 143 人	15,773 人	694 人		
イン	都市ガス	供給停止	51,840件	29,657 件	0件		
ライフライン施設	LPガス	被害件数	4,690件	2,343件	29 件		
取	電柱被害率		1.5%	0.6%	0.003%	冬 18 時	
	電話電柱被	害率	1.9%	0.6%	0.0%	冬 18 時	

(3) 減災目標

近年、群馬県では大規模地震は発生していないが、過去にはその痕跡がある。 地震は、たとえ発生確率が低くても、いったん発生すれば被害は甚大なものとなる可能 性がある。低い発生確率を示す数値は、決して安全を示す数字ではない。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震という巨大地震により多くの尊い命が失われた。千年に一回発生するとされた地震、一生のうちに遭わない確率の方が高い地震が、我々が生きている間に発生した。今を生きている私たちにとっては、発生したことが事実であり「今後もまた発生することがある」ということを認識して、未来の安全・安心な生活を守るために、いつ発生するかわからない大規模災害に対してもしっかりとした備えをしていかなければならない。

今後、この群馬県地震被害想定調査により想定された人的被害等の結果を踏まえて、地震による被害を軽減するための数値目標を「減災目標」と定め、目標を達成するために、より一層効果的な地震被害軽減に向けた各種対策を戦略的に講ずることとする。

2 市の被害想定

群馬県地震被害想定調査(平成24年6月)によると、館林市の被害想定は以下のとおりである。中でも館林市でもっとも影響を及ぼすと思われるのは、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」である。

(1) 市全体の想定地震別人的被害

		/ II			三地震ごとの初										
	項		目	関東平野北 西縁断層帯 主 部	太田断層	片品川左岸 断 層	備考								
		者	冬 5 時	11 人	1人	0人									
死			夏 12 時	10 人	1人	0人									
			冬 18 時	10 人	1人	0人									
			冬 5 時	298 人	62 人	0人	建物被害、屋内収容物の転倒、								
負	傷	者	夏 12 時	245 人	55 人	0人	ブロック塀等の転倒、屋外落下								
			冬 18 時	256 人	63 人	0人	物、火災による被害者数								
負	傷	者ち者	冬 5 時	12 人	2 人	0人									
0)	う		ち	夏 12 時	13 人	4 人	0人								
重	傷		冬 18 時	17 人	7人	0人									
			全避難者数	20,795 人	6,006人	9人									
		者	乳幼児	1,254人	362 人	1人									
			高齢者	4,645 人	1,342人	2 人	7キルーカウケマ NVC ユュ)ァ ト フ								
避	難		者	者	者	者	者	者	者	者	要介護度 3以上	301 人	87 人	0人	建物被害、断水による 避難者数
			身体障がい 2級以上	317 人	92 人	0人	(地震発生1日後)								
			知的障がい 重度A	40 人	12 人	0人									
帰	笔	=======================================	困 難 者	8,118人	8,118人	0人									

(2) 市全体の物的被害

								想定			
	項目			現況	関東平野北西	太田断層	片品川左岸	備考			
								縁断層帯主部	A 田 四 月 一	断層帯	
					全	壊		255 棟	32 棟	2 棟	揺れ、液状化によ
建	物	全	建	物		30	43, 360 棟	0. 59%	0.07%	0.00%	る建物被害棟数
Æ	199	土.	Æ	120	半	壊	45, 500 1末	2,405棟	521 棟	5 棟	上段:棟数
					+	坂		5. 55%	1. 20%	0.01%	下段:被害率
					冬 5	時		0 棟	0棟	0 棟	
		出;	火 件	火 件 数	夏 12 時		0 棟	0 棟	0 棟		
火	災				冬 18	時		2 棟	0棟	0棟	
	٥٢				冬 5	時		0 棟	0 棟	0 棟	
		焼	失 棟	数	夏 12	時		0 棟	0 棟	0 棟	12 時間後
					冬 18	時		5 棟	0 棟	0 棟	
	上	被	害	筃	所	数	527.1km	219 件	45 か所	0 か所	
	水	被		害		率		0.414 件/km	0.085件 /km	0件/km	
	道	断	水		世	帯	29,530 世帯	24, 705 世帯	8,441 世帯	0 世帯	発災直後
	긧	被	災		延	刭	238.8km	7. 28km	4.68km	0.01km	
	水	被害率			3. 05%	1.96%	0.0%				
	道	被	災		人	П		1,114人	716 人	2 人	
	都市ガス	供	給 停	Ē	止 件	数	7,436件	0件	0件	0件	
ライフ		供	給	停	止	率		0.0%	0.0%	0.0%	
/ ラ イ	L P	被	害		件	数	23,000件	152 件	23 件	0 件	
イフライン施設	ガス	被		害		率		0.66%	0.10%	0.00%	
注(注)		冬5時 電柱被害率 夏12時			冬 5	時		0.1%	0.0%	0.0%	
Ţ)	声				時		0.1%	0.0%	0.0%		
	電力施設				冬 18	時	_	0.1%	0.0%	0.0%	
	产	停			冬 5			1. 4%	0.1%	0.0%	
			電	率	夏 12			1.4%	0.1%	0.0%	
					冬 18			1. 4%	0. 1%	0.0%	
	帝	被	害		本	数	7,638本	11本	1本	0本	
	電話	被		害		率		0.1%	0.0%	0.0%	
	電柱	不	通	回	線	数	28,005 回線	35 回線	3 回線	0 回線	冬 18 時
		不		通		率		0.1%	0.0%	0.0%	
災	害月	兖 勇	乗物 (万	· ト :	/)		10. 3	2. 1	0.0	

⁽注) この被害想定は、発生する確率が低い、又は不明であるが、起きた場合に被害が大規模になることが想定される地震に対し、最新の知見をもとに、現在、群馬県が可能な範囲で収集したデータを基に揺れや液状化危険度、地震被害量などを算出して想定したものである。

実際に想定地震が発生した場合には、その震源や規模、震度の分布も想定結果と違う結果となる場合がある。(「群馬県地震被害想定調査(平成24年6月)」より作成)

第7節 計画の修正

市地域防災計画は、災害対策基本法 42 条の規定に基づき、毎年検討を加える必要があると認めるときは、これを修正する。各機関は、関係ある事項について、毎年3月末日(緊急を要する事項については、その都度)までに計画修正案を館林市防災会議(総務部安全安心課)に提出するものとする。

第8節 用語の定義

この計画において、以下に揚げる用語の意義は、それぞれ右に定めるところによる。

1	災害対策基本法	災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)をいう。
2	災害救助法	災害救助法(昭和22年法律第118号)をいう。
3	県防災計画	災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、群馬県防災会議が作成する群 馬県地域防災計画をいう。
4	水防計画	水防法(昭和 24 年法律第 193 号)に基づき、館林地区消防組合管理者 (館林市長)が作成する水防計画をいう。
5	災害対策本部	災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、市の区域に災害が発生し、 又は発生するおそれがある場合に、市地域防災計画の定めるところによ り市長が設置する館林市災害対策本部をいう。
6	本部長	災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき、市長をもって充てる館林 市災害対策本部長をいう。
7	部等	館林市の市長部局の部、市教育委員会事務局及び市議会事務局をいう。

第2部 災害予防

第1章 地震に強いまちづくり

地方公共団体は、災害対策基本法第8条により、市土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化、その他市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項等の実施に努めることとされている。市は、館林市都市計画マスタープランにおける「都市防災の方針」との整合を図るとともに、防災関係機関と連携のうえ、地震に強いまちづくりの実現に向けて努力するものとする。

第1節 市土の保全

市は、危険箇所を調査把握し、危険区域における住宅等の安全立地に努めるとともに、県に災害防止工事を要請し、災害の予防を図るものとする。

1 住宅等の安全立地

都市計画課・建築課

市は、危険区域における宅地開発、住宅建築等を未然に防止するなど住宅等の安全立地に努めるものとする。

2 災害防止工事の促進

安全安心課・道路河川課

市は、危険箇所が新たに発見された場合、県に報告し、人家、公共施設の多い重要箇所から、逐次防止工事を実施するよう県に要請する。

第2節 地震に強いまちづくりの推進

1 都市計画マスタープランによる都市防災の構想・基本方針

都市計画課

市は、館林市都市計画マスタープラン(令和3年3月策定)において、地震災害に対する都市防災の構想・基本方針を以下のとおり設定している。

- ○都市防災の基本方針
 - 地域防災力の向上による安全で安心なまちづくり
- ○都市防災の基本的な考え方
 - 国土強靭化計画に基づく災害に強いまちづくり
 - ・館林市強靱化計画に基づく重点化施策の推進
 - ・新たな広域避難、輸送ルートの整備 防災、減災等のための安全なまちづくりの推進
 - ・災害ハザードエリアにおける防災まちづくりの検討

2 災害に備えた施設整備

安全安心課・農業振興課・都市計画課・道路河川課・緑のまち推進課・建築課

市は、上記の市都市計画マスタープランの基本方針等に基づき、避難経路、避難場所、延焼防止帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努めるものとする。また、道路及び橋梁(特に鉄道、東北自動車道、利根川・渡良瀬川・谷田川・鶴生田川等に架かるもの)については、必要に応じた耐震補強及び補修を行うものとする。

また、公共建築物や幹線道路沿いの建築物の耐震不燃化を促進するとともに、民間建築物についても耐震性が向上するように、意識啓発や耐震助成等の支援を推進する。

さらには、狭あい道路や住宅密集地、路上駐車等により消防活動や応急活動が困難となる地域については、実態を把握のうえその解消に取組むものとする。

その他、本市における災害時の拠点として大規模災害発生時に行政が機能不全に陥ることなく一刻も早い市民への救助活動体制が確立できるように防災拠点を整備し、危機管理体制を構築する。

ここでは首都直下地震等の大規模災害時における広域的な救助活動もできるよう、緊急消防援助隊等のベースキャンプやヘリ離着陸場としての機能も整備する。

第3節 避難場所・指定避難所・避難経路の整備

1 避難場所・指定避難所の整備

財政課・社会福祉課・高齢者支援課・こども課・健康推進課・商工課・教育総務課 生涯学習課・学校教育課・文化振興課・スポーツ振興課

市は、避難困難地区の解消、避難者の収容能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難場所及び指定避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設、グラウンド等の整備に努めるものとする。

2 学校等避難施設管理者等との連携

財政課・社会福祉課・高齢者支援課・こども課・健康推進課・商工課・教育総務課 生涯学習課・学校教育課・文化振興課・スポーツ振興課

市は、公民館、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、必要な数、規模の避難所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定する。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとし、市民への周知徹底に努めるものとする。

3 避難経路の整備

道路河川課

市は、避難に要する時間の短縮、避難経路の有効幅員の拡大、避難経路の安全性の向上等を目的として、避難経路となる市道、その他の道路の整備に努めるものとする。

火災延焼防止のための緑地整備 4

緑のまち推進課

(1) 避難所の緑化

避難所として利用される公共施設、学校等の緑化に際しては、樹木の有する延焼阻止機 能等に着目し、常緑広葉樹を主体に植栽するなど、災害に強い緑地の整備に努める。

(2) 家庭等の緑化

樹木の有する延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭から工場その他の施設に 至るまで、災害に強い緑のまちづくりを推進する。

建築物の安全化 第4節

公共建築物は、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる等、防災上重要な機能を 有している。そのため、これら防災上重要な公共建築物の耐震性を確保することは極めて重要で ある。そこで、あらたに公共建築物を建設する場合は、耐震設計・施工とし、既設の建築物につ いては耐震性を調査し、耐震性に疑問のある建築物については、耐震改修を促進するものとする。

耐震化の促進 1

建築課

県(建築課)及び市は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法(昭和25年法律 第201号)に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

現行の建築基準法の適用を受けない建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法 律(平成7年法律第123号)が平成25年11月に改正され、要安全確認計画記載建築物(※1)に ついて、所有者は平成27年12月31日までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うこ とが義務付けられた。また、特定既存耐震不適格建築物(※2)の所有者は、同法に従い、当 該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めなければならないとさ れた。併せて、耐震性に係る表示制度の創設や、認定された耐震改修について容積率・建ペい 率の特例などの促進策が講じられた。県では、令和7年度までに、現行の建築基準法等の耐震 関係規定に適合していない既存不適格建築物の耐震化率95%を目標とした群馬県耐震改修促進 計画(2021-2025)を令和3年4月に改正しており、本市においても令和3年7月に第3期館林 市耐震改修促進計画として改正した。市は、同計画に基づき必要に応じ当該建築物の所有者に 対して、同法に基づき耐震診断及び耐震改修について指導及び助言等の措置を行うものとする。

※1要安全確認計画記載建築物:要安全確認計画記載建築物とは、特定既存耐震不適格建築 物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必 要がある大規模なものとして政令で定めるものをいう。

※2 特定既存耐震不適格建築物:特定既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法の第14条に 規定する現行の新耐震基準に適合しない建築物(一般に19 81年(昭和56年) 5月以前に建築確認を受けたもの)の中 で、要安全確認計画記載建築物を除く以下の建物、学校、 体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、 事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物のう ち、政令で定める規模のもの、火薬類、石油類その他政令 で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯

蔵場又は処理場の用途に供する建築物

2 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保

財政課・社会福祉課・高齢者支援課・介護保険課・こども課・健康推進課・商工課・つつじのまち観光課・建築課・教育総務課・生涯学習課・文化振興課・スポーツ振興課・

邑楽館林医療企業団

(1) 市及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設(以下、この節において「公共建築物等」という。)については、耐震性の確保に特に配慮するものとする。具体的には、以下の建築物が対象となる。

なお、市は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係わるリストの作成及び公表に努める。

- ① 市役所、公民館等の建築物のうち不特定多数の者が利用するもの
- ② 学校(専修学校及び各種学校を含む。)・体育館
- ③ 病院、診療所
- ④ 劇場、観覧場、集会場、展示場、映画館、演芸場、公会堂
- ⑤ 百貨店、卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ⑥ 運動施設(水泳場その他これらに類する施設)
- ⑦ ホテル又は旅館
- ⑧ 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
- ⑨ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- ⑩ 博物館、美術館又は図書館
- ① 遊技場、公衆浴場
- ⑩ 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- ③ 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 14 工場
- (15) 車両の停車する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- ⑤ 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- ① 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- (2) 市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (3) 市は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に 安全確保対策を進めるものとする。

3 落下物防止対策等の推進

秘書課・建築課

市は、建築物の所有者又は管理者に対し、広報紙、市ホームページ、市エックス(旧ツイッター)、市公式LINE等により窓ガラス、看板、広告物、屋上設備機器等の落下・脱落防止、天井材等の非構造部材の脱落防止対策、自動販売機の転倒防止対策やエレベーターにおける閉じ込め防止等の重要性について啓発を行う。

4 ブロック塀の倒壊防止対策の推進

秘書課•建築課

市は、市民に対し、広報紙等によりブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について啓発を 行うとともに、特に避難経路沿いにある危険なブロック塀の所有者又は管理者に対し、撤去費 補助を実施し、作り替えや生け垣化等を奨励する。

5 文化財の保護

文化振興課

市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

6 空き家等の把握

建築課

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

第5節 ライフライン施設の機能確保

1 ライフライン施設の機能確保

群馬東部水道企業団・下水道課・

ライフライン事業者(電気、ガス、LPガス、石油、電話)

- (1) ライフライン等に関わる事業者は、以下によりライフライン設備の強化と保全に努めるものとする。
 - ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計に努めるものとする。
 - イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等を計画的に推進する。
- (2) 市及び公共機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

2 防災体制の整備

群馬東部水道企業団・下水道課・

ライフライン事業者(電気、ガス、LPガス、石油、電話)

ライフライン等に関わる事業者は、防災計画を作成し、以下により防災体制の整備を図るものとする。

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行するものとする。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員への周知に努めるものとする。
- (3) 情報連絡体制の整備を推進する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制の整備を推進する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに県又は市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。
- (6) 医療機関等の人命に係わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるとともに、 早期復旧が可能な体制の整備を計画的に推進する。

3 応急復旧用資機材の整備

群馬東部水道企業団・下水道課・

ライフライン事業者(電気、ガス、LPガス、石油、電話)

- (1) ライフライン等に関わる事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

4 需要者への防災知識の普及

群馬東部水道企業団・下水道課・

ライフライン事業者(電気、ガス、LPガス、石油、電話)

ライフライン等に関わる事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

第6節 液状化対策

1 公共施設等における液状化被害の防止

財政課・社会福祉課・高齢者支援課・こども課・健康推進課・商工課・教育総務課・ 学校教育課・文化振興課・スポーツ振興課・邑楽館林医療企業団

市及び病院等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施するものとする。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行うものとする。

2 液状化対策の知識の普及

秘書課・都市計画課・建築課

市は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等のマニュアル等による普及を始め、市民への液状化対策の知識の普及を図るものとする。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

災害時の備えとして、市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

その上で、地震が発生し、大規模な被害が発生した場合は、市は、迅速かつ円滑に災害応急対策 を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。

災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)の実施である。特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床(ベッド)、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、市民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等で取り組むものとする。

市は、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。そのため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

さらに、効果的・効率的な防災対策を行うために、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

また、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の応急復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止という段階を踏んで災害応急対策が進められていくものである。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項に ついて、各種計画を推進するものとする。

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 前橋地方気象台から発表される地震情報

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観 測した地域名(全国を約188地域に区分) と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上(津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源•震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干 の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動 に関する観測 情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を 観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、 長周期地震動階級や長周期地震動の周期 別階級等を発表(地震発生から 10 分後程 度で1回発表)
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表**1日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合な ど	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ や地震が多発した場合の震度1以上を観 測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 250m四方ごとに推計した震度(震度4以 上)を図情報として発表

^{※1} 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半~2時間程度で発表しています。

※気象庁「地震情報」に基づき作成

2 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

秘書課・安全安心課

市は、地震による被害が各機関の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

3 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

秘書課・安全安心課

- (1) 市は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な体制を整備するものとする。
- (2) 市は、たてばやし防災情報伝達システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- (3) 市及びライフライン事業者は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

4 多様な情報の収集体制の整備

秘書課・安全安心課

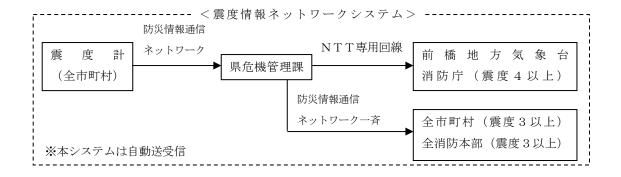
- (1) 市は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段 のほかにたてばやし防災情報伝達システム、インターネット等による情報収集体制を整備 するものとする。
- (2) 市は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム(総合防災情報システム及びSIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク: Shared Information Platform for Disaster Management)) に集約できるよう努めるものとする。

5 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の伝達系統

安全安心課

県(危機管理課)は、館林市をはじめ県内35市町村全てに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに関係機関に伝達する震度情報ネットワークシステムを構築している。

市は、このシステムにより震度情報を早期に把握し、初動体制を適切かつ迅速に配備するものとする。



6 緊急地震速報の伝達体制等の整備

安全安心課

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

また、受信した緊急地震速報をたてばやし防災情報伝達システムにより市民等への伝達に努めるものとする。

なお、市民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に 活用し、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

7 情報の分析整理

秘書課・安全安心課

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・ 要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2節 通信手段の確保

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、市は、県、電気通信事業者その他防災関係機関と連携して、通信施設の整備及び保 守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

1 通信手段の現況

秘書課・安全安心課

(1) 県防災行政無線

県は、群馬県防災無線ネットワークを整備し、本市には端末器が配備され、県・他市町 等との情報収集や伝達手段として重要な役割を果たしている。

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、定期的な 訓練の実施等をとおして運用の習熟や平常時からの連携体制の構築に努めるとともに、平 常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

(2) 災害時優先電話

市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況の収集は、一般加入電話により行うものとするが、一般加入電話が使用できない場合は、災害時優先電話を使用する。

市は、以下の措置を講じ、職員に災害時優先電話の周知を図るものとする。

—— 周 知 事 項 -

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

2 通信連絡体制の整備

秘書課・企画課・財政課

大規模災害時には、施設の被害又は市内外からの急激な通話量の増大等により、電話による 連絡に不備が生じることが予想されるので、以下のような対策を推進する。

- (1) 通信施設の点検・整備の実施
- (2) 予備電源の確保
- (3) 通信施設の耐震化、免震化の強化・推進
- (4) 各防災対策機関との連絡手段の複数ルートの確保
- (5) 通信施設が被災した際の復旧体制の確立
- (6) 防災関係機関と連携した通信訓練への参加

3 通信機器の整備

安全安心課

災害により、一般有線電話の途絶又は輻輳(ふくそう)により通信が困難な場合に備え、以下の代替通信手段の確保・活用を図るものとする。

- (1) アマチュア無線
- (2) 携帯電話
- (3) インターネット
- (4) その他(衛星携帯電話)

第3節 職員の応急活動体制の整備

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等並びに市及び県の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することも必要である。

1 職員の非常参集体制の整備

安全安心課・人事課・その他の防災関係機関

- (1) 市は、以下により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
 - ア 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集職員の確保等を図る。
 - イ 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努めるものとする。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた 体制の整備を図るものとする。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

安全安心課・その他の防災関係機関

(1) 市は、応急活動のための「防災計画に基づくマニュアル」を各班(部・課)で作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとす

る。

(2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた 体制の整備を図るものとする。

第4節 防災関係機関の連携体制の整備

市は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることから、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関との応援協定を締結する等、平常時から連携を強化しておくものとする。 また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては実効性の確保に留意する必要がある。

1 市における受援・応援体制の整備

安全安心課

(1) 市は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内市町をはじめ関係機関との間での応援協定の締結に努めるものとする。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制になるよう周辺市町等との締結を考慮するとともに、大規模な地震等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮することとする。

また、市は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を受援計画等に定めておくなどの必要な準備を行うものとする。

- (2) 市は、避難情報を発令する際に、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関(前橋地方気象台、河川管理者等)又は県(河川課、砂防課、各土木事務所等)に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法の取り決めや、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 市は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署に おける受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会 議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動 拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において協力を得られる体制 の整備に努めるものとする。
- (4) 市は、県と協力し、応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援及び他の都道府 県等からの応援職員の円滑な受入れの円滑な実施に努めるものとする。 また、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、

宿泊場所等を確保するものとする。

(5) 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による 支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 自衛隊との連携体制の整備

安全安心課

- (1) 市は、自衛隊 (陸上自衛隊第12 旅団) への災害派遣要請の県への依頼が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくものとする。
- (2) 市は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、相互の情報連絡体制の充実、及び共

第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

同の防災訓練の実施に努めるとともに、受入れに当たってのヘリポート、派遣部隊の宿泊 施設の整備を図るものとする。

3 一般事業者等との連携体制の整備

安全安心課

市は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

資料編

10. 応援協定・防災協定の締結状況

4 建設業団体等との連携体制の整備

道路河川課

市は、速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

5 救援活動拠点の整備

安全安心課

市は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

6 円滑な救助の実施体制の構築

安全安心課・社会福祉課・館林地区消防組合

市は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第5節 防災中枢機能等の整備

1 防災中枢機能の整備

財政課・安全安心課・社会福祉課・教育総務課・邑楽館林医療企業団・ 館林地区消防組合・群馬東部水道企業団

- (1) 市は、災害時において、市役所庁舎が災害応急対策の中枢施設として機能するよう整備 するとともに、代替施設の選定などのバックアップ体制、自家発電設備等の整備及び燃料 の確保に努めるものとする。
- (2) 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。
- (3) 災害時において、迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うため、通信施設の点検整備の推進に努めるものとする。

2 災害応急対策に当たる機関の責任

財政課・安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・健康推進課

市、公共機関及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

3 災害活動拠点等の整備

財政課・安全安心課・こども課・教育総務課・スポーツ振興課

(1) 備蓄倉庫の整備

市は、アルファ化米等の備蓄物資を備蓄している。今後は、備蓄物資のさらなる充実を 図るものとする。

- (2) 被災者の安全を確保するための施設及び設備の整備 災害時における飲料水、貯水槽、水泳プール、浄水機、電源の確保等に必要な自家発電 設備等、被災者の安全を確保するための施設及び設備の整備を図る。
- (3) 防災上重要な建物の整備

小学校・中学校、社会福祉施設その他不特定多数の者が利用する公的建造物、避難施設等、防災上重要な建物で、防災上改築又は補強を要するものの整備を推進する。

4 公的機関等の業務継続性の確保

企画課・財政課・安全安心課・その他の防災関係機関

(1) 市、防災関係機関等は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

なお、市は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 市は、特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、 発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

5 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備

安全安心課・市民協働課

市は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局、危機管理担当部局、福祉部局、保健所、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。

第6節 救助・救急及び保健医療活動体制の整備

1 救助・救急活動体制の整備

行政課・安全安心課・館林地区消防組合・自主防災組織

(1) 救急・救助体制及び機能の強化

市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

- (2) 救急・救助用資機材の整備
 - ア 館林地区消防組合は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、 チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。
 - イ 市、館林地区消防組合は、消防団の装備の基準(昭和63年消防庁告示第3号)に基づき館林消防団の救急・救助用資機材の装備の充実に努めるものとする。
 - ウ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、市は、これを資金面で支援するものとする。
- (3) 保有資機材の把握

災害時には必要に応じて救急・救助用資機材を相互に融通し、効果的な活用を図る必要があることから、市は各機関におけるこれら資機材の保有状況を把握しておくものとする。

2 医療活動体制の整備

健康推進課・邑楽館林医療企業団・館林地区消防組合

(1) 災害拠点病院

- ア 被災地の医療の確保、被災地への医療支援等を行う病院として、「災害拠点病院」(資料編)が指定されている。市内の医療機関のみでは、治療、収容が不足する場合及び緊急の場合は、これらの病院への搬送を考慮するものとする。
- イ 災害拠点病院は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣機能を有するものとする。

(*DMAT: Disaster Medical Assistance Team)

- ウ 群馬DMATは群馬DMAT指定病院及び群馬DMAT指定組織に所属する災害派 遺医療チームをもって編成する。
- (2) 医薬品、医療資機材の確保

市は、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の確保に努めるものとする。

- (3) 館林地区消防組合と医療機関等との連携
 - ア 救急搬送を受け持つ館林地区消防組合と医療機関は、迅速に患者を適切な医療機関に 搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。
 - イ 災害時において救急患者を適切な医療機関に搬送する場合、被災地に近い医療機関への迅速な搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合は遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となるため、医療機関及び館林地区消防組合は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連携体制の整備を図るものとする。

第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

ウ 市は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地・大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど広域的な救急医療体制の整備に努める。

(4) 災害医療の研究

医療機関等の災害医療に関係する者は、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療 技術について研究、研修に努める。

(5) こころのケア体制の整備

市は、災害時のこころのケアの専門職からなるチームの整備に努める。

資料編

5. 医療機関 (1)災害拠点病院

3 保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備

安全安心課・健康推進課

市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

第7節 消火活動体制の整備

1 消防力の整備

財政課・安全安心課・館林地区消防組合

市は、以下により消防力の強化に努める。

(1) 消防組織の拡充、強化

「消防力の整備指針」に適合するよう消防組織の拡充、強化に努める。

(2) 消防施設等の整備、強化

地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう消防施設等の整備及び適切な配置について、年次計画を立てその強化を図る。

特に、消防水利については、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、耐震性貯水 槽、河川、湖沼等の水利体制の確立を図る。

(3) 館林消防団の資機材等の整備

各消防団詰所には、災害支援資機材を保有しており、今後も救助資機材等の整備強化に 努める。

2 出火の防止

安全安心課・建築課・館林地区消防組合

(1) 建築同意制度の活用

館林地区消防組合の協力を得て、建築基準法第 93 条の規定に基づく消防法第7条に規定する建築物の新築、増築、改築等に係る消防同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

- (2) 一般家庭に対する指導
 - ① 地震時における火災予防思想の普及に努める。
 - ② 行政区等の単位で研修会を開くなどして、消火に必要な技術等を教育する。
- (3) 防火管理等の教育 防災講習等において、地震時の防火対策について教育する。
- (4) 予防査察等による指導

館林地区消防組合は、防火対象物の状況を把握し、地震時の防火安全対策について、関係者に対し予防査察時に指導する。

3 初期消火

安全安心課·館林地区消防組合

市は、館林地区消防組合と連携して地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るものとする。

なお、事業所等に対しては、防火管理者等への防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練を指導し自衛消防の強化を図るものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設(道路、ヘリポート等)及び輸送拠点(市役所や市民体育館、学校体育館、物資の集積、配分スペース)が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

財政課・安全安心課・スポーツ振興課

市は、災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効率的に行うため、輸送拠点を指定する。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、ヘリポートの位置を考慮するものとする。

資料編

6. 輸送路等 (3)輸送拠点

2 ヘリポートの確保

秘書課・財政課・安全安心課

大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援 物資の輸送等が効果的である。

このため、市は、ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

また、ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び市民等 に周知するものとする。

資料編

7. ヘリポート適地一覧

3 緊急輸送道路ネットワークの形成

道路河川課

大規模災害時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、市は、県防災計画に定めるもののほか、警察、道路管理者等と協議の上、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ道路を緊急輸送道路として指定し、耐震化や災害時の啓開体制の整備を推進する。

資料編

6. 輸送路等 (1)緊急輸送道路

4 道路の応急復旧体制等の整備

道路河川課

市は、管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう動員体制及び資機材等の整備を推進する。

また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

5 運送事業者等との連携

安全安心課

市は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送事業者等との協定の締結などにより、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務などへの運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等と連携した業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設の活用をするための体制整備に努めるものとする。

6 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努めるものとする。

第9節 避難の受入体制の整備

市及び防災関係機関は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

なお、災害時には、建物の損壊、焼損等による二次災害の発生及び避難住民の大量発生が予想 される。このため、市及び防災関係機関は、市民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民 に対し、避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

1 避難誘導計画

秘書課・財政課・安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・介護保険課・こども課・ 健康推進課・教育総務課・生涯学習課・学校教育課・文化振興課・スポーツ振興課・ 邑楽館林医療企業団・不特定多数の者が利用する施設の管理者

- (1) 市は、指定避難所及び避難経路について、日頃から市民への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 市は、館林地区消防組合、県警察等と協議して市地域防災計画等の中に発災時の避難誘導に係る計画を定め、これらの機関と協力して避難誘導訓練を行うものとする。また、館林市ハザードブックの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

なお、館林市ハザードブックの作成に当たっては、市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

- (3) 避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人 宅、ホテル・旅館等への避難(分散避難)を基本とするものの、館林市ハザードブック等 を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安 全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がか えって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を 行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、 短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情 や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定める よう努めるものとする。
- (5) 興行場、駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画を 作成し、避難誘導訓練を行うよう努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の 避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。
- (6) 市は、要配慮者を速やかに避難誘導するため、これら要配慮者の住所、電話番号等を把握するとともに、館林地区消防組合、県警察、地域住民、自主防災組織及び防災士の協力を得て、避難誘導時の連絡方法・誘導方法を定めておくなど、平常時から要配慮者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、把握した住所等の個人情報の取扱いには、十分留意するものとする。

- (7) 市は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に 努めるものとする。
- (8) 市及び市教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (9) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

2 指定緊急避難場所

安全安心課

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア 市は、災害種別に応じて、災害及びその二次被害のおそれのない場所にある施設又は 構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した緊急避難場 所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあら かじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

- イ 指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には、 発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択するべきであ ることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避 難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害において、当該施設に避難する ことが不適当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。
- ウ 市は、災害の想定により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所 を近隣市町に設けるものとする。
- (2) 指定緊急避難場所の指定基準
 - ア 市は、指定緊急避難場所について、災害種別ごとに指定するものとする。
 - イ 震災については、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する 施設又は周辺に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれがない場 所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有する 施設等を指定するものとし、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースに ついては、必要に応じ、地震に伴う火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努め るものとする。

3 指定避難所

安全安心課

(1) 指定避難所の指定

- ア 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に考慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、「避難所運営マニュアル」の作成、訓練等を通じて、市民への周知徹底を図るものとする。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知 徹底に努めるものとする。
- (2) 指定避難所の指定基準
 - ア 市は、指定避難所について、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、 速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想 定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所に あるものを指定するものとする。
 - イ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な 利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備 されているもの等を指定するものとする。
 - ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。
- (3) 学校を避難所として指定する場合の配慮

市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育現場の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、市町村は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

4 福祉避難所

安全安心課・社会福祉課・館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

- ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所に指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要 配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場 合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要 配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとす る。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保 に努めるものとする。
- ウ 市は、福祉避難所について、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所 を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。
- エ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整 の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直 接避難することができるよう努めるものとする。

資料編

2. 指定避難所·避難場所一覧

5 避難経路の設定

安全安心課・市民

市は、地区防災計画等の策定において、市民と共に、あらかじめ避難経路を設定し、市民の安全な避難が行われるよう努める。

6 事前周知

秘書課・安全安心課・市民

市は、あらかじめ定めた指定避難所、指定緊急避難場所及び避難経路を以下の方法等により周知徹底を図る。

- (1) 館林市ハザードブックの配布
- (2) 表示板、案内板の設置
 - ア 市は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。
 - イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

ウ 市は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

7 施設・設備の整備

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・こども課・健康推進課・ 教育総務課・生涯学習課・学校教育課・文化振興課・スポーツ振興課

市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努め、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

(1) 指定避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、 通信機器、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものと する。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を 図るものとする。

なお、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの 活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努めるもの とする。

- (2) 災害時に要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所のバリアフリー化を推進する。
- (3) 避難所に指定した施設における備蓄のためのスペース整備等を推進する。
- (4) 市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、 常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具(LPガスや カセットコンロ等の熱源を含む。)、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感 染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に 当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。
- (5) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

8 避難所の運営管理体制の整備

安全安心課・地球環境課・社会福祉課・高齢者支援課・こども課・健康推進課・ 教育総務課・生涯学習課・学校教育課・文化振興課・スポーツ振興課

- (1) 市は、以下の指定避難所の運営管理体制の整備に努めるものとする。
 - ア 指定避難所の管理者不在時の開設体制
 - イ 指定避難所を管理するための職員の派遣
 - ウ 災害対策本部との連絡体制
 - エ 自主防災組織、行政区、防災士及び施設管理者との協力体制
- (2) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避 難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (3) 市及び各避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。
- (4) 市は、館林市防災士連絡会の協力を得て、指定避難所の運営のために必要な知識の市民 への普及に努めるものとする。特に夏季には、熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予

防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(5) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

9 応急仮設住宅等体制の整備

建築課

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時 的な居住の安定が図られる体制の整備に努めるものとする。

- (1) 資機材の調達・供給体制の整備
 - 市は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、調達・供給体制の整備に努めるものとする。
- (2) 用地供給体制の整備
 - 市は、災害に対する安全性を考慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制の整備に努めるものとする。
- (3) 学校の教育活動への配慮 市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十 分配慮するものとする。
- (4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

市は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制の整備に努めるものとする。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等についてもあらかじめ体制の整備に努めるものとする。

第10節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

1 備蓄計画

秘書課・安全安心課

- (1) 市は、アルファ化米及び毛布等の備蓄物資を備蓄し、市内の防災倉庫に分配しているが、 今後においてもその充実に努めるものとする。
- (2) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配 慮するものとする。
- (3) 市は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- (4) 各家庭においては、7日分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、市民に対し啓発 を行うものとし、市民はこれらの備蓄に努めるものとする。

2 調達計画

安全安心課

市は、県と相互連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等との協定締結を推進するものとする。

3 備蓄・調達・供給の方針

安全安心課

市における備蓄・調達・供給の方針は、以下によるものとする。

- (1) 備蓄品目は、要配慮者の特性にも配慮して決める。 特に、食料については、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める(アレルギー対応の食料、お粥、ハラル等)
- (2) 備蓄品目は、男女のニーズの違いに配慮して決める。
- (3) 救助用資機材等についても備蓄を進める。
- (4) 民間の流通在庫備蓄等を活用するものとし、業者との協定の締結に努める。

4 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施

財政課・安全安心課

市は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第11節 広報・広聴体制の整備

1 広報体制の整備

秘書課・財政課・安全安心課・

群馬東部水道企業団・ライフライン事業者・その他防災関係機関

(1) 市は、秘書課(災害対策本部設置時は秘書班)を広報担当部署と定め、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、以下のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア 広報する事項の想定

震度状況

被害状況

一次災害の危険性

応急対策の実施状況

市民、関係団体等に対する協力要請

避難情報の内容

避難所の名称・所在地・対象地区

避難時の注意事項

受診可能な医療機関・救護所の所在地

交通規制の状況

交通機関の運行状況

ライフライン・交通機関の復旧見通し

食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所

総合相談窓口

市民の安否

生活必需品を扱う店舗の営業状況

等

イ 広報媒体の想定

テレビ (NHK、群馬テレビ)、ラジオ (エフエム群馬)、広報車、ヘリコプター、市ホームページ、市エックス (旧ツイッター)、市公式LINE、新聞、チラシ、掲示板、ケーブルテレビ、携帯電話(たてばやし防災情報伝達システム、エリアメール、緊急速報メール機能を含む。)、Lアラート (災害情報共有システム)等

ウ 広報媒体の整備

広報車、たてばやし防災情報伝達システム(スマートフォンアプリ「@InfoCanal」、たてばやし情報配信メール、戸別受信機)、Lアラート(災害情報共有システム)

- エ 災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結する などして協力体制を構築する。
- (2) 報道機関及び放送機関は、災害情報を常に市民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。
- (3) ライフライン事業者その他防災関係機関は、災害関連情報の広報を迅速かつ的確に行えるよう、広報体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

2 広聴体制の整備

安全安心課・市民協働課・群馬東部水道企業団・ライフライン事業者・

その他防災関係機関

市及びライフライン事業者、その他防災関係機関は、市民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るものとする。

3 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

安全安心課・市民協働課

市は、国(総務省)と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

第12節 二次災害の予防

1 危険度判定体制の整備

都市計画課・建築課

- (1) 市は、地震災害により、建築物や宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止し市民の安全の確保を図るため、災害時に迅速に対応できるよう確保管理を推進するものとする。
- (2) 市は、災害時における二次災害の防止のため、危険度判定を行う場合は、県に対し、危険度判定士の派遣を求めるものとする。
- (3) 市は、県が行う被災建築物応急危険度判定技術士の養成・登録等に協力するものとする。
- (4) 市は、県が行う被災宅地危険度判定に関する体制の整備に協力するものとする。
- (5) 市は、危険度判定の実施に必要な資機材の備蓄に努めるものとする。

2 危険物等による被害の防止

館林地区消防組合

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者に対し、地震によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、予防規程等を策定するとともに防災訓練を行うよう指導するものとする。

3 木造住宅密集地域における避難誘導体制の整備等

安全安心課・建築課・館林地区消防組合

市は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

第13節 複合災害対策

1 複合災害への備え

安全安心課

市は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

安全安心課

市は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、 先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性がある ことに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

3 複合災害を想定した訓練の実施

安全安心課

市は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の 見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、 要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第14節 防災訓練の実施

防災業務に従事する職員等の防災実務の習熟と防災活動における実践的能力のかん養を図り、 併せて関係機関との連携の強化を図るため、防災訓練を実施する。

1 総合防災訓練

全部署

市は、防災関係機関等と連携し、自主防災組織、市民、事業所等の参加を得て、通信、動員、消火、救出・救助、避難・誘導、復旧等の各種訓練を総合した総合防災訓練を実施する。

また、訓練終了後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。

2 個別訓練

秘書課・行政課・安全安心課・人事課・館林地区消防組合

市は、防災関係機関等と連携して、それぞれの防災上の責務に応じ、以下に例示するような訓練を適宜実施するものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に 備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練についても積極的に実施するものとする。

(1) 非常招集訓練

市は、災害発生時に職員が迅速に登庁できるようにするため、非常招集訓練を実施する。 なお、訓練後は実施効果の検討を行い、訓練改善、課題等の資料として以下の事項を確 認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

- ア 伝達方法、内容の確認点検
- イ 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- ウ 集合人員の確認点検
- エ その他必要事項の確認点検

(2) 消防訓練

館林消防団は、定期的に消防資材等の点検整備に努めるとともに、消防技術の錬成及び 習熟を目的として消防訓練を実施する。

また、各行政区は、館林消防団、自主防災組織等との協力により、定期的に消火訓練や炊き出し等を行い、地区の消火能力等の向上に努める。

(3) 避難訓練

指定避難所の周知、避難情報の伝達、円滑な避難誘導等を目的として、行政区、市民等の参加を得て、避難訓練を実施する。なお、実施に当たっては、要配慮者の積極的な参加を呼びかけ、より実践的な訓練を行うものとする。

(4) 水防訓練

市及び館林消防団は、円滑な水防活動を遂行するために、雨期及び台風期前など訓練効果のある時期を選んで、過去の水害事例を考慮し水防工法、資材の調達・輸送、通信連絡、水位雨量の観測等を織り込んだ水防訓練を実施するものとする。

(5) 非常通信訓練

災害時の警報の発令・伝達の受理については、正確かつ迅速な伝達が必要であるため、 市民に対する情報伝達訓練はもとより、通信途絶時の連絡の確保、通信連絡機器の操作等 について適切に行えるよう、非常通信訓練を実施するものとする。

(6) 避難所運営訓練

災害発生後、できるだけ早く避難所を開設・運営することを目的として、行政区、市民等の参加を得て、避難所運営訓練を実施する。なお、実施に当たっては、要配慮者の積極的な参加を呼びかけ、より実践的な訓練を行うものとする。

3 広域的な訓練の実施

安全安心課

市は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、県及び他市町が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

4 図上訓練の実施

安全安心課

市は、関係職員の状況判断能力等の災害対応能力の向上を図るため「図上訓練」を適宜実施するものとする。

5 実践的な訓練の実施と事後評価

安全安心課

- (1) 市は、訓練を行うに当たって、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 市は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3章 市民等の防災活動の促進

災害から市民の生命、身体及び財産を守ることは、市に課せられた使命といえるが、市民等は、 自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持って自ら の判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、市民主体の取組強化による防災意 識の高い社会の構築が必要である。市民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時か ら災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動する。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

特に震災時には行政が本格的に対応を行うまでの間に、ある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、市民には、「地震発生時に、初期消火を行う」「近隣の負傷者・要配慮者を救出・救助する」「行政が行う防災活動に協力する」など防災に寄与することが求められる。

したがって、市は、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、市民に対する防災思想の普及、徹底に努め、必要な支援を実施し、避難対策をはじめとした防災力の強化に向け全力で取り組むものとする。

第1節 災害被災を軽減する市民運動の展開

1 防災(減災)活動への参加の促進

安全安心課・学校教育課・生涯学習課

災害から安全・安心を得るためには、自助、共助、公助の取組が必要であり、個人や家庭、 地域、企業、団体等が日常的に防災のための活動を行う市民運動を展開する。

- (1) 地域に根ざした団体における身近な防災への取組 地域の祭りやスポーツイベント等に防災コーナーを設置など
- (2) 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫 館林市ハザードブックの確認や家具の固定など
- (3) 地域における耐震補強の面的な広がりの推進
- (4) 防災教育の充実
 - ア 学校安全教育(災害安全)の充実
 - イ 大学生の課外事業の促進
 - ウ 一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供
 - エ 公民館等での防災講座の開催など
- (5) トップから一人一人までの参加者への動機づけ

2 防災教育の実施

安全安心課・建築課・生涯学習課・学校教育課・文化振興課

- (1) 多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実
- (2) 防災をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実 ア 実写やシミュレーション映像の活用

- イ 過去の災害体験談の収集、活用
- ウ 郷土の災害史の継承(石碑やモニュメントの活用等)
- エ 防災教育素材のユニバーサルデザイン化や多言語化など
- (3) 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底

3 企業や家庭等における自主防災体制の整備

安全安心課・商工課

- (1) 企業や家庭等における安全への投資の促進
- (2) ビジネス街、商店街における防災意識の醸成
- (3) 事業継続計画への取組の促進

4 地域社会との連携の強化

安全安心課・市民協働課・社会福祉協議会

- (1) 企業と地域社会の連携
- (2) 国、県、学校、企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
- (3) 災害に関する情報のワンストップサービス
- (4) 防災ボランティアの地域社会との積極的連携

5 自主防災体制を継続するための支援

安全安心課

- (1) 市民運動の継続的な推進、枠組みの形成
- (2) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進
- (3) 防災活動の優良な実践例の表彰
- (4) 人材育成のためのプログラム開発
- (5) 補助金等支援制度拡大の検討

6 地区防災計画の策定促進

安全安心課・生涯学習課・自主防災組織・市民

地区防災計画の策定を通じて、地域防災力の向上を図るため、自助・共助による地域の自発的な防災活動を促進する。市は、促進にあたり市民や自主防災組織に対して地区防災計画の策定に係る情報提供等の支援を行うものとする。

第2節 防災思想の普及

総合的な震災対策を推進していくうえでは、防災関係機関及び市民が地震に対する十分な認識 と震災対策に関する的確な知識を持ち、発災時の応急対策能力を高めることが重要である。 このため、市は、県及び防災関係機関と連携し、防災知識の普及に努めるものとする。

1 防災知識の普及

秘書課・安全安心課・館林地区消防組合・自主防災組織

- (1) 普及の方法
 - ア 広報紙、広報資料 (パンフレットの配布、ポスターの掲示等) の活用
 - イ 防災映像、スライド等の貸出

- ウ 広報車による市内巡回
- エ 災害写真の展示等
- オ 講習会、講演会、展示会、映画会等の開催
- カ 防災週間に合わせての防災訓練の実施
- キ 消防団員による防火指導
- ク 自主防災組織による広報活動
- (2) 普及の内容

防災知識の普及の内容は、おおむね以下のとおりとする。

- ア 市地域防災計画の概要
- イ 地震情報等(震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)
- ウ 災害予防の概要
- エ 災害時の心得

2 市民に対する防災意識の高揚等

秘書課 • 安全安心課

災害から市民の生命、身体、財産を保護することは、市に課せられた重要な使命であるが、 災害対策の万全を期すためには、市民一人ひとりが正しい防災知識を持ち、「自らの命は自らが 守る」という防災意識の高揚を図ることが重要である。このため、市は、館林市ハザードブッ クを活用し、以下の事項について防災知識の普及及び防災意識の高揚に努めるものとする。

- 1 家庭内の危険防止
 - (1) 家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

- (2) 物の落下防止
 - 家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。
- (3) ガラスの飛散防止

食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。

- (4) 火気器具周辺の整理整頓
 - コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃えやすい物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。
- (5) 家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋(柱、土台、屋根瓦)、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

2 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

- (1) 地震が起きたときの各自の役割 (誰が何を持ち出すか、要配慮者の避難支援は誰が行う。)
- (2) 消火器具の備え付け及び使用方法
- (3) 家族間の連絡方法
- (4) 避難所の確認

(避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は、屋内に留まることも考える。)

- (5) 安全な避難経路の確認
- (6) 非常持出し品のチェック
- (7) 家具転倒防止措置や室内の整理整頓
- (8) 要配慮者の避難方法
- (9) 地震情報、気象情報、避難情報の入手方法

- (10) 負傷の防止や避難経路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (11) 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- (12) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (13) 自動車へのこまめな満タン給油
- 3 非常持出し品の準備
 - (1) 飲料水
 - (2) 食料(食べやすく、保存期間が長く、調理せずに食べられるもの)
 - (3) 貴重品(現金(公衆電話用に10円玉)・通帳・印鑑・マイナンバーカード・健康保険証・免許証・カード類等)
 - (4) 救急用品・医薬品(高齢者や持病のあるかたは常備薬やお薬手帳の写しも)
 - (5) ホイッスル(笛)
 - (6) 厚手の手袋(軍手)
 - (7) 衣類(上着・下着・靴下)
 - (8) 携帯用カイロ
 - (9) ビニール袋
 - (10) 感染症対策用品・衛生用品(マスク、消毒液、体温計)
 - (11) ヘルメット・防災ずきん
 - (12) 雨具·防寒具
 - (13) タオル・ハンカチ
 - (14) ナイフ・缶切り
 - (15) 簡易食器(割り箸、紙皿)
 - (16) 生理用品
 - (17) 底の丈夫な靴
 - (18) 電池式充電器・モバイルバッテリー
 - (19) 携帯用トイレ
 - (20) ティッシュペーパー・ウェットティッシュ
 - (21) 洗面用具
 - (22) 館林市ハザードブック
- ※家族構成や世帯事情に応じて必要なもの

乳幼児 : 離乳食、粉ミルク、おむつ、おしりふき等 妊婦 : 母子健康手帳、脱脂綿、ガーゼ、新生児用品等

高齢者 : 入れ歯、介護食、大人用おむつ等疾患のあるかた: 主治医連絡先、持病薬、ストマ等

ペット:リード、ケージ、排せつ用品、ペットフード等

その他:メガネ、コンタクトレンズ、補聴器等

4 備蓄品の準備

- (1) 日頃の買い置き(保存性のよい食料や水を買い置きし、消費したら買い足す(ローリングストック方式)
- (2) 7日分以上(推奨)の食料(水を加えて食べられる米(アルファ化米)、缶詰、乾パン、インスタント・レトルト食品、栄養補助食品、お菓子、調味料、スープ等)
- (3) 飲料水 (大人1人当たり1日3リットル)
- (4) トイレ用品(簡易トイレ、汚物保管用容器、トイレ袋、トイレットペーパー)
- (5) 燃料(カセットコンロ、ガスボンベ、固形燃料)
- (6) 毛布
- (7) 寝袋
- (8) 食品用ラップ
- 5 屋内、屋外及び自動車運転中に取るべき措置
 - (1) 身の安全の確保
 - ①机や椅子に身を隠す。
 - ②玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。
 - ③あわてて外に飛び出さない。
 - (2) 火災を防ぐ
 - ①火の始末をする。
 - ②火が出たら初期消火に努める。

- (3) 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。
- (4) 避難方法
 - ①徒歩で避難する。その際、家屋やブロック塀等倒壊の危険をさけるため、道路の中央を歩く。
 - ②携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
- (5) 応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

(6) 救出活動

建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救 出活動を行う。

- (7) 自動車運転者の取るべき行動
 - ①道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。
 - ②ラジオで災害情報を聞く。
 - ③警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
 - ④避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。
- 6 正しい情報の入手
 - (1) ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
 - (2) 市役所、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- 7 電話等に関する留意事項
 - (1) 不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問い合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。
 - (2) 輻輳 (ふくそう) 等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル (171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。
- 8 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- 9 市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被 災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」 意識の普及、徹底を図るものとする。

3 学校教育による防災知識の普及

学校教育課

市は、学校教育を通じて地震災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副 読本)の充実や避難訓練を実施するなど児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

4 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

秘書課 • 安全安心課

市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、館林市ハザードブック、地震時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、市民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

5 防災訓練の実施指導

安全安心課

市は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、市民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、訓練の内容により館林地区消防組合に協力を依頼し、体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

6 要配慮者への配慮

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・こども課・ 館林市社会福祉協議会・館林保健福祉事務所

市は、防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、以下の事項について実施に努める。

- (1) 多言語版の館林市ハザードブック等の作成、公開
- (2) 障がい者、高齢者の日常生活用具の確保
- (3) 介護者の確保及び役割の確認
- (4) 防災訓練、避難訓練等の積極的な参加の呼びかけ

7 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

安全安心課・市民協働課

市は、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

8 疑似体験装置等の活用

安全安心課

市は、防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

9 緊急地震速報の普及、啓発

秘書課・安全安心課

市は、市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。また、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。

<市民が緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動>

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報 を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

と元明としたがは、よりは自力の分の女生とする自動ととも近女がある。		
入手場所	とるべき行動の具体例	
自宅など屋内	○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。〈注意〉・あわてて外へ飛び出さない。・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理 して火を消そうとしない。・扉を開けて避難経路を確保する。	
駅やデパート などの 集客施設	○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。〈注意〉・あわてて出口・階段などに殺到しない。・吊り下がっている照明などの下からは退避する。	
街など屋外	○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。	

入手場所	とるべき行動の具体例	
	○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。○丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。	
車の運転中	 ○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。 	

10 被災地支援に関する知識の普及

秘書課・安全安心課

市は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

11 過去の災害教訓の伝承

秘書課・安全安心課・文化振興課

市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や 資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるもの とする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑(災害に関する石碑やモニュメント等) の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 市民、事業所等の防災活動の環境整備

災害時においては、市をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身に付け、さらに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努め、家庭、地域、職場等、市と連携、協力し、防災活動を推進するものとする。

また、市は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアの連携体制を確立するものとする。

1 市民の果たすべき役割

安全安心課

市民は、「自らの安全は自らの手で守る」意識を持ち、平常時から災害発生後に至るまで、可能な防災対策を着実に実施するものとする。

区分	実施事項	
平常時から 実施する事項	① 防災に関する知識の習得 ② 家族間での防災の話し合い ③ 災害時の避難場所、避難経路及び最寄りの医療救護施設の確認 ④ 対震自動消火装置付き石油ストーブ、ガス器具等の導入	

区分	実施事項	
	⑤ 家屋の補強等⑥ 家具その他落下倒壊危険物の対策⑦ 飲料水、食料、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄(7日間備蓄の励行)⑧ 非常持ち出し品の準備・点検	
災害発生時に 実施する事項	平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心におおむね以下の事項が実施できるようにする。 ① 正確な情報把握 ② 火災予防措置 ③ 適切な避難 ④ 自動車運転の自粛	
災害発生後に 実施が必要と なる事項	②	

2 自主防災組織の活動

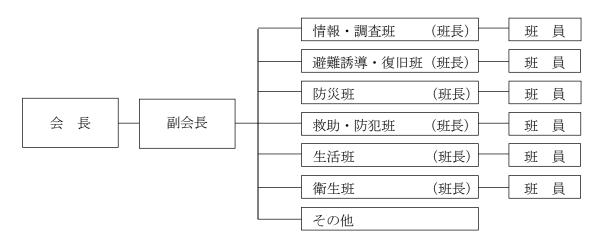
行政課・安全安心課・市民

地域における防災対策は、行政区等を単位に、「自分たちの地域は、自分たちで守る」との市 民の連帯意識に基づき結成された自主防災組織により共同して実施することが効果的である。 このため自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って、以下の事項を中心に 活動の充実強化を図るものとする。

(1) 自主防災組織の主な活動内容

地域住民の自主防災組織は行政区の単位とし、おおむね以下の例に基づき、組織の編成、役割及び活動内容等について育成指導を図る。

【組織の編成の例】



【役割及び活動内容の例示】

	平常時の役割	非常時の役割
情報• 調査班	災害についての知識の習得及び映画、印刷物等による啓発、調査内容、方 法及び情報伝達収集訓練	○ 災害情報の伝達収集・避難命令の伝達、被災状況の調査、及び情報収集し、防災機関への伝達○ 警報等の正確な伝達と対応策の協議
避難誘導・ 復旧班	○ 避難経路、避難所の巡回点検、避難 訓練の実施○ 応急復旧、修理の技術の習得及び 資材の備蓄、労務の出動計画の作 成	○ 避難所の安全確認、人員点呼、説得、 避難誘導○ 破損した家屋等の応急復旧、修理
防災班	火災予防運動の推進、消火器等による家庭での初期消火の講習及び訓練、各分団に備え付けの消防機器設備の使用講習及び訓練、消防水利の確保	出火防止の広報、火災の警戒、初期消 火活動
救助• 防犯班	○ 高齢者、障がい者及び負傷者の救出に必要な用具の調達及び技術の習得、救助訓練の実施○ 警察署との連携体制づくり、地区内及び周辺の巡回点検、危険物等の調査	○ 高齢者、障がい者及び負傷者の救助活動○ 警察活動に協力、被災地区の点検
生活班	炊飯用具等の調達計画と管理、必要 物資の調達計画やあっせん方法の検 討、炊き出し訓練	備蓄品の確認・管理、炊き出し実施、配水 救援物資の配分の協力
衛生班	衛生知識を習得し、市民に衛生教育 の実施、応急救護の方法の習得、障害 物やごみの処理について検討	負傷者の応急救護、移送及び防疫につ いて防災機関に協力
その他	地区の特性で何が必要か話し合い、 そのものについて役割を決定	地区の中で対処すべきことを実施

(2) 自主防災組織の結成及び育成・指導

市は、市内の自主防災組織の 100%組織化を目指し、以下により、その育成強化を図るものとする。

- ア 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、及び防災活動に必要な資機材の整備 等の助成に努める。
- イ 自主防災組織が自主的に防災訓練や研修等を実施できるよう支援・協力を行う。
- ウ 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に 努める。

3 防災士の活動支援

安全安心課

市は、地域社会において、防災リーダーとなる防災士の活動を支援し、地域防災力の向上に努める。

4 消防団の充実強化

館林地区消防組合

館林地区消防組合は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・

装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その充実強化を 図るものとする。

5 災害時におけるボランティア活動の環境整備

秘書課・行政課・安全安心課・市民協働課・館林市社会福祉協議会

市は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制を確立するものとする。

なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、市、市民、他の 支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

(1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

秘書課・安全安心課・市民協働課

市は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発 に努める。

(2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

安全安心課・市民協働課・館林市社会福祉協議会

市は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れ等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、館林市社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

(3) 各領域における専門ボランティアとの連携

安全安心課・市民協働課

市の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において、平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

(4) 行政・NPO・ボランティア等の連携

行政課・安全安心課・市民協働課・館林市社会福祉協議会

市の関係各課は、災害時のボランティア活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(5) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

安全安心課・市民協働課・地球環境課・館林衛生施設組合・館林市社会福祉協議会

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(6) 災害時における官民連携体制の強化

安全安心課・市民協働課・館林市社会福祉協議会

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、

災害ボランティアセンターを運営する者(市社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

6 事業所(企業)防災の推進

安全安心課・商工課

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直しを実施するとともに事業継続計画(BCP)を策定するなどの防災活動の推進に努めるものとする。また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや館林消防団との協力、連携の強化を進める。

- (1) 事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防 隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、以下の活動を行うものとする。
 - ア 従業員の防災教育
 - イ 情報収集伝達体制の確立
 - ウ 火災その他災害予防対策
 - エ 避難体制の確立
 - オ 防災訓練の実施
 - カ 応急救護体制の確立
 - キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保(備蓄)
 - ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策
- (2) 事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援(帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など)も行えるという特徴があり、地域防災力向上の鍵をにぎる。

- (3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、市が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ市と協定を締結するなど、平時から行政との連携に努める。
 - また、市は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスを行うものとする。
- (4) 災害時の事業活動の維持又は早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図って行かなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。
- (5) 市は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発達に向けた条件整備に取り組むものとする。

さらに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災協力向上の促進を図るものとする。

- (6) 市は、企業をコミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
- (7) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- (8) 事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- (9) 市、県及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組 等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に 努めるものとする。

7 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

安全安心課・商工課

- (1) 市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における 防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支 援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、 当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案と して市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び 当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防 災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- (3) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区 防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定めら れた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られ るよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努 めるものとする。

第4章 災害時における要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、災害対応能力の弱い要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。 このため、県、市、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

1 避難行動要支援者支援の基本的な考え方

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・介護保険課・こども課・ 館林市社会福祉協議会・館林保健福祉事務所

市は、災害時要援護者の避難対策に関する検討会(内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省)作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を行う。また、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所(以下「福祉避難所」という。)の指定・整備を行うなど、要配慮者についての平常時からの所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導体制の整備に努める。

市地域防災計画において、避難行動要支援者の避難支援についての主な項目を定め、より詳細な計画として「館林市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」を別に策定して支援を行うものとする。

◆要配慮者:

要配慮者とは、災害時に限定せず一般に配慮を要する者を意味し、具体的には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等をいう。

◆避難行動要支援者:

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を必要とする者をいう。

本計画において、避難行動要支援者の対象となる者は、原則本市に住民登録をしており、市内に在宅で居住している者で、次のいずれかに該当する者とする。

【避難行動要支援者の対象者】

区分		対象者の範囲
要介護者	要介護3・4・5	
障がい者	視覚障がい	1級・2級
(障がい児含む)	聴覚障がい	2級
	上肢機能障がい	1級・2級
	下肢機能障がい	1級・2級・3級
	体幹機能障がい	1級・2級・3級
	知的障がい	A 1 ・ A 2 ・ A 3 ・ A 重 ・ A 中
	精神障がい	1級・2級かつ実質単身世帯
その他	上記と同程度の者で	、市長が避難行動要支援者と認める者

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・介護保険課・こども課・ 館林市社会福祉協議会・館林保健福祉事務所

市は、平常時より要配慮者の情報の把握を通じて、以下に掲げる要件にあう避難行動者要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとするため、定期的に更新をする。

庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の 適切な管理に努めるものとする。

◆避難行動要支援者名簿:

避難行動要支援者名簿とは、市の保有する要配慮者に関する情報に基づき、避難行動要支援者の支援を実施するための基礎資料として、避難行動要支援者の全体的な状況の把握、災害時の避難行動の支援や安否確認に利用することを目的に作成した名簿をいう。

◆個別避難計画:

個別避難計画とは、避難行動要支援者が、確実に災害から避難するために、一人ひとりの 状況に合わせて避難先や避難方法、避難するための支援者等を具体的に記載した計画をい う。

市が実施主体となり、本人の心身状況や居住実態、ハザードの状況等を勘案した上で、特に必要と認められる方について、優先的に作成を行う。

【個別避難計画に記載又は記録する事項】

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 住所(又は居所)
- ④ 性別
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 同居家族等

- ⑦ 避難先
- ⑧ 緊急時の連絡先
- ⑨ 避難支援者の情報
- ⑩ 避難時配慮事項
- ① 特記事項
- ② 避難支援時留意事項

(1) 避難行動要支援者名簿の作成・更新

ア 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には避難行動要支援者に関する氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号 その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し市長が 必要と認める事項を掲載すること。

市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。また、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

イ 避難支援者等関係者への名簿の提供

市は、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難支

援者等関係者に対し、避難行動要支援者本人から同意、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

ウ 名簿情報の適正管理

市は、名簿情報の提供に際し、情報の漏えいの防止等、必要な措置を講ずる。

エ 防災担当部局と福祉担当部局の連携

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

オ 避難行動要支援者名簿に関するその他の事項

避難行動要支援者名簿の具体的な作成方法等ついては、要配慮者対策を重点的に具体化した「館林市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」に掲載するものとする。

(2) 個別避難計画の作成・更新

ア 個別避難計画の作成・更新

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、館林市ハザードブックの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 被災者支援業務の迅速化・効率化

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難 計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

ウ 避難支援者等関係者への個別避難計画の提供

市は、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難支援者等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

エ 個別避難計画情報の適正管理

市は、個別避難計画情報の提供に際し、情報の漏えいの防止等、必要な措置を講ずる。

オ 避難支援体制の整備

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとす

る。

カ 地区防災計画との整合

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

キ 避難行動要支援者名簿に関するその他の事項

個別避難計画の具体的な作成方法等ついては、要配慮者対策を重点的に具体化した「館 林市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」に掲載するものとする。

3 避難体制の強化

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・こども課・ 館林市社会福祉協議会・館林保健福祉事務所

市は、内閣府(防災担当)作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、「館林市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」に基づき、「個別避難計画」を作成するとともに、避難行動要支援者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所(以下「福祉避難所」という。)の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難情報の伝達体制の整備

市長が発令する避難情報が避難行動要支援者ごとの特性に応じ迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 避難誘導体制の整備

避難行動要支援者が避難するに当たっては、介助が必要であることから、避難支援等関係者をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

(3) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加 する防災訓練を実施するよう努める。

(4) 指定緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。

安全確保について、要配慮者対策を重点的に具体化した「館林市避難行動要支援者避難 支援プラン(全体計画)」に掲載するものとする。

4 福祉避難所の指定

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・こども課・健康推進課・ 館林市社会福祉協議会・館林保健福祉事務所

(1) 福祉避難所の指定・整備

市は、福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するように努める。

福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備に当たっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備

に努める。

(2) 福祉避難所の設置・運営訓練

市は、災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉 避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努 める。

5 緊急連絡体制の整備

市民協働課・社会福祉課・高齢者支援課・館林市社会福祉協議会・館林地区消防組合

市は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもとに、要配慮者ごとに複数の避難支援者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

また、市や福祉関係者等は、要配慮者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進に努める。

6 環境整備

安全安心課 · 道路河川課

市は、要配慮者が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内及び外国語を付記した避難所案内板の設置を行うなど、避難のための環境整備に努める。

7 人材の確保

安全安心課・市民協働課・社会福祉課・こども課・

館林市社会福祉協議会

市は、要配慮者の支援にあたり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

8 要配慮者利用施設管理者との連携

社会福祉課・高齢者支援課・介護保険課・こども課・学校教育課

(1) 要配慮者利用施設

この節において、要配慮者利用施設とは以下に掲げる施設をいう。

- ① 児童福祉施設
- ② 障がい者福祉施設
- ③ 高齢者施設
- ④ 医療提供施設
- ⑤ 幼稚園・保育園・認定こども園
- ⑥ その他(生活保護法に基づく救護施設・更生施設・医療保護施設、学校教育法に基づく特別支援学校、その他実質的に要配慮者に関連する施設)

(2) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、地震に対する安全性を確保するものとする。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(3) 要配慮者利用施設の防災体制

要配慮者利用施設の管理者は、以下により、施設の防災体制を整備するものとする。

- ア 自施設の立地環境による災害危険性の把握及び職員への周知
- イ 防災情報の的確な入手手段の整備
- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺のパトロール体制の整備
- オ 避難場所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 市、館林地区消防組合、県警察等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- サ 燃料の調達体制の確保

(4) 市の支援

- ア 市は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性を把握し、当該情報を要配慮者 利用施設に提供するものとする。
- イ 市は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
- ウ 市は、要配慮者利用施設に避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備 する。
- エ 市は、要配慮者利用施設に防災情報の提供を行う。
- オ 市は、避難誘導、救出等に対する支援体制の整備を行う(地域住民や自主防災組織の 協力を含む)。
- カ 市は、要配慮者利用施設における防災教育への協力を行う。

9 館林地区消防組合及び館林警察署の支援

館林地区消防組合・館林警察署

館林地区消防組合及び館林警察署は、要配慮者の避難体制の整備について、市と協力して以下の支援を行うものとする。

- (1) 緊急時における館林地区消防組合・館林警察署と要配慮者との連絡体制の整備
- (2) 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(地域住民や自主防災組織の協力を含む。)
- (3) 要配慮者への防災教育・啓発への協力

10 地域住民及び自主防災組織の支援

行政課・安全安心課

地域住民及び自主防災組織は、要配慮者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

11 防災教育及び啓発

安全安心課・市民協働課

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット(外国語を附記した)等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参画の呼びかけを行うなど、災害発生時に取るべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

12 防災と福祉の連携

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・介護保険課

市は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー・相談支援事業所等)の連携により、高齢者、障がい者及びその家族等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第5章 その他の災害予防

第1節 帰宅困難者対策

震災時には、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、多数の徒歩帰宅者による緊急路を含む道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関の復旧までの避難場所の確保等が想定される。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援などを、平素より検討しておく。

1 帰宅困難者の想定

商工課・つつじのまち観光課

群馬県地震被害想定調査(平成24年6月)では、帰宅困難者を「群馬県民が県内の他市町村へ 通勤・通学等で外出し、滞在先で地震が発生したために自宅に戻れずに外出先に滞留する人」 と定義し、交通手段は問わず、鉄道の機能障害により帰宅することができない人の数を予測し た。

その結果は、以下のとおりであり、県内及び市内でも多くの帰宅困難者が発生する可能性があることが明らかとなった。また、群馬県地震被害想定調査の予測対象範囲外ではあるが市内には観光地があり、多くの観光客が訪れている。このため、観光地を訪問した旅行者が被災し、帰宅困難者となることが想定される。

【帰宅困難者数の予測結果一覧表】

		追	通勤者・通常	学者		野北西縁 帯主部	太日	日断層	片品川	左岸断層
		市町村	市町村	合計	帰宅	徒歩	帰宅	徒歩	帰宅	徒歩
		内から	外から	ΉŤ	困難者	帰宅者	困難者	帰宅者	困難者	帰宅者
اِ	県内	909, 462	370, 537	1, 279, 999	146, 100	1, 133, 899	104, 401	1, 175, 598	0	1, 279, 999
	市内	32, 648	15, 583	48, 231	8, 118	40, 113	8, 118	40, 113	0	48, 231

※資料:群馬県地震被害想定調査(平成24年6月)から抜粋)

2 帰宅困難者に対する取組

秘書課・商工課・つつじのまち観光課

(1) 善及啓発

市は、企業等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を図る。

(2) 一時避難施設の提供

市は、帰宅困難者のための、指定している既存の避難所など、一時避難施設の提供に努める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が予想されることから事前に観光 客用の避難施設を指定しておくよう努める。

(3) 備蓄物資の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料

水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(4) 情報提供の体制づくり

市は、一時避難施設等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における張り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。

(5) 徒歩帰宅者の支援対策

市は、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。

また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

(6) 要配慮者への配慮

ア 市は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ 確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の 推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

イ 市は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 事業所の取組

商工課・事業所

(1) 従業員の待機

事業所は、交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物 や事業所付近の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、必要に応じて、従 業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

事業所は、従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に 努めるものとする。

(3) 事業所における環境整備

事業所は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒防止等、従業員が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

(4) 事業継続計画(BCP)等への位置づけ

事業所は、事業継続計画(BCP)等において、従業員等の待機及び帰宅の方針等をあらかじめ定めておき、従業員への周知に努めるものとする。

(5) 安否確認方法の周知

事業所は、地震等発生時には、電話が輻輳(ふくそう)することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段活用の周知に努めるものとする。

4 大規模集客施設の取組

商工課

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市町村や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導体制の整備に努

めるものとする。

5 各学校の取組

教育総務課・学校教育課

各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

第2節 災害廃棄物対策

1 災害廃棄物の発生への対応

地球環境課·館林衛生施設組合

- (1) 市は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。
- (2) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
- (3) 市は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
- (4) 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- (5) 市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、 災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホーム ページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第3節 「罹災証明書」の発行体制の整備

1 「罹災証明書」の発行体制の整備

税務課・行政課・安全安心課

- (1) 市は、災害時に「罹災証明書」の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や「罹災証明書」の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、「罹災証明書」の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な「罹災証明書」の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 市は、住家被害の調査や「罹災証明書」の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局と が非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度 判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう 努めるものとする。

第3部 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、市民に最も身近な行政主体として、第1次的には市が当たり、 県が市を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、市の対応能力を超え、県の支援を受けてもなお不足するような大規模災害の場合には、国 が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

地震発生後、防災関係機関は、最初に被害規模等の情報を収集し、関係機関に連絡し、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。さらに、避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害(風水害・雪害・建築物倒壊など)の防止を行う。

このほか広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

なお、本計画では、標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、 規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

【用語の読替え】

本計画中、以下の名称は、災害対策本部を設置したとき、それぞれ右のとおり読み替えるものとする。

平常時の場合	災害対策本部設置の場合
館林市	本部
市長	本部長
副市長	副本部長
教育長	,,
各部長等	本部員
館林市○○部○○課	本部○○部○○班
館林市○○部○○課長	本部○○部○○班長

第1章 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

地震が発生した場合、地震情報(震度、震源、規模、地震活動の状況等)、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施するうえで不可欠である。

このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととする が、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規 模の早期把握を行う必要がある。

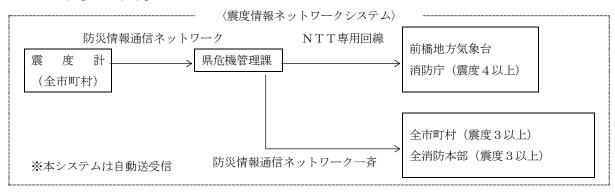
第1節 地震情報の収集・連絡

1 震度情報の収集及び連絡

安全安心課

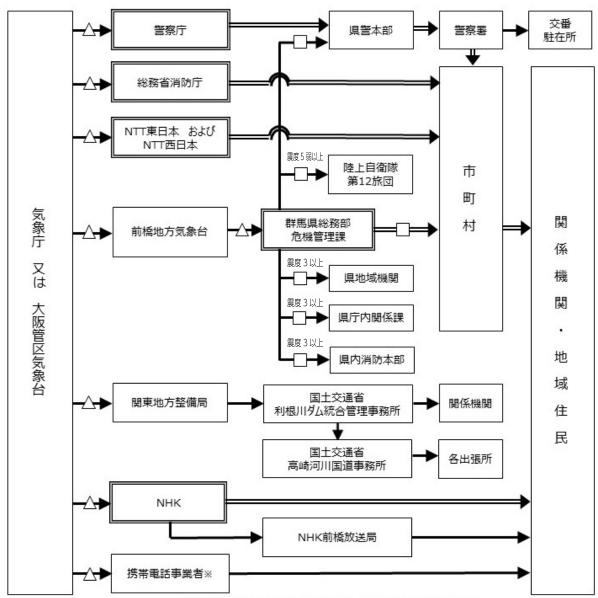
(1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の伝達系統

県(危機管理課)は、県内35市町村全てに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに関係機関に伝達する震度情報ネットワークシステムを構築している。 市は、このシステムにより震度情報を早期に把握し、初動体制を適切かつ迅速に配備するものとする。



(2) 気象庁ネットワークによる地震情報の伝達

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報(規模、震源、震度等)を気象庁のオンライン 及び「防災情報提供システム(インターネット)」により各機関へ伝達するものとし、当該 情報を受信した各機関は、以下のとおり決められた周知機関等に伝達するものとする。



- ※ 緊急速報メールは、緊急地震速報(警報)が発表されたときに、 携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される
- (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2から6及び第15条の二の2から5によって、特別警報の通知もしくは周知の 措置が義務付けられている伝達経路
 - △ 専用回線
 - □ 県防災情報通信ネットワーク

第2節 災害情報の収集・連絡

市は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に 関する情報(以下この節において「災害情報」という)を迅速に収集しなければならない。その 際、以下のことに留意するものとする。

(1) 情報の収集に当たっては、市民の生命・身体に係る情報を優先的に収集する。

- (2) 情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないため、収集する際は、情報源を明らかにして収集する。
- (3) 災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を収集する。

1 被害報告等取扱責任者

本部班

災害対策本部長は、総務部長を被害報告取扱責任者とし、消防庁、県及び館林地区消防組合 等へ被害報告等を迅速かつ的確に処理させるものとする。

2 被害等の調査・報告

企画班・財政班・調査班・本部班・環境班・福祉班・高齢介護班・こども班・ 医療防疫班・農政班・商工班・道路河川班・緑のまち推進班・下水道班・教育総務班・ 生涯学習班・学校教育班・協力応援機関(団体)

(1) 調査方法

ア 被害状況等の調査は、以下のとおり関係機関及び団体の協力、応援を得て実施するとともに情報を収集する。

被害調査事項	。 担当班	協力応援機関・(団体)
人 的 被 害	調査班	館林市区長協議会、館林警察署、 館林地区消防組合
住家等一般被害	調査班	館林市区長協議会、館林地区消防組合
医療関係被害	医療防疫班	館林市邑楽郡医師会、邑楽館林医療企業団
防疫、衛生関係被害	医療防疫班 環境班	館林保健福祉事務所 東部環境事務所
農業関係被害	農政班	邑楽館林農業協同組合、東部農業事務所
商工業関係被害	商工班	館林商工会議所
土木施設関係被害	道路河川班	館林市建設業者、館林土木事務所
上下水道施設関係被害	本部班 下水道班	群馬東部水道企業団、館林管工設備協同組合 下水道排水設備指定工事店
公園施設等関係被害	緑のまち推進班	館林邑楽造園事業協同組合
市有財産関係被害	財政班	
社会福祉関係被害	福祉班 高齢介護班 こども班	各施設の長
教育施設等関係被害	教育総務班 生涯学習班 学校教育班	各施設の長、東部教育事務所
火災·災害情報	企画班 本部班	館林地区消防組合

- イ 市は、館林市内郵便局との「災害時における相互協力に関する協定」に基づき、郵便 局職員から市内の被災状況等を調査する。
- ウ 前記ア、イの調査により収集した被害情報は総務部長に集約し、総務部長は市長に報告する。

(2) 調査上の留意点

- ア 被害状況等の調査に当たっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏重複調査のない よう十分留意し、異なった被害状況は調整すること。
- イ 被災世帯員数等については、現地調査のほか、住民登録、食料供給事務関係の諸帳簿 と照合する等、的確を期すること。
- ウ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民 登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協 力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

3 情報の収集、伝達

本部班

市は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、一般電話(FAXを含む)のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録したうえでの非常通話や緊急通話の取扱い(「第3部第1章第3節 通信手段の確保」参照)、あるいは携帯電話を利用し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳(ふくそう)するので災害時優先電話等により防災関係機関相互の回線を確保する。

なお、通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

4 被害状況の報告

本部班

市における被害状況の報告は、以下による。

- (1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告
 - ア 「災害報告要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火 災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規 定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等 の情報を把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告 する。
 - イ この際、館林行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理 課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁(資料編)に直接 報告する。
 - ウ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。
 - エ 具体的な報告方法は以下による。
 - (ア) 災害概況即報 災害を覚知後30分以内に様式1「災害概況即報」(資料編)により報告する。
 - (イ) 被害状況即報

災害概況即報の後、様式2「被害状況即報」(資料編)及び「被害状況即報続紙」 (資料編)により報告する。

報告の頻度は以下による。

① 第1報は、被害状況を確認し次第報告。

- ② 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。 人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。
- ③ 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。
- (ウ) 災害確定報告

応急対策を終了した後、10 日以内に様式4「災害確定報告」(資料編)及び様式5「災害確定報告続紙」(資料編)により報告する。

- (工) 記入要領
 - ① 被害認定基準(資料編)は、別表による。
 - ② 続紙(様式3、様式5)の「被害の区分」は、様式2「被害状況即報」及び様 式4「災害確定報告」の区分欄による。
 - ③ 続紙(様式3、様式5)の「被害発生地区」は、市内の行政区域による。
 - ④ 続紙(様式3、様式5)の「数(名称)」は、様式2「被害状況即報」及び様式 4「災害確定報告」の区分欄に従い、以下による。

4、火音催促報日」の色力欄に促い、以下による。	
○死者、行方不明、重傷、軽傷	人数
○住家被害のうち全焼、半焼、一部破損、床上浸水、床下浸水	棟数、世帯数、人数
○非住家被害のうち公共建物、その他	名称
○その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水	一面積
○その他のうち文教施設、病院、清掃施設	名称
○その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、崖くずれ、鉄道不通-	名称、場所
○その他のうち水道、電話、電気、ガス	戸数、回線数
○その他のうちブロック塀等	一箇所数
○火災のうち建物	·-棟数
○火災のうち危険物その他	一名称
<u> </u>	

資料編

- 1. 関係機関の連絡先
- 8. 被害程度の認定基準

様式1「災害概況即報」

様式2「被害状況即報」

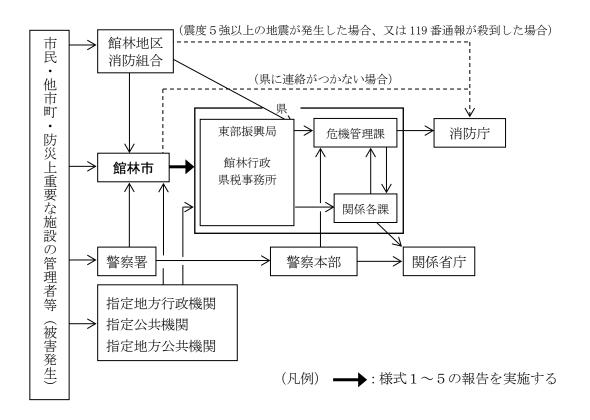
様式3「被害状況即報続紙」

様式4「災害確定報告」

様式5「災害確定報告続紙」

- (2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡 市は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係 地域機関その他関係機関に連絡する。
- (3) 市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

【被害情報連絡系統図】



5 被害程度の認定基準

本部班

被害状況の報告に当たっての「被害程度の認定基準」は、資料編のとおりである。

資料編

8. 被害程度の認定基準

第3節 通信手段の確保

災害発生時における被災状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施する ためには、情報収集伝達手段の確保が重要である。このため市及びその他の防災関係機関は、各 種の有線・無線等の通信手段を有効に活用し効果的な運用を図るものとする。

1 災害時における通信の方法

本部班

市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

(1) 通信施設の現況

本市の通信施設としては、以下の施設が設備されている。この中から状況に適した通信

施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

ア 県防災行政無線

- (ア) 県防災行政無線は、県と県内各市町、消防本部、県地域機関とを有機的に結んでいる。
- (イ) 市は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県地域機関や近 隣市町等との連絡に活用する。
- イ 一般加入電話(災害時優先電話、携帯電話を含む) 配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、 一般加入電話を活用する。
- (2) 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

市は、地震発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

(3) 緊急情報連絡用回線の設定

市は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全LTE (PS-LTE)、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

(4) 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、以下の連絡方法により関係機関等に 報告又は通報する。

市	\longleftrightarrow	県	=県防災行政無線・NTT回線
市	\longleftrightarrow	館林消防署	=県防災行政無線・NTT回線・衛星電話回線
市	\longleftrightarrow	警察	=NTT回線
市	\longleftrightarrow	各区長	=NTT回線・広報車

(5) 一般加入電話回線の優先利用 (災害時優先電話)

災害時優先電話とは、災害の救援、復旧や公共の秩序維持に関係する機関に設置するもので、NTTであらかじめ登録されている。被災地及びその途中にある全ての電話設備が被災しない限り優先的に通話が可能となっている。

市は、NTTにあらかじめ登録してある災害時優先電話を使用して、災害時の電話混雑時における優先的な通信を行う。なお、災害時優先電話は、発信のみ優先となっており、相手が話中の場合は一般加入電話と同様に接続できないため、緊急時には発信専用とする。

資料編

- 4. 防災行政無線電話
- (6) 他機関の通信設備の利用

災害により有線通信が途絶し、又は災害に関する要請、伝達及び応急措置を実施するときは、災害対策基本法第57条又は同法第79条の規定に基づき利用できる。近隣地域における他機関の通信施設は、以下のとおりである。

ア NTT無線……NTT東日本群馬支店

イ 警察無線………館林警察署

ウ 消防無線………館林地区消防組合消防本部

(7) 非常通信の確保

災害により有線通信等による通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく

困難であるときは、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 52 条の規定に基づき非常通信 (※)の確保を図るものとする。

※電波法第52条の規定[非常通信]: 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生 し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用する ことができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき に人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のため に行われる無線通信をいう。

ア 非常通信の発受

非常通信の発受は、無線局をもった者が自ら行うほか、防災関係機関の依頼によりこれを行うものとする。

イ 発信依頼要請

発信依頼は以下の要領で発信を希望する通信文を電報頼信紙(なければ適宜の用紙で可)に記載し、依頼先の無線局に持参する。

- ① 冒頭に「非常」と朱書きする。
- ② あて先の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。
- ③ 本文を200字以内で記載する。(濁点、半濁点は字数に数えない)
- ④ 末尾に発信者の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。
- ⑤ 災害時優先電話の利用

(8) アマチュア無線の協力要請

災害が発生し、有線通信連絡が困難となった場合には、市本部の情報連絡体制を補完するため、館林アマチュア無線クラブに協力を求め、通信の確保を図るものとする。

(9) 全ての通信が途絶した場合の措置

災害により全ての通信が途絶した場合には、防災機関までの連絡、災害現場等への指示などは、被災状況に応じてバイク、自転車、徒歩等により使者を派遣して通信を確保する。

第2章 活動体制の確立

地震による被害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・ 連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった、応急対策 の活動体制を迅速に確立する必要がある。

第1節 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止 するための組織及び応急対策について定める。

1 災害対策本部

安全安心課

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認める場合は、市長は 災害対策基本法第23条第2項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 震度5強以上の地震が発生したとき。
- イ 震度にかかわらず、市内に地震による被害が発生したとき、又は被害が発生するおそ れがあるとき。
- ウ その他市長が災害対策本部を設置する必要があると認めたとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、館林市役所内 501 会議室に設置する。ただし、非常用電源を必要とする場合は政策審議室に、災害の状況により市庁舎に設置できない場合は、向井千秋記念子ども科学館又はその他の付近の市有施設に設置する。

(3) 設置の手続

- ア 災害対策本部を構成する部長相当職にあるものは、災害対策本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長に災害対策本部の設置を要請する。
- イ 総務部長は、災害対策本部設置の要請があった場合、その他災害対策本部を設置する 必要があると認めた場合は災害対策本部の設置を市長に具申する。

2 本部会議

安全安心課

本部会議は、災害応急対策に関する重要案件を審議のうえ決定する。

本部員は、必要によりそれぞれの所管事項について、会議に必要な資料を提出する。

【重要案件例】

- ① 被災状況や災害情報を把握し、優先される応急対策について。
- ② 職員の動員状況や応急対策の実施状況を把握し、他団体等への応援要請について。
- ③ 警戒区域の設定について。
- ④ 避難所の開設状況を把握の上、必要な支援対策について。
- ⑤ 国及び県等への報告・要請事項について。
- ⑥ 自衛隊の派遣要請・受入れ及び撤収要請について。
- ⑦ 広報すべき事項・文案及び優先順位について。

- ⑧ 災害ボランティアの受入れ・協力体制について。
- ⑨ 緊急輸送道路等の交通規制等の要請について。

3 災害対策本部員付及び災害対策本部情報連絡員

安全安心課

(1) 災害対策本部員付

災害対策本部員付は、本部員がそれぞれ指揮監督する所属職員のうちから指名する者を もって充て、本部員の事務を補助し、当該本部員に事故あるときは、その職務を代行する。

(2) 災害対策本部情報連絡員

災害対策本部情報連絡員は、総務部長が指名する者をもって充て、災害対策本部長の指示により公立館林厚生病院、館林地区消防組合等へ派遣し、対応状況や市への要請事項等を収集し、災害対策本部へ報告するとともに、市が把握した情報や市の対応状況、今後の対応等の情報提供を行う。

4 現地配備員

安全安心課·現地配備員

市長は、現地配備員をあらかじめ定めておき、状況により増員するものとする。現地配備員は、以下に定める事務を担当する。

また、動員人数等については、別途定める計画によるものとする。

- (1) 災害時における避難所対応として、指定避難所等に現地配備員を派遣する。
- (2) 配置場所は指定避難所とする。
- (3) 現地配備員の配置は、現地配備員一覧表を別に定めるものとする。
- (4) 現地責任者
 - ア 現地配備員の中からあらかじめ現地責任者を定める。
 - イ 現地責任者は、災害対策(警戒)本部との連絡調整を行う。
- (5) 現地配備員の分担する業務
 - ア 避難及び被害状況の把握
 - イ 災害対策本部への避難及び被害状況の報告
 - ウ 災害対策本部からの指示、その他の情報の伝達並びに避難住民の指導
 - エ 行政区組織との連携による指定緊急避難場所の管理
 - オ 食料飲料水、寝具等生活必需品の供給
 - カ その他、現地責任者が必要と認めた事項
- (6) 現地配備員の行動基準
 - ア 避難した住民を行政区単位でまとめ、避難地内に待機させる。
 - イ 行政区の役員と協力し、住民の冷静な行動を呼びかける。
 - ウ 災害発生後の最混乱期における各種問題点については、市対策本部と連絡しながら処理する。
- (7) 現地配備員の登庁基準
 - ア 市の全域にわたり重大な災害が発生するおそれがある場合、又は一地域に被害甚大な 災害が発生し、災害対策(警戒)本部長が当該現地配備を指令したとき。
 - イ 本市の震度が5強以上を記録したとき。
 - ウ その他予想されない重大な災害が市域内に発生したとき。

(8) 集合手段

集合する際は、徒歩又は自転車・バイク等を利用するものとするが、集合行程の事情に合わせ、安全な方法を選択する。

(9) 現地配備員の応援

現地配備員の動員に不足が生じたときは、本部長の指示により、現地配備員の相互応援を行うものとする。

(10) 現地配備員の増員

避難所の追加開設や交換要員の確保等により、あらかじめ選任した現地配備員のみでは 対応できない場合、災害対策本部長は、職員の中から現地配備員を選任し、各避難所へ配 備するものとする。

(11) その他

現地配備員配置は、配備員の住所移動や機構改革等により修正の必要があれば、適宜見直しを図るものとする。

5 関係機関への通報

秘書課・企画課・安全安心課

本部を設置又は廃止したときは、速やかに以下の表の機関にその旨を通報するものとする。

本的を放直入は飛出したことは、途(かに外)の表の放射により自己地報するものとする。					
通報又は	公表先	通	報担当	当課	通報又は公表方法
庁 内	各 課	財	政	課	庁内放送、電話、口頭等その他迅速な方法
出 先	機関	各	主 管	課	電話、FAX、口頭等その他迅速な方法
県 危 機 管 耳 館林行政県		安全	全安心	,課	県防災行政無線、電話、FAX、文書、Lアラート (災害情報共有システム)等その他迅速な方法
館林地区河	肖防組合		"		県防災行政無線、電話、FAX、文書等その他迅速 な方法
館林警	察 署		IJ		電話、FAX、文書等その他迅速な方法
指定地方行指定公共标指定地方2	幾関及び	企	画	課	IJ
隣接市町、2	公共的団体		11		II
一般	市民	秘	書	課	市ホームページ、市エックス(旧ツイッター)、市公式LINE、広報車、電話、口頭等(区長を通じ市民に)
報 道	機関		11		電話、FAX、文書、口頭、Lアラート(災害情報 共有システム)等

6 災害対策本部の活動の優先順位

安全安心課

- (1) 災害対策本部の設置は、職員の動員とともに行うため、その設置直後から完全な活動を 実施することは困難である。したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順 位をつけて活動する必要がある。活動の優先順位は、「別表3 初動対応時の時系列応急対 応表」(P98) を参照する。
- (2) 災害対策の実施に関する事務は、他の全ての事務に優先して迅速的確に処理するととも

に、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

7 本部連絡会議

安全安心課

各部相互の連絡調整及び各種情報の収集を行うため、災害対策本部員付を指名された者で構成する本部連絡会議を開催する。

8 緊急支援チームの設置

企画課・人事課

災害対応に係る多大な事務量や多岐にわたり単独の部署で処理するには効率的ではない事務が発生した場合には、庁内若しくは臨時的雇用などにより必要な人員を確保し、緊急支援チームを設置する。

9 災害対策本部の廃止

安全安心課

災害対策本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害発生後における応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

10 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

安全安心課

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各部署において関係機関と連携をとりながら適宜対応するものとする。

なお、この場合の各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

第2節 災害対策本部の組織

1 災害対策本部の組織編成

安全安心課

災害対策本部の組織は別表1、事務分掌は別表2のとおりとする。

2 市長の職務代理者の決定

安全安心課

市長が災害発生時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、以下の順位によるものとする。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

第3順位 総務部長

3 本部の標識の掲示

安全安心課

本部を設置した場合は、市役所正面玄関又は適当な場所に「館林市災害対策本部」の標識を掲示するものとする。

4 現地災害対策本部

安全安心課

以下のいずれかに該当する場合に、災害地に現地災害対策本部を設置し、災害対策活動を行う。

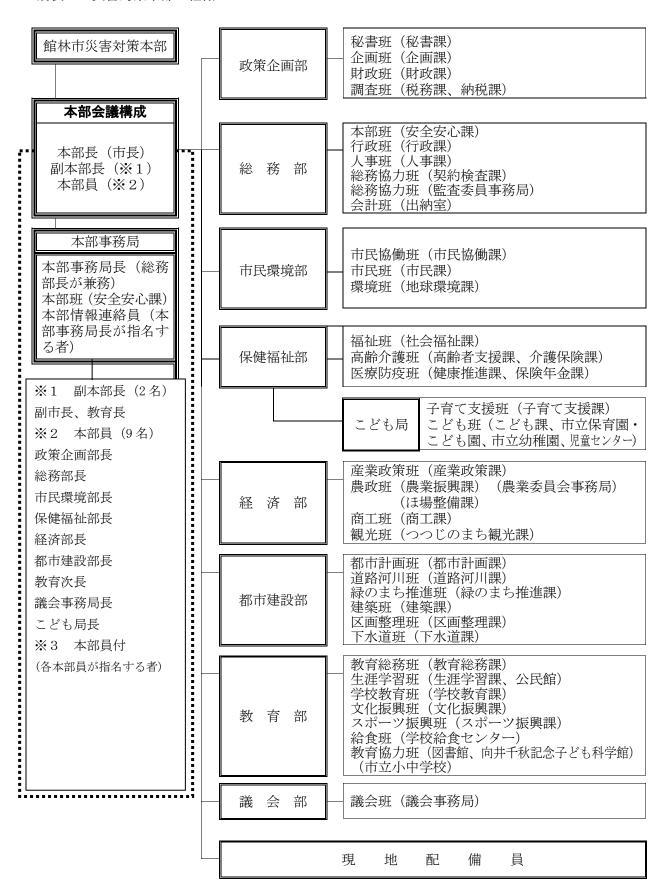
- (1) 災害対策本部長は、災害地が本部から遠隔の場合、又は本部との通信連絡に円滑を欠く 場合等特定の区域において災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、当該区域内 に現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部には現地災害対策本部長及び現地災害対策本部その他の職員を置き、 災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者 をもって充てる。

5 初動時の対応

安全安心課

災害対策本部の初動対応については、以下の「別表3 初動対応時の時系列応急対応表」に よるものとする。

別表1 災害対策本部の組織



別表 2 災害対策本部事務分掌

別表 2 災害対	束本部事務分享	
部(部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
政策企画部	秘 書 班	1 市長及び副市長の秘書に関すること。
(政策企画部長)	(秘書課長)	2 災害関連情報の広報伝達に関すること。
		3 映像記録及び資料の収集・整理に関すること。
		4 報道機関との連絡調整に関すること。
		5 災害情報等のインターネットへの情報発信に関するこ
		کی
		6 部内各班の協力に関すること。
	企 画 班	1 緊急支援チームの編成に関すること。
	(企画課長)	2 国、県等関係機関、団体との連絡調整に関すること。
		3 復興計画の策定に関すること。
		4 災害関連情報の統括に関すること。
		5 情報システムの災害時における活用・調整に関すること。
		6 部内の総合調整及び政策企画部関連業務で班に属さない
		事項に関すること。
	財 政 班	1 災害予算の編成、執行に関すること。
	(財政課長)	2 市で実施する各種財政的な処置に関すること及びその調
		整に関すること。
		3 庁舎の保全に関すること。
		4 市有財産の災害対策に関すること。
		5 備蓄物資の活用に係る総合調整に関すること。
		6 市有車両の災害対策のための配車に関すること。
		7 災害救助法等に基づく輸送業務に関すること。
		8 輸送機関との連絡調整に関すること。
		9 部内各班の協力に関すること。
	調査班	1 住家等建築物被害状況及び人的被害調査に関すること。
	(税務課長)	2 災害に伴う市税の申告期限の延長及び減免等の市税緩和
	(納税課長)	措置に関すること。
		3 部内各班の協力に関すること。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
総 務 部	行 政 班	1 災害時の個人情報の保護に関すること。
(総務部長)	(行政課長)	2 重要文書及び公印の保全に関すること。
		3 緊急で重要な法律問題に対する支援に関すること。
		4 災害時の市議会に関すること。
		5 行政区等地域住民組織との連絡調整に関すること。
		6 自主防災組織との連絡調整に関すること。
		7 「罹災証明書」の交付に関すること。
		8 部内の総合調整及び総務部関連業務で班に属さない事項
		に関すること。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
	本 部 班	1 災害対策本部の設置、解除及び庶務に関すること。
	(安全安心課長)	2 本部の総括に関すること。
		3 市長の命令等の伝達に関すること。
		4 職員の動員及び増員に関すること。
		5 各部との連絡調整に関すること。
		6 国、県への報告、調整に関すること。
		7 消防本部、警察等関係機関との連絡調整に関すること。
		8 ライフライン関係機関との連絡調整に関すること。
		9 自衛隊の派遣要請及び受入れに関すること。
		10 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。
		11 応援協定に基づく応援要請に関すること。
		12 収集した情報の分析及び対応の検討に関すること。
		13 国等の視察対応に関すること。
		14 防災行政用無線の統制に関すること。
		15 災害救助法の適用等に関すること。
		16 被災者生活再建支援法に関すること。
		17 その他いずれの部又は班に属さない事項に関すること。
	人 事 班	1 公務災害補償その他被災職員に対する給付及び援助に関
	(人事課長)	すること。
		2 災害派遣職員の受入れ及び配置に関すること。
		3 市職員及び家族の被災状況の調査に関すること。
		4 緊急支援チームの編成に関すること。
		5 職員の災害派遣、メンタルヘルスに関すること。
		6 職員への食糧等の配給に関すること。
		7 部内各班の協力に関すること。
	総務協力班	部内各班の協力に関すること。
	(契約検査課長)	
	総務協力班	部内各班の協力に関すること。
	(監査委員事務局長)	
	会 計 班	1 災害経費の出納に関すること。
	(出納室長)	2 義援金の一時保管に関すること。
		3 部内各班の協力に関すること。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
市民環境部長)	市民協働課長)	1 ボランティアとの協力体制にかかる情報収集及び連絡調整に関すること。2 外国人への情報提供、相談に関すること。3 市の対応に対する意見、要望、苦情等の受付及び調整に関すること。4 部内の総合調整及び市民環境部関連業務で班に属さない

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
		事項に関すること。
	市 民 班	1 行方不明者の受付に関すること。
	(市民課長)	2 被災者の実態調査に関すること。
		3 災害救助法等に基づく遺体の捜索、収容及び埋火葬に関
		すること。
		4 部内各班の協力に関すること。
	環 境 班	1 消毒及び衛生に関すること。
	(地球環境課長)	2 死亡獣畜処理(家畜以外)に関すること。
		3 災害による環境汚染の調査に関すること。
		4 放射性物質の影響に関すること。
		5 被災地のし尿処理に関すること。
		6 井戸水の水質検査等に関すること。
		7 避難所等の仮設トイレの調達・設置に関すること。
		8 被災者のペット対策に関すること。
		9 清掃施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関するこ
		と。
		10 災害時の廃棄物処理に関すること。
		11 被災地の応急的清掃に関すること。
		12 館林衛生施設組合との連絡、調整に関すること。
		13 部内各班の協力に関すること。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
保健福祉部	福 祉 班	1 福祉避難所の開設・運営・管理に関すること。
(保健福祉部長)	(社会福祉課長)	2 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
		3 日本赤十字社その他社会福祉団体との連絡調整に関する
		こと。
		4 館林市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
		5 障がい者等要配慮者の安全確保に関すること。
		6 障がい者の被災状況の把握に関すること。
		7 食品の給与に関すること。
		8 生活必需品の給与・貸与に関すること。
		9 救援物資の給与に関すること。
		10 義援物資・義援金の募集、配分に関すること。
		11 災害救助法等に基づく救助に関すること。
		12 災害弔慰金等の支給に関すること。
		13 災害援護資金貸付金等の貸付けに関すること。
		14 部内の総合調整及び保健福祉部関連業務で班に属さない
		事項に関すること。
	高 齢 介 護 班	1 高齢者等要配慮者の安全確保対策に関すること。
	(高齢者支援課長)	2 高齢者の被災状況の把握に関すること。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
	(介護保険課長)	3 高齢者福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
		4 福祉避難所の開設・運営・管理に関すること。
		5 福祉避難所への専門的なスタッフの確保・派遣に関する
		こと。
		6 部内各班の協力に関すること。
	医療防疫班	1 避難所及び救護所の開設・運営・管理に関すること。
	(健康推進課長)	2 救護班の配備計画に関すること。
	(保険年金課長)	3 医療機関との連絡調整に関すること。
		4 医療機関の被害状況の把握に関すること。
		5 医薬品等の調達及び配分に関すること。
		6 臨時予防接種に関すること。
		7 災害時の助産に関すること。
		8 避難者等のメンタルヘルスに関すること。
		9 災害時の防疫に関すること。
		10 災害救助法等に基づく医療に関すること。
		11 部内各班の協力に関すること。
こども局	子育て支援班	1 児童関係政策に係る国・県との連絡及び調整に関するこ
	(子育て支援課)	と。
		2 母子・父子福祉団体との協力に関すること。
		3 母子父子寡婦福祉資金の交付に関すること。
		4 部内各班の協力に関すること。
	こ ど も 班	1 児童の安全確保対策に関すること。
	(こども課)	2 保育所等児童福祉施設の被害調査と応急復旧に関するこ
	市立保育園	と。
	市立認定こども園	3 保育所等児童福祉施設の災害対策に関すること。
	市 立 幼 稚 園	4 保育所等児童福祉施設避難所の開設・運営・管理・協力に
	(施設長)	関すること。
	児童センター・児童館	5 災害時における園児の避難に関すること。
	(施 設 長)	6 部内各班の協力に関すること。

	部 (部長担当職)		(班長	班 担 当 耳	哉)		分 掌 事 務
経 (:	済経済部長	部(:)		政策課:		4 5	災害時の産業対策の総合調整に関すること。 燃料の供給に関する情報の取りまとめに関すること。 市民の安全のために重要な施設等への燃料の供給の要請 こ関すること。 市民の就労支援に関すること。 部内の総合調整及び経済部関連業務で班に属さない事項 こ関すること。
			農(農業	政 振興課:	班 長)	1 2	農業関係の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 農道、農業用水路、ほ場整備地区等の被害調査及び復旧に

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
	(ほ場整備課長)	関すること。
	(農業委員会事務局長)	3 農業用水利の調整に関すること。
		4 被害農作物の技術指導に関すること。
		5 食料の調達及び供給に関すること。
		6 農産物の応急供給確保に関すること。
		7 農業の災害関係融資に関すること。
		8 死亡獣畜処理(家畜)に関すること。
		9 農作物の風評被害対策に関すること。
		10 部内各班の協力に関すること。
	商 工 班	1 商工業の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
	(商工課長)	2 被災商工業者への災害関係融資に関すること。
		3 生活物資の調達及び輸送に関すること。
		4 災害救助法等に基づく正業に必要な資金の貸与に関する
		こと。
		5 商工業団体との連絡調整に関すること。
		6 部内各班の協力に関すること。
	観 光 班	1 観光施設の被害調査及び復旧に関すること。
	(つつじのまち観光課長)	2 観光業団体との連絡調整に関すること。
		3 観光客の安全確保に関すること。
		4 部内各班の協力に関すること。

den		
部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
都市建設部	都 市 計 画 班	1 復興計画に関すること。
(都市建設部長)	(都市計画課長)	2 被災宅地危険度判定に関すること。
		3 部内の総合調整及び都市建設部関連業務で班に属さない
		事項に関すること。
	道路河川班	1 建設業者との連絡調整に関すること。
	(道路河川課)	2 建設機械・車両の借上げ・配車及び建設資材の確保調達に
		関すること。
		3 土木建設に係る救援労力の要請及び受入配置に関するこ
		と。
		4 公共土木施設の被害調査及び復旧に関すること。
		5 河川、道路及び橋梁の危険箇所等の把握、警戒、応急措置
		及び復旧に関すること。
		6 災害救助法等に基づく障害物の除去に関すること。
		7 緊急輸送路の確保に関すること。
		8 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金に関すること。
		9 部内各班の協力に関すること。
	緑のまち推進班	1 造園業者との連絡調整に関すること。
	(緑のまち推進課長)	2 公園施設等の被害調査、報告、応急措置、復旧及び必要な

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
		対策に関すること。
		3 部内各班の協力に関すること。
	建築班	1 建設業者との連絡調整に関すること。
	(建築課長)	2 建設機械・車両の借上げ・配車及び建設資材の確保調達に
		関すること。
		3 土木建設に係る救援労力の要請及び受入配置に関するこ
		と。
		4 市営住宅等の被害調査及び応急対策に関すること。
		5 被災建築物応急危険度判定に関すること。
		6 被災宅危険度判定に関すること。
		7 災害救助法等に基づく住宅の応急修理、応急仮設住宅の
		建設に関すること。
		8 市営住宅への応急入居の確保に関すること。
		9 建築基準法及び耐震改修促進法に関すること。
		10 部内各班の協力に関すること。
	区 画 整 理 班	1 土地区画整理地区の被害調査、報告、応急措置、復旧及び
	(区画整理課長)	必要な対策に関すること。
		2 部内各班の協力に関すること。
	下 水 道 班	1 下水道施設の被害調査・応急復旧及び災害復旧工事に関
	(下水道課長)	すること。
		2 災害時の下水道施設の管理に関すること。
		3 下水道工事事業所等との連絡調整に関すること。
		4 下水道に係る総合相談窓口に関すること。
		5 部内各班の協力に関すること。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
教育次長)	教育総務班(教育総務課長)	 教育関係災害情報の収集に関すること。 市教育委員会所管施設の避難所開設の総括に関すること。 関係機関との連絡に関すること。 部内の連絡及び情報収集、総合調整に関すること。 部内の総合調整及び教育部関連業務で班に属さない事項に関すること。
	生涯学習課長)市内公民館(公民館長)	1 生涯学習施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 生涯学習課所管施設の避難所開設・運営・管理に関すること。 3 救援物資集積地の開設に関すること。 4 関係団体への協力要請に関すること。 5 部内各班の協力に関すること。 1 幼児・児童・生徒の安全確保対策に関すること。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
	(学校教育課長)	2 学校施設の被害調査と応急復旧に関すること。
		3 教職員の災害対策のための確保・動員に関すること。
		4 災害時の応急教育に関すること。
		5 災害救助法等に基づく学用品の調達及び供与に関するこ
		と。
		6 学校避難所の開設・運営・管理に関すること。
		7 部内各班の協力に関すること。
	文 化 振 興 班	1 文化施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
	(文化振興課長)	2 文化施設の避難所開設・運営・管理に関すること。
		3 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。
		4 部内各班の協力に関すること。
	スポーツ振興班	1 公園競技施設及び社会体育施設の被害調査及び復旧に関
	(スポーツ振興課長)	すること。
		2 公園競技施設及び社会体育施設の避難所開設・運営・管理
		に関すること。
		3 部内各班の協力に関すること。
	給 食 班	1 災害時の学校給食に関すること。
	(学校給食センター所長)	2 災害救助法等に基づく被災者の炊き出しに関すること。
		3 部内各班の協力に関すること。
	教育協力班	部内各班の協力に関すること。
	(図書館長)	1
	(向井千秋記念子ど	
	も科学館長)	
	市内各小中学校	1 学校等の災害対策に関すること。
	(学 校 長)	2 避難所の開設・管理・運営・協力に関すること。

(音	部 班 (部長担当職) (班長担当職)			分掌事務			
議	会	部	議	会	班	1	議員からの情報収集及び情報伝達に関すること。
(議	(議会事務局長)		会事務局長) (議会事務局次長)		2	議員からの相談に関すること。	

別表3 初動対応時の時系列応急対応表

【市長の初動対応】

		主な応急活動内容	
	地震発生~12 時間位まで	地震発生 12 時間位~3日位まで	3日位から1週間位まで
	• 災害対策本部設置、動員、初期活動の	● 他団体等への応援要請	• ライフライン情報の広報指示(継続)
	指示	• 県防災ヘリコプターの要請	• 必要に応じ、警戒区域の設定 (継続)
	• 本部会議の招集、本部連絡員の配備	● 自衛隊への災害派遣要請(継続)	• 必要に応じ、避難情報の指示(継続)
	• 必要に応じ、現地災害対策本部の設置	● 必要に応じ、警戒区域の設定 (継続)	● 保健衛生・防疫・障害物除去活動の指
	• 必要に応じ、現地配備員の派遣	● 必要に応じ、避難情報の指示(継続)	示
	• 避難所開設の指示	● 国、県及び関係機関への報告	● 国、県及び関係機関への報告(継続)
	• 必要に応じ、警戒区域の設定	● 救急・救助活動、医療活動の指示	● 救急・救助活動、医療活動の指示 (継
	• 必要に応じ、避難情報の指示	● 必要に応じ、交通規制の実施及び要請	続)
市長の初動対応	• 自衛隊への災害派遣要請	● 避難所運営支援の指示	必要に応じ、交通規制の実施及び要
	• 市民への広報指示	● 食料、飲料水、燃料、生活物資の調達・供給	請(継続)
		指示	• 避難所運営支援の指示 (継続)
		● 市民への広報指示(継続)	● 食料、飲料水、燃料、生活物資の調達・
		● ライフライン情報の広報指示	供給指示(継続)
		● ボランティアの受入体制整備を指示	• 市民への広報指示 (継続)
		● 義援物資、義援金の受入体制整備を指示	• ボランティアの受入体制整備を指示
		● 廃棄物処理の指示	(継続)
			• 義援物資、義援金の受入体制整備を
			指示(継続)
			• 廃棄物処理の指示

101

震災対策編第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立

【災害対策本部各班の初動対応】

主な項目	班名	主な応急活動内容					
土は切り	近 石	地震発生~12 時間位まで	地震発生 12 時間位~3 日位まで	3日位から1週間位まで			
被害情報の収集	秘書班 企画班 本部班 行政班 教育総務班	市民及び各部署からの被害情報の収集 伝達館林地区消防組合消防本部、館林消防 団からの被害情報の収集伝達その他からの被害情報の収集伝達	建物等の被害情報の収集伝達ライフライン被害情報の収集伝達交通、公共施設等の被害情報の収集伝達被災者への生活情報の収集伝達	被災者への生活情報の収集伝達			
市民への広報	秘書班 企画班 本部班 市民協働班	被害状況(特に火災)に関する情報避難情報及び安全な避難場所に関する情報パニック防止を促す情報	各種被害状況に関する情報避難所に関する情報の広報救援救護に関する情報行政の対応に関する情報	ライフライン等の復旧に関する情報避難所に関する情報の広報救援救護に関する情報総合相談窓口の開設に関する情報			
避難対策	福祉班 高齢介護班 こども班 医療工班 教育経野班 教育経習班 学校教興班 学校振興班 スポーツ振興班 給食班 市内各小中学校	避難所の開設、運営避難人員及び避難状況の把握	 避難所の運営 避難所への飲料水、食糧、燃料、生活必需品等の供給 仮設トイレの設置及び衛生管理 	臨時無料電話等の設置避難人員、生活状況の実態把握			
広域応援の要請	本部班 市民協働班 福祉班	自衛隊の派遣要請と受入れ災害救助法適用の要請県、隣接市町等への応援要請	広域応援の受入れ救援物資の受入れボランティアの受入れ				
人 命 救 出 ・医療活動	市民班医療防疫班	生き埋め者等の救出活動負傷者等の救急医療活動	生き埋め者等の救出活動負傷者等の救急医療活動医療救護所の開設、運営後方医療機関への搬送	 負傷者等の救急医療活動 メンタルケア			

第3部	
災害応急対策	
第2章	
活動体制の確立	震災対策編

主な項目	班名	主な応急活動内容		
		地震発生~12 時間位まで	地震発生 12 時間位~3 日位まで	3日位から1週間位まで
救援活動	福祉班 農政班 商工班 生涯学習班	飲料水、食糧の確保及び供給生活必需品の確保及び供給	飲料水、食糧の供給生活必需品の供給	救援物資の配給
交通規制・ 緊急輸送・防犯	財政班 道路河川班	交通規制及び交通処理緊急輸送路の確保地域の安全対策	交通規制及び交通処理緊急輸送路の確保地域の安全対策	交通規制及び交通処理緊急輸送路の確保地域の安全対策
要配慮者への対応	福祉班 高齢介護班 こども班 医療防疫班	安否の確認、緊急介護避難所でのケア	安否の確認、緊急介護避難所でのケア重症要介護者の施設への受入れ	安否の確認、緊急介護避難所でのケア要介護者の施設への受入れ
遺体搬送・ 安置・埋火葬	市民班		遺体の安置、搬送火葬場等の確保	遺体の安置、搬送火葬場等の確保
ライフライン	本部班 道路河川班 下水道班	被害情報の収集	ライフラインの復旧	ライフラインの復旧
廃 乗 物・し尿・防疫対策	医療防疫班 道路河川班 環境班		 仮設トイレの設置 ごみ・し尿処理 がれき処理	防疫
生活再建	行政班 調査班 建築班 学校教育班			「罹災証明書」等の交付準備住家被害認定等の実施準備応急仮設住宅建設の準備被災建築物応急修理の準備学校再開の準備

第3節 災害警戒本部等の設置

1 災害警戒本部

安全安心課

(1) 設置基準

総務部長は、災害対策本部が設置されない場合で、以下のいずれかに該当するときは、 災害警戒本部を設置するものとする。

- ア 市内に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- イ 震度にかかわらず市内に地震による被害が発生し、又は被害が発生するおそれがあり、 その対応について関係課相互の緊密な連絡・調整を図るため、総務部長が必要と認めた とき。

(2) 設置場所

災害警戒本部は、館林市役所内政策審議室に設置する。災害の状況により市庁舎に設置できない場合は、向井千秋記念子ども科学館又はその他の付近の市有施設に設置する。

2 災害警戒本部の組織

安全安心課

災害警戒本部の本部長は総務部長とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に 準ずるものとする。

なお、総務部長が災害警戒時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代 理者は、政策企画部長とする。

3 県への報告及び防災関係機関との連携

安全安心課

災害警戒本部長は、災害警戒本部を設置した際には、速やかに県危機管理課及び館林行政県税事務所に報告し、防災関係機関と連携しながら、災害発生の監視及び情報収集を行うものとする。

4 災害警戒本部の廃止

安全安心課

災害警戒本部長は、地震による被害の発生するおそれがなくなり、災害警戒本部を設置する 必要がなくなったと認めた場合は、災害警戒本部の廃止を決定し、関係機関に周知を行う。

第4節 職員の非常参集

1 動員の決定

本部班

(1) 動員の決定

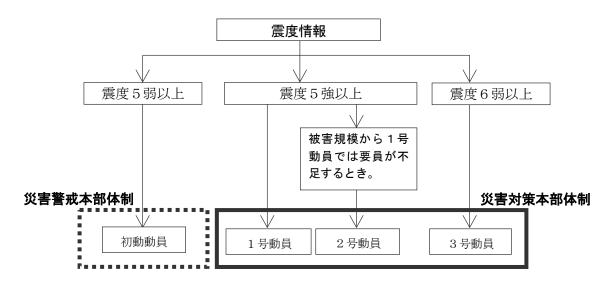
- ア 市長は、災害対策本部を設置したときは、以下の表の基準に従い動員の区分を決定するものとする。
- イ 総務部長は、災害警戒本部を設置したときは、関係部長と協議の上、動員の規模を決

定するものとする。ただし、動員の規模を検討するいとまがない場合は、以下の表に掲げる動員体制をとり、災害対策本部への移行も視野に入れた警戒体制とする。

【動員基準】

動員	状 況	適 用 基 準
初期動員	本市の震度が5弱以上を記録したとき。 (各所属の約10%に相当する人数)	災害警戒本部を設置し、主として情報の収 集・連絡活動を実施する必要がある場合で、 動員の規模を検討するいとまがないとき。
1号 動員	本市の震度が5強以上を記録したとき。 (各所属の約25%に相当する人数)	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動 を実施する必要があるとき。
2号 動員	本市の震度が5強以上を記録したとき。 (各所属の約50%に相当する人数)	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動 を実施する必要がある場合で、被害の規模等 からみて1号動員では要員が不足するとき。
3号動員	本市の震度が6弱以上を記録したとき。 (全職員)	災害対策本部を設置し、各種応急対策活動を 実施する必要がある場合で、被害の規模等か らみて市の総力を挙げて対応する必要があ るとき。

【震災時の配備フロー】



- (2) 初動時の対応
 - 初動時の応急対応については、「別表3 初動対応時の時系列応急対応表」を参照する。
- (3) 現地配備員の登庁基準
 - ア 市全域にわたり、重大な災害が発生するおそれがある場合、又は一地域に被害甚大な 災害が発生し、市長が現地配備を指令したとき。
 - イ 本市の震度が5強以上を記録したとき。
 - ウ その他予想されない重大な災害が市域内に発生したとき。
- (4) 動員計画

各部・班は、職員一人ひとりに動員区分と職務内容を周知するとともに、別途「動員計画」を定め、体制の整備に努めるものとする。

資料編

12. 職員の動員計画表

2 動員指示の伝達方法

本部班

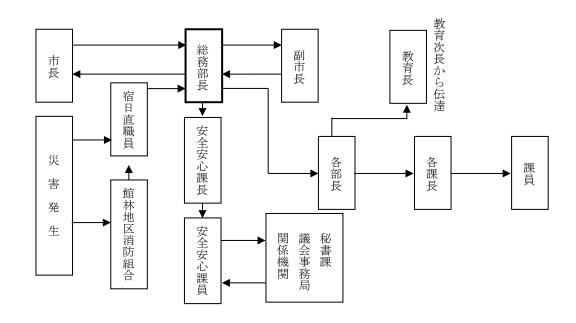
(1) 勤務時間中における動員伝達

市長の決定に基づき、本部連絡員をとおして動員の発令を伝達するとともに、在庁時にあっては庁内放送を通じて庁内各班に伝達するものとする。また、総務部長は、館林地区消防組合に伝達するものとする。



- ・災害対策本部設置の場合は市長
- ・災害警戒本部設置の場合は総務部長

(2) 勤務時間外(休日・祝日含)における動員伝達



勤務時間外の対応については、電話、メール、緊急連絡網(動員計画)等により職員に 周知し、参集が必要な場合には、速やかに参集を行うものとする。

また、各所属長は、職員の安否情報等を「職員の配備及び安否等確認票(様式1)」に記入する。

(3) 動員状況の報告

各所属長は30分ごとに職員の参集状況について、本部班に報告することとする。 本部班は各班の参集状況を「動員状況報告書(様式2)」に記入する。 また、動員が完了した際には、「職員の動員及び安否等確認票(様式1)」に記入する。

3 参集時の留意事項

本部班

(1) 自主登庁

あらかじめ定められた職員は、以下の場合には市本部に参集するものとする。

- ア 市内で震度4以上の地震が発生した場合(震度6弱以上の場合は、全職員の参集)
- イ 通信が途絶した際に、災害の発生を覚知した場合、又は登庁する必要があると判断した場合等

(2) 登庁場所

ア 動員の伝達を受けた職員は、可能な限り自己の勤務場所に登庁するものとする。

イ 道路の決壊等により自己の勤務場所に登庁することが困難な場合には、登庁可能となるまでの間、避難所に指定されている公共施設等に参集し、当該施設長の指揮を受けるものとする。なお、この場合には、速やかに所属長にその旨を連絡するとともに、登庁可能となり次第、登庁するものとする。

(3) 登庁の方法

登庁に当たっては、震災の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、 徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮する。

(4) 登庁時の留意事項

ア 登庁に当たっては事故防止に十分に注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後、直ちに所属長に報告する。

イ 所属長は、当該課員からの被害状況等や課員の参集状況を取りまとめ、本部班に報告 する。

(5) 登庁の免除等

ア 震災により、本人又は家族が中傷以上の怪我を負い、あるいは住居等が損壊するなど 自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受けるものとす る。

イ 勤務場所あるいは最寄りの公共施設にも参集することができない場合には、所属長に 対しその旨を報告し、登庁可能となるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものと する。

					· tete	乌	任名			担当者	L	
				安否状态						集・安否等の状況		
			安	否	住家	勤務	地への参集		勤務地以外	トへの参集	参集不能	だ者の安否
Vo.	職名	氏名	確認		状況							
			未確	認 ×	異状 有	Ź	参集日時	参	集日時	参集場所	確認日時	確認場所
			本人	家族	なし -							
							:		:		:	
							:		:		:	
							:		:		:	
							:		:		:	
							:		:		:	
							:		:		:	
							:		:		:	
							:		:		:	
							:		:		:	
							:		:		:	
							:		:		:	
							:		:		:	
							:		:		:	
							:		:		:	
							:		:		:	
							:		:		:	

[※] 各部・班(課)で所属職員全員(休業、休職中の職員を含む)の安否確認を行う。

第3部

災害応急対策

[「]安否」欄には、確認できたものは○を、未確認のものは×印を記載する。

[※] 安否確認の状況については、随時、安全安心課に報告すること。

動員状況報告書

(/ t/crt1)

(/ 枚中)

	1/4 1 /					
日	時	課	課	課	課	課
動員予	产定人員	人	人	人	人	人
日	時 分現在	人	人	人	人	人
日	時 分現在	人	人	人	人	人
目	時 現在	人	人	人	人	人
目	時 現在	人	人	人	人	人
目	時 現在	人	人	人	人	人
目	時 現在	人	人	人	人	人
日	時 分現在	人	人	人	人	人

日時	課	課	課	課	計
動員予定人員	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人

- ※ 安全安心課は、各課からの情報に基づき、参集人数を記入する。
- ※ 動員予定人員欄には、動員基準に定める課内職員の数を記載する。

4 初動参集時の対応

本部班

- (1) 初動参集時の対応
 - ア 市役所内での情報収集に努める。(たてばやし防災情報伝達システム、電話、FAX)
 - イ 関係機関からの情報を収集する。
 - ウ ライフラインが絶たれた状況では、非常用発電機や無線機、携帯電話等の操作により 被害状況の収集に努める。
 - エ 各種、媒体を用いて適切な広報活動を展開する。
 - オ 参集状況に応じた命令系統の指示に従う。
 - カ 本部班内に災害情報を集約する。
 - キ 災害対策本部の設置準備にとりかかる。
- (2) 災害対策本部体制が確立するまでの応急措置

激甚災害(※)等により、多数の職員が登庁できず、あるいは登庁が遅れ、本来の災害対策本部体制が確立できない場合には、登庁した全職員が、災害対策本部の事務分掌にこだわることなく、市長(市長が登庁していない場合には、第2「災害対策本部の組織」で定めた職務代理者)の指揮により、以下の優先順位により応急初動措置を行うのもとする。

- ア 登庁職員の把握と任務付与
- イ 通信、報告・連絡手段の確保及び連絡員(伝令)の指名
- ウ 被害状態の把握(情報収集)
 - (ア) 職員の実査による収集
 - (イ) 館林警察署からの収集
 - (ウ) 館林地区消防組合からの収集
 - (エ) 区長からの収集
 - (オ) 報道関係機関からの収集
 - (カ) 他市町、県からの収集
 - (キ) 防災関係機関、関係団体からの収集
- エ 被害状況の報告・連絡、応援要請
 - (ア) 県、防災関係機関等への報告・連絡
 - (イ) 自衛隊、相互応援協定締結市町村及び緊急消防援助隊等に対する応援要請
- ※激甚災害:地震や台風、豪雨などの被災地が、激甚災害法第2条に基づき政令で激甚災害として指定を受けると、被災地の復興費用にあてられる国庫補助金の割合が上がる。なお、激甚災害指定基準に基づき全国規模で指定基準を上回る規模となった異常気象に対して設定される激甚災害(本激)と、局地激甚災害指定基準に基づき市町村単位で指定基準を上回る規模となった異常気象に対して設定される激甚災害(局激)の2種類がある。

第5節 広域応援の要請

災害発生時に、市のみでは応急対策の実施が困難な場合には、他市町、県等に応援を要請し、 迅速な応急対策を推進するものとする。

1 市が行う応援の要請

本部班

市は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。応援の要請の種類及びその内容は、以下のとおりとする。

応援の受入体制・手順については、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」と整合を図るものとする。

(1) 他市町に対する応援の要請

災害対策基本法第67条の規定に基づき、市長が他の市町村の長に対し応援を求める。 災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を求められたときは、災害応急対策のう ち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、 正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に 従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

(2) 県に対する応援の要請

災害対策基本法第68条の規定に基づき、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、市長が知事に対し応援を求める。

(3) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の要請

市は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県(危機管理課)を通じて総務省に対し災害マネジメント総括支援員の派遣を要請することができる。

また、市は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し災害マネジメント総括支援員の派遣を要請することができる。

2 館林地区消防組合が行う応援の要請

館林地区消防組合

- (1) 館林地区消防組合は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定又は消防組織法第39条第2項の規定に基づき応援を要請するものとする。
- (2) 館林地区消防組合は、緊急消防援助隊の応援等を必要とするときは、消防組織法第44条第1項の規定に基づき災害対策本部長に応援等を要請するものとする。

なお、緊急消防援助隊の応援等要請者は知事であるので、災害対策本部長が知事に対して応援等要請のための連絡をする。

3 市が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

本部班

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、以下のとおりとする。

(1) 国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第 29 条の規定に基づき、市長が指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。なお、市長が直接派遣を要請する場合は、以下の事項を明示して、文書により行う。(災害対策基本法施行令第 15 条)

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第30条の規定に基づき、市長が知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。なお、市長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、以下の事項を明示して、文書により行う。(災害対策基本法施行令第16条)

- ① 派遣のあっせんを求める理由
- ② 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、市長が知事又は他の市町村の長に対し職員の派遣を求める。

4 応援協定に基づく要請

本部班

市は、県内外の市町村等と締結している応援協定に基づき、災害時の応援を要請するものとする。

5 受援体制の確立

本部班

- (1) 受援機関は、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者 名、電話番号等を応援機関に通知するものとする。
- (2) 受援機関は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。

6 広域的な応援体制

本部班

- (1) 市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- (2) 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

7 大規模災害による機能低下した場合の国、県による応援、応急措置 の代行による支援強化

本部班

指定行政機関又は指定地方行政機関は、災害対策基本法第78条の2の規定に基づき、被災により、市が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

第6節 県防災ヘリコプターの要請

災害が発生した場合、広域的で機動性に富んだ活動が可能である県防災へリコプターを要請し、 災害応急対策の充実強化を図る。

1 実施責任者

本部班

県防災へリコプターの緊急運航に関する要請は、「群馬県防災航空隊支援協定」の定めるところにより、災害対策本部長が実施するものとする。

2 県防災ヘリコプターの要請

本部班

要請の基準は、以下のいずれかに該当し、県防災へリコプターの運航が必要と認められる場合とする。

- (1) 館林地区消防組合の消防力のみでは、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合
- (2) 災害が、隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) 県防災ヘリコプターの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合
- (4) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、県防 災へリコプターによる活動が最も有効な場合

3 ヘリポート予定地の活用

財政班

災害時における市のヘリポート適地は、資料編に掲載のとおりである。

資料編

7. ヘリポート適地一覧

第7節 自衛隊への災害派遣要請

災害応急対策実施のため、災害対策基本法第68条の2又は自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の派遣要請を要求する場合の手続等は、以下に定めるとおりとする。なお、自衛隊の災害派遣要請者は知事であるので、災害対策本部長が知事に対して災害派遣要請の依頼をするものとする。

1 要請する災害

本部班

災害における人命又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が市において不可能又は困難 であり、自衛隊の部隊による活動が必要な場合に、自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

2 自衛隊の活動範囲

本部班

派遣された部隊は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連絡、協力して以下の活動を行う。

- (1) 車両、航空機等による被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等避難のために必要があるときの援助
- (3) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索、救助
- (4) 堤防等の決壊に対する水防活動
- (5) 館林地区消防組合の消火・救助・水防活動への協力
- (6) 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- (7) 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病害虫防除等の支援
- (8) 被災者に対する入浴支援
- (9) 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 被災者に対する炊き出し及び給水支援
- (11) 救援物資の支給又は貸付けの支援(防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に 関する内閣府令)
- (12) 火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- (13) その他 (知事が必要と認め自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊と協議して 決定する。)

3 派遣要請依頼の手続

本部班

自衛隊の災害派遣要請依頼の手続は、様式1に基づき依頼する。なお、口頭で依頼した場合は事後文書を送達するものとする。また、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、市の災害の状況を第12旅団に直接通知するものとする。

4 自衛隊との連絡

本部班

災害対策本部長は、自衛隊の派遣要請を必要とする場合には、知事に要請の依頼を行うほか、 直接自衛隊に当該地域の被害状況など積極的に情報連絡を行い、迅速な災害対処を容易にする ものとする。

5 派遣部隊の受入れ

本部班

災害対策本部長は、派遣される部隊に対し、以下の事項に留意し、受入体制の整備を行う。

- (1) 救援作業に必要な資材を速やかに調達すること。
- (2) 派遣部隊の宿泊施設の手配を行うこと。
- (3) ヘリポートの使用に先立ち、予定施設の管理者の了解を得ておくこと。
- (4) 他の防災関係機関の活動との調整を行い、災害派遣の効率化に努めること。

6 自衛隊の自主派遣

本部班

大規模な災害等が発生し、通信の途絶等により、市、県、自衛隊間の連絡が不可能である場合、人命救助等の災害応急対策につき、緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、要請がなくても独自の判断で部隊等を派遣することができる。

- (1) 自衛隊法第83条第2項ただし書により、知事の要請を待たないで部隊等を派遣する場合は、当該部隊の派遣命令権者は、その旨を速やかに知事に連絡するものとする。連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する区域の市町村その他関係機関に連絡するものとする。
- (2) 自主派遣を行った後に知事から派遣要請があった場合は、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

7 自衛官の権限

本部班

(1) 権限の概要

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者 (委託を受けた市の吏員及び警察官)がその場にいない場合に限り、以下の職権を行使す ることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- ア 警戒区域を設定し、立入り制限、禁止、退去を命ずること。
- イ 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用・ 収用すること。
- ウ 現場の災害を受けた工作物・物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去その他 必要な措置を取ること。
- エ 市民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。
- (2) 行使した場合の処置の概要
 - ア 前記(1)の権限を行使した場合は、その旨を市長に通知する。
 - イ 前記(1)中イ及びウに係る土地・建物・工作物等の占有者等に対し、必要な事項を通 知する。
 - ウ 前記(1)中ウに係る工作物等を除去した場合は、これを保管しなければならない。

8 災害派遣活動の総合調整

本部班

要救助者の救出に当たっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠であるため、災害対策本部に自衛隊連絡室を設置するほか、必要に応じて災害対策本部に市、

県、県警察、館林地区消防組合及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保するものとする。

9 派遣要請後の変更手続

本部班

市は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行うものとする。

10 派遣部隊の撤収要請

本部班

災害対策本部長は、派遣部隊の派遣期間又は派遣活動が終了し、自衛隊の部隊の活動が必要でなくなった場合には、直ちに知事(危機管理課長)に口頭又は文書(様式2)をもって、撤収要請の手続を依頼する。なお、口頭で依頼した場合は、事後速やかに文書を送達するものとする。

11 費用負担区分

財政班・本部班

派遣部隊が活動に要した経費のうち以下に掲げるものは、当該部隊の活動した市の負担とする。ただし、2以上の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 宿泊施設の借上料
- (2) 宿泊施設の汚物処理費用
- (3) 災害派遣活動に係る電気、ガス、上下水道及び電話料金
- (4) 災害派遣活動に係る資機材の調達費用
- (5) 上記の費用以外の費用の負担区分については、市と自衛隊とで協議する。
- (6) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

自衛隊災害派遣要請依頼書

年 月 日

群馬県知事あて

市長

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

記

- 1 災害の情況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項
 - 例)・必要な車両、航空機、資機材
 - ・必要な人員
 - ・連絡場所及び連絡責任者

自衛隊災害派遣部隊撤収依頼書

				年	月	日	
群馬県知事	あて						
			市長			印	
自衛隊の災害派遣部隊撤収要請の要求について							
下記のとおり自衛	隊の災害派遣部隊の撤り	収を要請するよ	う要求します。				
		記					
1 災害派遣部隊の	散収を要請する事由						

第3章 救助・救急、医療及び消火活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、市民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第1節 救助・救急活動

災害により被災した者に対し、市は、県、県警察、館林地区消防組合、自衛隊、自主防災組織、 市民等と連携して迅速、適切な救助・救急活動を行うものとする。

1 市による救助・救急活動

本部班

- (1) 市は、館林地区消防組合、館林警察署等と連携して、救助・救急活動が円滑に実施されるよう支援を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請や、自衛隊への派遣要請を行い、市民の安全確保を図る。
- (2) 市は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。
- (3) 市は、市内で予想される震災、建物等の倒壊による被災者等に対する救助・救急活動に 備え、平常時から以下の措置を行うものとする。
 - ア 救助に必要な資機材、その他機械器具の所在及び関係機関団体との協力体制の確立
 - イ 自主防災組織、事業所及び市民等に対し、救助・救急活動についての指導及び意識啓 発
 - ウ 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進

2 市民、自主防災組織及び事業所(企業)による救助・救急活動

市民・自主防災組織・事業所

- (1) 大規模地震発生直後は、多くの死傷者が発生するとともに建築物の倒壊などにより道路 交通網が寸断され、館林地区消防組合、県警察等による救助救急活動が一時的に機能しな い事態が予測される。
 - このため、市民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物から救出手当するなどの救助救急活動を行うよう努めるものとする。
- (2) 市民は、自らの身の安全の確保及び出火防止の措置を講じた後、家族や近隣住民の被災 状況を確認し、必要があれば市民同士で協力し、又は自主防災組織の一員として被災者の 救出手当、初期消火等に努めるものとする。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材については、群馬県地域防災センター、館林行政県税事務所等の備蓄倉庫、館林土木事務所、市、消防本部・館林消防署、館林消防団、事業所等の資機材の貸し出しを受けるものとする。
- (4) 市民、自主防災組織及び事業所は、館林地区消防組合、県警察等による救助救急活動に 協力するものとする。

3 館林地区消防組合による救助・救急活動

館林地区消防組合

館林地区消防組合は、以下により救助・救急活動を行うものとする。

- (1) 地震発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。この際、火災の発生も 予想されるので、あらかじめ定めた計画に基づき人員を振り分けて活動する。
- (2) 生存者の救出を最優先に人員を投入する。
- (3) 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
- (4) 重機類等資機材を有効に活用する。
- (5) 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連携を密にし、情報 を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。
- (6) 災害の様相により、ヘリコプターによる活動が最も効果があると判断した場合は、県防 災ヘリコプターの要請をするものとする。
- (7) 必要に応じ、広域応援協定等に基づき他の消防機関に応援を求め、又は消防組織法第44条の規定に基づき、知事に対し緊急消防援助隊の応援等を要請するよう、災害対策本部長に求める。
- (8) 必要に応じ、群馬DMAT指定病院及び指定組織に対し、群馬DMATの派遣を要請する。

また、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。

4 サイレントタイムの導入

本部班

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、市及び救助活動実施機関は、相互に調整のうえ、サイレントタイムを導入し、活動現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

5 安否不明者の絞り込み

市民班

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。

また、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。この際、一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

6 被災地域外であったときの役割

本部班

市は、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

7 関係機関の連携

本部班・救助救急活動機関

(1) 館林地区消防組合、県警察、自衛隊、市及び県は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。

第3部 災害応急対策 第3章 救助・救急、医療及び消火活動

この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救助・救急、消 火活動等に資する情報(要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給 の確保状況等)の共有及び調整を行うものとする。

(2) 災害現場で活動する館林地区消防組合、県警察、自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同 調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段について、部隊間の情報共有及 び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム (DMAT) 等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

8 資機材の確保

本部班・救助救急活動機関

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、 資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するも のとする。

9 感染症対策

本部班 · 救助救急活動機関

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

10 惨事ストレス対策

人事班・救助救急活動機関

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

11 災害救助法による実施基準

本部班

災害救助法が適用された場合の、救出についての実施基準は、資料編に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

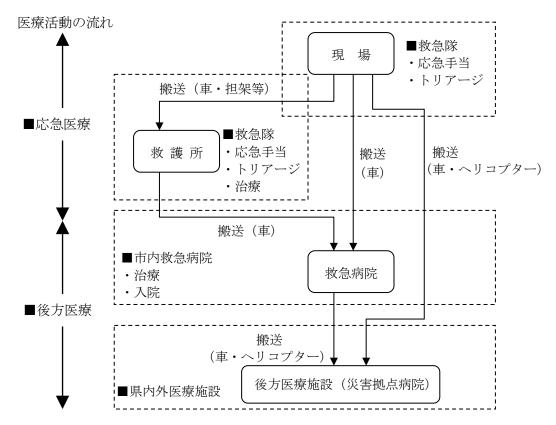
資料編

9. 災害救助基準(災害救助法関係)

第2節 医療活動

災害の規模が大きいほど、医療の需要と供給のバランスが崩れ、医療提供が遅滞する。この結果、助けられた命が助からない可能性が高くなる。このため、市は、館林地域災害医療マニュアルに則り、館林保健福祉事務所及び災害拠点病院と密接に連携し、医療サービスの情報提供に務める。また、甚大な規模の災害にあっては、避難所等に救護所を設け、対応にあたる。

【応急医療活動の主な流れ】



1 市内の医療機関による医療活動

医療防疫班・邑楽館林医療企業団・民間医療機関

- (1) 市内の医療機関による医療活動
 - 市内の公的医療機関及び民間医療機関は、以下により医療活動を行うものとする。
 - ア 被災地の医療機関の状況、全国の医療機関の支援申出状況を行政機関等が把握できる ことが必要である。
 - イ このため、広域災害救急医療情報システム(以下、EMIS)入力ができる医療機関は、EMISに緊急情報を入力する。その他、各医療機関は、館林地域災害医療マニュアルに則り、発災後、速やかに館林保健福祉事務所に発災後状況を報告する。
 - ウ 転院搬送などが必要な場合には、災害拠点病院に設置された災害拠点本部と連携をとり、対応する。傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、市又は県等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。
 - エ 広域災害時に開催される地域災害医療対策会議で地域の災害医療情報が共有される。

2 救護所の設置

医療防疫班·邑楽館林医療企業団

- (1) 市は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、救護所を設置するものとする。
- (2) 市は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県 (医務課)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

- (3) 救護所は関係機関と協議のうえ、必要に応じ、以下の場所に設置するものとする。
 - ア 避難所
 - イ 負傷者等の交通の利便性の良いところ
 - ウ その他救護所の設置に適した場所

3 救急救命士による救急救命処置

医療防疫班 · 邑楽館林医療企業団 · 館林地区消防組合

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

4 トリアージの実施

医療防疫班・邑楽館林医療企業団・館林地区消防組合

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う 救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重傷病者については災害拠点病院 等で治療を行うものとする。

5 広域医療搬送

医療防疫班 · 邑楽館林医療企業団 · 館林地区消防組合

医療供給が賄えず、圏外若しくは広域搬送の必要性とされる場合には、災害拠点病院や保健 福祉事務所に設置された災害医療対策本部と情報共有し対応する。また、これらの対応には、 必要に応じ、派遣されたDMATが対応する。

6 災害拠点病院の役割

医療防疫班・邑楽館林医療企業団

- (1) 災害拠点病院は、医療活動の中心として以下の活動を行う。
 - ア 広域災害救急医療情報システム(以下、EMIS)入力を行い、県保健福祉事務所と 被災情報を共有する。EMISが使用できない場合には、館林地域災害医療対策マニュ アルに則り、情報共有を行う。
 - イ 病院災害対策本部を設置し、県災害医療コーディネーターや保健福祉事務所と連携し、 医療活動を行う。
 - ウ トリアージ後に重症・重傷者に対して、根本的治療を行う、若しくは根本的治療まで の病態を安定させる。
 - エ DMATの活動拠点本部となり、派遣された救護班やDMATと協力し、邑楽館林地域の医療提供や圏外・広域搬送の対応の要となる。
 - オ 館林地域災害医療対策会議を介して、地域の医療機関や消防、警察、行政との人的及び物的な連携の要となる。
- (2) 災害拠点病院は、他の医療機関との関係において以下の活動を行うものとする。
 - ア 相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求め、傷病者の 振り分けを行う。
 - イ 救護チームの派遣を共同して行う。

資料編

5. 医療機関 (1)災害拠点病院

7 被災者のこころのケア対策

医療防疫班 · 邑楽館林医療企業団

- (1) 市は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、県、関係機関、団体等と連携のもと以下の活動を行う。
 - ア こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
 - イ こころのケア対策現地拠点の設置
 - ウ 精神科医療の確保
 - エ 災害時のこころのケアの専門職からなる「こころのケアチーム」の派遣と受入れ
 - オ こころのホットラインの設置と対応
 - カ その他災害時のこころのケア活動に必要な措置
- (2) 市は、必要に応じて、県(障害政策課)を通じ、市外の医療機関、国(厚生労働省)及び他都道府県に対して、災害時のこころのケアの専門職からなるチームの編成及び協力を要請する。

8 医薬品及び医療資機材の確保

医療防疫班 · 邑楽館林医療企業団

- (1) 医療機関又は救護所の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、市又は県(薬 務課)に手配を要請するものとする。
- (2) 市は、県(薬務課)と連携し、医薬品又は医療資機材の製造業者若しくは販売業者に連絡し、医療機関への供給を要請するものとする。

9 災害救助法による実施基準

医療防疫班 • 邑楽館林医療企業団

災害救助法が適用された場合の、医療及び助産の実施基準は、資料編に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料編

9. 災害救助基準(災害救助法関係)

第3節 消火活動

大規模地震時には、家屋の倒壊等に伴い二次的に発生する火災が延焼拡大し、大火災となって 多くの物的、人的被害をもたらすおそれがあるため、館林地区消防組合との連携や地域住民の協力により消防活動の効率的運用を図る。

1 地震火災への対処

本部班·秘書班·行政班·市民協働班·福祉班 市民·自主防災組織·事業所

(1) 地震火災の特徴

過去の震災例を見ると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。 それは、地震火災に以下のような特徴が認められるためである。

- ア 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- イ 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが 困難であること。
- ウ 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大すること。
- エ 破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること。
- (2) 出火防止、初期消火

出火防止、初期消火活動は地域住民や行政区等によって行われるものであるが、市は地 震発生直後、あらゆる手段、方法により市民に対し出火防止、初期消火を呼び掛けるもの とする。この場合は以下の事項を中心に広報活動を行うものとする。

ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を遮断するとともに、電気器具はコンセントから抜き取り、プロパンガスはボンベのバルブを閉止する。

イ 初期消火

火災が発生した場合は、消火器、くみおき水等で消火活動を実施する。

2 危険区域等の事前調査及び周知徹底

本部班

市は、地震災害に伴う危険区域のうち、おおむね以下に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、地震発生後は直ちに警戒、巡視等を行うものとする。

- (1) 住宅密集地等の火災危険区域
- (2) 浸水危険区域

3 消防活動体制

館林地区消防組合

- (1) 館林地区消防組合の活動体制
 - 館林地区消防組合の活動体制は、館林地区消防組合の定める計画による。
- (2) 館林消防団の活動計画

地震発生時における館林消防団の出動及び活動は、以下のとおりとする。

ア 情報収集活動

各分団は、地震発生後、計画に基づき分団担当区域内の被災状況を把握するため、消防車両、無線等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、館林消防団本部に正確に伝達する。

各種情報を把握した館林消防団本部は、その情報を速やかに災害対策本部へ報告する ものとする。

イ 出火防止措置

地震の発生により、火災の発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置 (火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等)を広報するとともに、出火 第3部 災害応急対策 第3章 救助・救急、医療及び消火活動

した場合は市民と協力して初期消火に努める。

ウ 消火活動

分団担当区域内の消火活動あるいは避難経路、避難場所確保のための消火活動を消防 本部等と協力して行う。

工 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当を行い、安全な場所に搬送する。

才 避難誘導

避難情報が発令された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、館林消防団本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に市民を避難誘導する。

4 市民の活動

市民・自主防災組織・事業所

まずは、身の安全を確保し、揺れが収まってから出火の防止に努める。

- (1) 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。
- (2) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- (3) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- (4) 電気器具は電源コードをコンセントからはずす。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- (5) 火災が発生した場合は、消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。
- (6) 地震発生直後は、館林地区消防組合に電話が殺到することが予想されるので、119 番通報については、火災発生、救助、救急要請等必要な場合のみ通報する。

5 応援要請

本部班 · 館林地区消防組合

(1) 応援協定の活用

震災時の火災においては、館林地区消防組合の消防力のみでは対応できないことが予想 されるので、館林地区消防組合は、広域的な市町等間の消防相互応援協定及び特殊災害消 防対策相互応援協定を十分活用するものとする。

(2) 県防災ヘリコプター等の出動要請

市は、館林地区消防組合と協議し災害の様相により、ヘリコプターによる活動が最も効果があると判断した場合は、県に防災ヘリコプターの支援要請や、緊急消防援助隊の応援要請を行い、必要に応じて、自衛隊の派遣を要請するものとする。

県防災へリコプターの出動要請は本編第3部第2章第6節「県防災へリコプターの要請」、 自衛隊の派遣要請依頼は本編第3部第2章第7節「自衛隊への災害派遣要請」の定めると ころによる。

第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害時における被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、市の保有車両等を使用するほか、輸送関係業者から調達するなど、輸送手段を速やかに確保する。

1 輸送に当たっての配慮事項

財政班

輸送に当たっては、以下の事項に配慮する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の対象

財政班

緊急輸送に当たっては、以下の事項を対象とし、優先順位を付け行うものとする。

- (1) 第1段階
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階
 - ア (1)の続行
 - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
 - ア (1)、(2)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

3 災害救助法による実施基準

財政班

災害救助法が適用された場合の、輸送についての実施基準は、資料編に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料編

9. 災害救助基準(災害救助法関係)

第2節 交通の確保

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、若しくは災害時における交通確保のため必要があると認められるときは、以下により通行禁止又は制限等を実施するものとする。

また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のための集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

1 交通規制

本部班・道路河川班

(1) 交通規制の区分

災害時において道路施設の破損等により交通に支障があるときは、以下の区分により措置するものとする。

	実施 責任者	範囲	根拠法
道路管理者	知事 市長	1 道路の破損、決壊その他の事由により危険であると認められる場合2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
	公安 委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止又は制限をすることができる。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全	災害対策基本法第 76 条 道路交通法(昭和 35
警察		と円滑を図るため必要があると認める場合、通行 禁止その他の交通規制をすることができる。	年法律第 105 号) 第 4条第1項
	館林 警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第5条第 1項
	警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第2項、第4項

2 市における措置

道路河川班

(1) 被害状況等の把握

大規模災害発生後、道路河川班は、道路の陥没、橋梁の落下その他の交通の障害状況等を的確に把握するため、速やかに道路の被害状況を調査する。調査に当たっては、市の災害活動拠点(市役所庁舎、避難所、ヘリポート等)と近隣市町とを結ぶ市道等を重点に調査するものとする。また、県警察、道路管理者及び各地区消防団、区長等から交通規制情報、被害情報を収集し、道路の通行可能状況を把握する。

(2) 関係機関等への連絡

道路河川班は、被害状況調査により把握した事項について速やかに市災害対策本部に報告するとともに、館林土木事務所、館林警察署等関係機関に連絡する。

(3) 災害時における車両の移動等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため必要なときは、その管理する道路の区間を指定して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両や車両から落下した積載物等の物件(以下「車両等」という。)の所有者等に対し、車両等の道路外への移動、車間を詰めて空いたスペースへの車両等の移動等の措置をとることを命ずることができる。

以下に掲げる場合には、道路管理者は、自ら車両の移動等の措置ができるとともに、当 該措置をとるためやむを得ない限度において、車両等を破損することができる。

- ア 措置をとるよう命じられた所有者等が措置をとらない場合
- イ 所有者等が不在の場合
- ウ 道路の状況等により所有者等に措置をとらせることができないため、道路管理者が命 令をしないこととした場合

道路管理者は、措置をとるためやむを得ない限度において、他人の土地を一時使用し、 障害物を処分することができる。

(4) 道路の応急復旧作業

ア 応急復旧の協力体制の整備

道路河川班は、市内建設業者等の保有建設機械を把握するとともに、災害時の協力体制の確立を行っておくものとする。

イ 応急復旧作業順位の決定

道路河川班は、道路の被害状況に基づき、市の災害活動拠点(市役所庁舎、避難所、 ヘリポート等)を結ぶ市道を優先して啓開するものとする。啓開に当たっては、館林警 察署、その他の道路管理者と調整のうえ、応急復旧順位を設定する。

3 警察官等の措置

本部班

通行禁止区域等における警察官等の措置については、以下のとおりとする。

(1) 警察官の措置

災害対策基本法第 76 条に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、同法第 76 条の3の規定に基づき、以下の措置をすることができる。

ア その車両の運転者等に対し必要な措置を命じる。

イ 運転者等が命じられた措置をとらなかったり、現場にいないために措置を取ることを 命じることができないときは、警察官は、自らその措置を取る。この場合、やむを得な い限度において、車両等を破損することができる。

(2) 自衛官又は消防吏員の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他の物件の所有者等に対して車両等の移動の措置命令等を行うものとする。

また、措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又はその現場にいない場合は、やむを 得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができる。なお、この場合、 自衛官又は消防吏員は、館林警察署長に対しその旨を通知することとする。

(3) 県公安委員会の要請

県公安委員会(警察本部・警察署)は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

4 運転者の措置

財政班・館林警察署・事業者・市民

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、交通規制が行われている区域又は道路の区間(以下「通行禁止区域等」という)に在る車両の運転者は、緊急通行車両の円滑な通行を行うため、以下の措置を取るものとする。

- (1) 速やかに車両を以下の場所に移動させる。
 - ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以 外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど緊急 通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 交通規制が行われている通行禁止区域等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

5 運転者等への広報

秘書班

市は、地震発生後、館林警察署と連携して速やかに広報車等により車両運転者等に以下の事項を広報するものとする。

- (1) 走行中の車両運転者の措置
 - ア 地震が発生した際には走行中の車両の運転者は、以下の要領により行動するものとする。
 - (ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
 - (イ) 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
 - イ 車両を置いて避難するときは、以下のとおり行う。
 - (ア) できるだけ道路外の場所に移動する。
 - (イ) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジ

第3部 災害応急対策 第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアロックをしない。

- (ウ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないよう な場所に駐車する。
- (2) 市民等の取るべき措置 避難は原則として徒歩によるものとし、車両等は使用しない。

6 緊急輸送路の確保及び輸送拠点の設置

財政班・本部班・道路河川班

(1) 緊急輸送路の確保

市は、災害発生直後から発生する緊急交通の円滑かつ確実な実施を図るため、他の道路 管理者、県警察等と連携して、災害対策本部、ヘリポート、救援物資集積場所等を結ぶ道 路を交通規制するなど、緊急通行車両の通行に支障のないよう応急措置を取るものとする。

(2) 輸送拠点の設置

ア 他市町や県から搬送される食料・生活必需品等の集積場所は、本計画に定める輸送拠点とする。市は、災害発生時には、直ちに関係機関に当該施設の位置等を周知するものとする。

イ 市は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集 配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間 事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

資料編

6. 輸送路等 (3)輸送拠点

第3節 緊急輸送

1 輸送手段の確保

財政班

輸送のための自動車等の輸送力の確保は、おおむね以下の方法による。

(1) 自動車による輸送

ア 庁用車両の配車

災害時における庁用車両の集中管理及び自動車の確保・配備は、財政班が行い、各班 は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは財政班に依頼するものとする。

財政班は、稼働可能な車両数を掌理し、要請に応じ適正に配車を行う。

なお、自動車による緊急輸送を行う場合には、「第3部第4章第3節2 緊急通行車両 の確認申請」に定める緊急通行車両の標章及び証明書を掲示、携行するものとする。

イ 車両の借上げ

各班からの要請等により庁用車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、 財政班は、直ちに公共的団体の所有する自動車、又は市内運送関係業者等に協力を依頼 し調達を図るものとする。

なお、特殊車両については、都市建設部が市内建設業者等から調達を図るものとする。

ウ 応援要請

市内で車両の確保が困難な場合は、必要により(社)群馬県トラック協会等に対し協力を要請するとともに、近隣市町又は県に応援を要請するものとする。

(2) ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、市長は県に対して県防災ヘリコプターの支援や自衛隊の派遣を要請し、緊急輸送を行うものとする。

県防災へリコプターの支援要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、「第3部第2章 第6節 県防災へリコプターの要請」、「第3部第2章第7節 自衛隊への災害派遣要請」 の定めるところによる。

(3) 人力による輸送

前2号による輸送が不可能な場合は、賃金職員等を雇い上げるなどして人力輸送を行う ものとする。輸送のための労力の確保は、「第3部第14章第3節 労働力の確保」の定め るところによる。

2 緊急通行車両の確認申請

財政班

(1) 緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県危機管理課、館林行政県税事務所、警察本部、館林警察署において実施する。

(2) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても庁用自動車については事前に公安委員会に申出申請を行い、交付を受けておくものとする。

(3) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、以下のと おり対象車両を区分するものとする。

ア 第1順位の対象車両

- (ア) 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- (エ) 医療機関に搬送する重傷者
- (オ) 交通規制に必要な人員及び物資 これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことな く通行可能とする。
- (カ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施 設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- (キ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資これら を輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、 緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ 第2順位の対象車両

- (ア) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (イ) 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- (ウ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと

第3部 災害応急対策 第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

- ウ 第3順位の対象車両
 - (ア) 災害復旧に必要な人員及び物資
 - (イ) 生活必需品

これらの者を輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(4) 確認事務に係る関係機関の連携

知事(危機管理課・館林行政県税事務所)及び公安委員会(警察本部・館林警察署)は、 災害応急対策の進捗状況を考慮した上で、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して 優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(5) 確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、以下のとおりとする。

- ア 緊急通行車両使用申出者 (当該車両の使用者)
- イ 緊急通行車両使用申出書の様式(様式1)
- ウ 受付窓口

県…館林行政県税事務所又は総務部危機管理課 公安委員会…館林警察署交通課又は警察本部交通規制課

工 交付物件

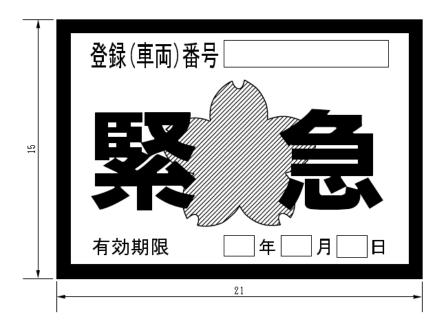
緊急通行車両確認証明書(様式2)

標章 (様式3)

オ 緊急通行車両確認処理簿(様式4)の例による。

			年	月	日
	緊急通行車両使用申出書				
村	兼				
	申出者	(住所又は所在地) (氏名又は団体名) (電話番号)			印
番号標に表示 されている番号					
車両の用途(緊急輸送 を行う車両にあっては 輸送人員又は品名)					
通行日時					
通行経路	出発地	目的	地		
사고 L1 //도파다					
備考					

157-4-					
第	号		年	月	日
		緊急通行車両確認証明書			
		知事 公安委員会			印印
	に表示されて \る番号				
を行う	月途 (緊急輸送 車両にあって (員又は品名)				
泪	5動地域				
車両の	住所	()		局	番
使用者	氏名又は 名称				
有	可効期限				
俳	着 考				



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

	取	急通行車両確認処理	里簿	
受付年月日	申出者	車両番号	交付年月日	指令番号
				_

知事・公	安委員会 殿			年	月	日
		緊急通行車両確認申出書				
			生所 氏名			
	票に表示 いる番号					
車両の用途 (緊急輸送を 行う車両にあっては、輸 送人員又は品名)						
活動	動地域					
車両の	住所	()		局	番
使用者	氏名 又は名称					
緊急 連絡先	住所	()		局	番
	氏名					
Ţ						

1米工(0								
知事・公安委員会	殿					年	月	日
	緊急通行車	車両確認標章・	・証明書記載	(事項変更届出	出書			
				申出者	住所 氏名			
番号標に表示されて	いる番号							
標章・証明書	番号							
交付年月日								
変更の内容								
変更の理由								
備考								

知事・公安委員会 殿			年	月	日
緊急通	行車両確認標章・証明書再交付申出書	:			
	申出者	住所 氏名			
番号標に表示されている番号					
標章・証明書番号					
交付年月日					
再交付申出の理由					
備考					

従事第	号	公 用 令 書 住所 氏名	
災害対策基	本法第 71 条の規	記定に基づき、次のとおり 従事 を命ずる 協力 を命ずる	
		処分権者 氏名	印
従事すべ	き業務		
従事すべ	き場所		
従事すべ	き期間		
出頭すべ	き日時		
出頭すべ	き場所		
	-		

保管すべき物資の種類	数	量	保管すべき場所	保管すべき期間	備	考
						·

様式 10

管理第	号	公 用	令 書	住所	
				住所 氏名	
	the market			答冊	

第 71 条 管理 災害対策基本法 第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり 使用 する。 収用

年 月 日

処分権者 氏名 印

名	称	数	量	所在場所	範	囲	期	間	引渡月日	引渡場所	備	考

号 変更第

公 用 変 更 令 書

住所 氏名

第 71 条 災害対策基本法 第 78 条第 1 項 の規定に基づく公用令書 (年 月 日 第 号)に 係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これ を交付する。 年 月 日

処分権者 氏名

印

変更した処分の内容

様式 12

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住所 氏名

第71条 災害対策基本法 第78条第1項 の規定に基づく公用令書 (年月日第号)に 係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付す

年 月 日

処分権者 氏名

印

様式 13

災害復旧事業費決定報告書

災害復旧事業費を次のように決定したので報告する。 年 月 日

主務大臣名

事業名都道府県名			合	計
合 計				

様式 14

災害復旧事業実施基準決定報告書

災害復旧事業の実施に関する基準を次のように定めたので報告する。

年 月 日

主務大臣名

- 1 事業名
- 2 基準の概要
- 3 備考

第5章 避難の受入活動

災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるま での間、避難所において当面の居所を確保し、市民の安全を確保する。

第1節 避難誘導

避難誘導に係る計画は以下のとおりとする。

緊急時に際し、危険区域にある市民を安全区域に避難させるため、市は適切に避難情報を発令するとともに、必要により避難所を開設し、管理運営に当たるものとする。

1 要避難状況の把握活動の早期実施

本部班

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が適切な時機に必要な措置を取らなければならない。特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

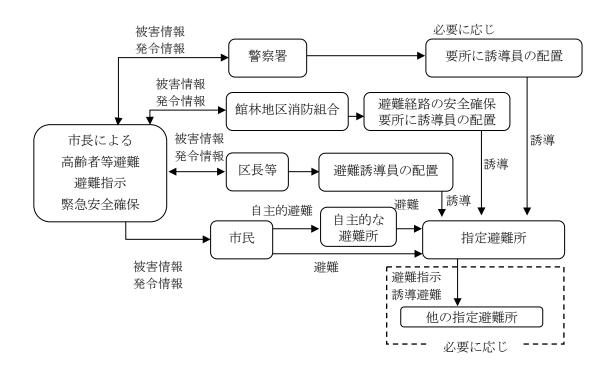
2 避難情報

秘書班・行政班・本部班・福祉班・高齢介護班・こども班・ 館林市社会福祉協議会

(1) 避難情報の発令

- ア 市長は、市民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やか に避難情報を発令するものとする。
- イ 避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(分散避難)を基本とするものの、館林市ハザードブック等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、市民等への周知徹底に努めるものとする。
- ウ 市長は、避難時の周囲の状況等により避難のための立退きを行うことがかえって危険 を伴う場合等やむを得ないときは、市民に対し、「緊急安全確保」を講ずるべきことにも 留意するものとする。
- エ 市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。
- オ 市長のほか法令に基づき避難情報を発令する権限を有する者は、市民の生命、身体又 は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の指示を行うものとする。
- カ 市は、市民に対して避難情報を発令するにあたり、対象地区の適切な設定等に留意する。
- キ 避難情報に係る「流れ」、「実施者」、「措置」及び「発令する場合」は、以下の表のと おりである。

【避難情報の発令と避難の流れ】



① 市長が発令する避難情報の基準

区分	実施者	措置発令する場合			
高齢者等避難	市長 (災害対策基本法第 56 条)	・要配慮者の避難開 始 ・一般住民の避難準 備	災害が発生し、又は発生 するおそれがある場合に おいて、特に必要がある と認められるとき。		
避難指示	市長 (災害対策基本法第 60 条)	・立ち退きの指示・立ち退き先の指示・屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は発生 するおそれがある場合に おいて、特に必要がある と認められるとき。		
緊急安全確保	市長 (災害対策基本法第 60 条)	・立退きの指示・立退き先の指示・緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又は切迫 している場合において、 特に必要があると認めら れるとき。		

② 法律に基づき市長に代わる者が発令する場合の避難情報の基準

<u> </u>	C 11-201-101-10					
区分	実施者	措置	発令する場合			
	知事 (災害対策基本法第 60 条)	・立退きの指示・立退き先の指示・屋内安全確保の指示	災害の発生により、市長 がその全部又は大部分の 事務を行うことができな くなったとき。			
避難指示	警察官 (災害対策基本法第 61 条)	・立退きの指示・立退き先の指示	市長が避難のための立退 きを指示することができ ないとき又は市長から要 求があったとき。			
	警察官	避難の指示	天災等において、人の生			

区分	実施者	措置	発令する場合
	(警察官職務執行法第4条)		命、身体、財産が危険又 は重大な損害を被る事態
			において、特に急を要す
			るとき。
		避難の指示	天災等において、人の生
			命、身体、財産が危険又
	自衛官		は重大な損害を被る事態
	(自衛隊法第94条)		において、特に急を要す
			る場合で、警察官がその
			場にいないとき。
		・立退きの指示	災害の発生により、市長
 緊急安全確保	知事	・立退き先の指示	がその全部又は大部分の
※ 一	(災害対策基本法第60条)	· 緊急安全確保措置	事務を行うことができな
		の指示	くなったとき。

(2) 避難情報の内容

避難情報の発令は、以下の内容を明示して行う。(「資料編 11.避難情報通知書」参照) なお、明示するに当たっては、要配慮者に配慮した簡潔な指示を行うものとする。

- ア 避難対象地区名
- イ 避難先及び避難経路(屋内安全確保を含む)
- ウ 避難を必要とする理由
- エ その他必要事項(災害危険箇所の存在等)

資料編

11. 避難情報通知書

(3) 周知方法

避難情報を発令した場合は、おおむね以下の方法により当該地域の市民に伝達広報を行い、周知徹底を図る。

- ア ロ頭又は拡声機による伝達 関係者により直接ロ頭又は拡声機によって当該地域住民に伝達、周知する。
- イ 広報車による伝達

市所有の広報車又は必要により、館林地区消防組合の消防車両等や館林警察署にパトカーの出動を要請し、関係地域を巡回して伝達、周知する。

- ウ 携帯電話 (たてばやし防災情報伝達システム・エリアメール・緊急速報メール) への 配信により市民に伝達、周知する。
- エ 市ホームページにより市民に伝達、周知する。
- オ 市エックス (旧ツイッター) 及び市公式 LINEにより市民に伝達、周知する。
- カ 放送を活用した伝達

NHK、民放8社(日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京、TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送)、群馬テレビ、FM群馬、ケーブルテレビ館林に放送を依頼して市民に伝達、周知する。

キ 区長による伝達

当該区域の区長を通じて市民に伝達、周知する。

ク 職員等の派遣による戸別訪問

その他前記による伝達が不可能な場合、あるいは夜間停電時の場合には、職員等の派遣又は警察官、館林消防団等に協力を依頼し、戸別訪問により伝達、周知する。

(4) 関係機関への連絡

避難情報を発令した場合には、当該地域の市民等と同様に関係機関に通知又は連絡するものとする。

ア 県への報告

避難情報を発令した場合には、館林行政県税事務所を経由して(又は、直接)県危機 管理課に報告する。

イ 施設管理者への連絡

避難所として指定している学校、公民館等の施設の管理者に対し、速やかに連絡し開 設準備等を求める。

ウ 県警察、館林地区消防組合等への連絡

避難住民の誘導、整理のため、警察、消防等の関係機関に避難情報の内容を伝えると ともに協力を求める。

エ 近隣市町への連絡

災害の状況により、避難者が近隣市町内へ避難する場合もあるため、近隣市町にその 旨を連絡し、協力を求めるものとする。

(5) 避難情報の解除

市は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

3 避難の方法

行政班・本部班・市民協働班・福祉班・高齢介護班・こども班・生涯学習班・ 学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・

館林地区消防組合・館林警察署・館林市区長協議会・館林市社会福祉協議会

(1) 避難誘導の方法

避難誘導は、人命の安全を第一に考え、混乱を避け、安全かつ円滑に行うよう努めるとともに、要配慮者の避難にも十分配慮するものとする。

- ア 避難誘導は、市職員のほか、警察官、消防団員、区長等の協力を得て行い、できるだけ地域ごとの集団避難を心がけるものとする。避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- イ 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、もっとも安全と思われる避難経路を選定 する。危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期す る。また、夜間においては可能な限り照明器具等を使用して避難中の事故防止に努める。
- ウ 避難立退きに当たっては、要配慮者を優先して行う。避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難情報を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。
- エ 避難は、原則として徒歩によるものとするが、状況により高齢者、障がい者、乳幼児、 病人又は歩行困難者は、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
- オ 常に周囲の状況に注意し、避難場所や指定避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再 避難の措置を講ずる。

(2) 避難の方法

ア 行政区及び事業所等の防災組織は、避難情報が発令された場合において、可能な限り 集団避難方式により段階的に避難場所へ避難させるものとする。

- イ 要配慮者利用施設管理者は、地域の協力を得て避難誘導の徹底を期するものとする。
- ウ 市から避難情報が発令されなかった場合においても、市民はラジオ等の災害報道又は 周囲の被災状況に応じて、自主的に避難場所へ避難するものとする。

(3) 避難経路の確保

市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、沿道の落下物、障害物等に留意するとともに、職員の派遣及び道路管理者、警察官、行政区等の協力により避難経路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

(4) 避難時の留意事項

避難に当たり以下の事項を市民に周知徹底するものとする。

- ア 戸締り、火気及び電気ブレーカーの始末を完全にすること。
- イ 携行品は必要最小限度のものにすること。
- ウ 服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。
- エ 原則として徒歩によるものとし、車での避難は極力避けるよう指導すること。

(5) 避難終了後の確認

- ア 避難情報を発令した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救 出等の措置を取るものとする。
- イ 避難情報に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、 人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置を取る。

4 市民による確認事項

秘書班•本部班

地震等による災害の状態は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々である。したがって、市民は地震等が発生した場合は、避難に際して、以下の事項を事前、事後に行うものとする。

- (1) 家から最も近い避難所を2か所以上確認しておき、避難所に至る経路も複数の道路を設定しておくものとする。
- (2) 避難所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。
- (3) 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難所にこだ わることなく、より安全な経路を選ぶものとする。
- (4) 要配慮者に対しては日ごろから避難の際の協力者を複数決めておき、市民の手で避難が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

5 警戒区域の設定

本部班・防災関係機関

警戒区域(※)の設定は以下のとおりであるが、市は警戒区域を設定したときは、速やかに 県(館林行政県税事務所を経由して、危機管理課又は直接危機管理課)、館林警察署、館林地区 消防組合等関係機関に連絡するものとする。

- ※警戒区域: 災害対策基本法第63条に基づき指定される区域で、同法第60条の避難指示 とは異なり、事実上の避難命令に該当するものとして、区域内への立ち入り が罰則付きで制限、禁止、退去を命令されるため、警戒区域の適用には慎重 な姿勢がとられる。
- (1) 実施責任者は市長とし、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行使する市職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があった場合は、警察官が行うことができ

る。

(2) 派遣を命じられた自衛官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行使する市職員が現場にいない場合に限り、自衛官が行うことができる。

実施者	措置	実施の基準
市長 (災害対策基本法第 63 条第 1 項)	立ち入りの 制限、禁止、 退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しよ うとしているとき、生命、身体に対す る危険防止のため特に必要と認めら れるとき。
警察官 (災害対策基本法第 63 条第 2 項他)	立ち入りの 制限、禁止、 退去命令	市長若しくはその委任を受けて市長 の職権を行使する市職員が現場にい ない場合、又は依頼された場合。
自衛隊法第83条第2項の規定により災 害派遣を命じられた部隊等の自衛官 (災害対策基本法第63条第3項)	立ち入りの 制限、禁止、 退去命令	市長若しくはその委任を受けて市長 の職権を行使する市職員が現場にい ない場合。

(3) 館林地区消防組合消防長又は館林消防署長は、火災時の警戒区域(消防法第28条)の設定を行うことができる。消防職員及び消防団員は、火災の現場における消防警戒区域(消防法第28条第1項)の設定を行うことができる。また、いずれも、水災を除く他の災害の場合に準用して警戒区域を設定することができるものとする。

第2節 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

避難所の開設・運営の流れについては、「館林市避難所運営マニュアル」よるものとする。

1 指定緊急避難場所の開放

本部班・現地配備員

- (1) 市は、災害時には、必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 市は、指定緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を速やかに県(館林行政県税事務所を経由して危機管理課、又は直接、危機管理課)、館林警察署、館林地区消防組合等に連絡するものとする。

2 指定避難所の開設

本部班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・生涯学習班・学校教育班・ 文化振興班・スポーツ振興班・館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

市は、大規模な地震が発生した場合には、速やかに職員を派遣し、避難所を開設するものとする。

- (1) 市は、あらかじめ指定した避難所の中から安全な避難を確保できる施設を選定し、避難 所を開設し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ 指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、当該施設の管 理者の同意を得て避難所を開設するものとする。
- (2) 市は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定又は協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。

- (3) 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、 民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保し、 ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとす る。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、ホ テル・旅館等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (4) 市は、避難所及び福祉避難所を開設したときは、開設の状況を速やかに県(館林行政県 税事務所を経由して危機管理課、又は直接危機管理課)、館林警察署、館林地区消防組合等 に連絡するものとする。
- (5) 市は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による 孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検 討するものとする。
- (6) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

資料編

2. 指定避難所·避難場所一覧

2 避難所の管理運営

本部班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・商工班・生涯学習班・ 学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・ 館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

(1) 避難所の管理

市は、避難所を開設したときは、担当職員を派遣して使用管理を行うとともに、避難者 の保護について措置するものとする。

(2) 避難所の運営

避難所担当職員は、避難者への生活必需物資等の給与又は貸与等について配慮するとともに、炊事施設の整備、し尿、ごみ処理等収容施設の維持管理について総合的な連絡調整を行うものとする。また、避難所の運営については、行政区等を母体とした避難者の組織化を促進し、避難者による自主運営を図るよう支援する。

3 施設管理者の配置

本部班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・生涯学習班・学校教育班・ 文化振興班・スポーツ振興班・館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

市は、避難所を開設したときは、学校、公民館等の施設管理にあたる施設管理者を配置するものとする。なお、施設管理者は主に学校、公民館等の施設職員とする。

4 避難者の保護

本部班・環境班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・生涯学習班・ 学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・ 館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

避難所を開設する際には、直ちに以下の処置を行い、避難者の保護に当たる。

(1) 避難者の保護

- ア 救護所の設置を行う。
- イ 避難場所が学校である場合は、立入禁止区域を設定し、学校機能の回復を図るため、 避難者と児童、生徒との住み分けを図る。
- ウ 下水道施設の損壊により、汚水の排除ができなくなった場合は仮設トイレの設置を行 う。
- エ 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。
- オ 避難所の運営では、避難者、市民等の協力を得られるよう努める。

(2) 帰宅困難者

帰宅困難者とは、大規模地震の発生で鉄道の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされ、徒歩により自宅に帰ろうとした場合に、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や必要に応じて徒歩帰宅者への避難所の提供 等を実施する。

(3) 動物の適正な飼養

市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

5 避難者に係る情報の把握

本部班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・商工班・生涯学習班・ 学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・

館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

市は、避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、行政区や自主防災組織、館林消防団、NPO、ボランティア等関係機関と連携し、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅被災者等の状況把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

6 避難者に対する情報の提供

本部班・環境班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・生涯学習班・ 学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・

館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

市は、市民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。また、情報提供に当たっては、在宅避難者等避難所以外への避難者への情報提供についても配慮するものとする。

7 良好な生活環境の確保

本部班・環境班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・商工班・ 生涯学習班・学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・ 館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

(1) 市は、以下により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

ア 収容する避難者の人数は当該避難所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容

能力を超える場合は、近隣の避難所と調整し適切な収容人数の確保に努める。

- イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班(市、 県及び医療機関等により構成)を派遣する。
- ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。
- エ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。
- オ 避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活 必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。
- カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、県警察や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。
- キ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- ク 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福 祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (2) 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災 組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力 が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるも のとする。避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからない よう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に 移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知 見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支える ことができるよう留意すること。
- (3) 避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

8 要配慮者への配慮

本部班・市民協働班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・生涯学習班・ 学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・

館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

市は、避難所の運営に当たっては、要配慮者の健康状態の保持に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や福祉施設への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

9 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

医療防疫班・現地配備員

- (1) 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (2) 市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものと

する。

10 男女のニーズの違いへの配慮

本部班・市民協働班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・生涯学習班・ 学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・

館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

市は、避難所の運営に当たっては、以下により、男女のニーズの違いや女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営を行うよう努めるものとする。

- (1) 避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。
- (2) 避難所運営体制への女性の参画を進める。
- (3) 避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- (4) プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- (5) 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- (6) 安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。
- (7) 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する
- (8) トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。
- (9) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。
- (10) 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

11 在宅被災者への配慮

本部班・市民協働班・市民班・福祉班・高齢介護班・子育で支援班・ 館林市社会福祉協議会・群馬県社会福祉事業団

市は、ライフラインの途絶等により避難所の近隣に居住する在宅被災者がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅者へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

12 被災者台帳の作成体制の整備

行政班

被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳の作成に当たり、個人情報の取扱いに十分に留意するとともに、広域避難などが生じた場合も想定し、台帳作成の体制整備を図るものとする。

13 避難所の早期解消

本部班・建築班

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消にも努めるものとする。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による 孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するも のとする。

様 式 例

避難者名簿

避難所の名称:

	(フリガナ)			住所・電話番号		自宅の状況								
番号	氏 名	性 別	年齢	(同一世帯の場合は一括記入)	心身の状況(障害、疾病等)	(全壊、半壊、一部破損、断水、停 電、ガス停止、電話不通等)	入所日時	退所日時	そ	の化	1 特	記事	事項	
		男・女												
		男・女												
		男・女												
		男・女												
		男・女												
		男・女												
		男・女												
		男・女												
		男・女												
		男・女												
		男・女												
		男・女												
		男・女												

第3節 応急仮設住宅等の提供

市は、災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設 住宅を設置して提供するものとする。

1 実施方法

建築班

応急仮設住宅に関する事務は、建築班がこれを実施する。

(1) 応急仮設住宅の提供

応急仮設住宅は、被災者の生活安定のため、速やかに設置するものとする。提供に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。

ア 設置場所の選定

- (ア) 建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議し、正式な賃貸借契約書を取りかわすものとする。
- (イ) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業 の見通し等についても考慮する。

イ 建設資機材及び業者の確保

応急仮設住宅の建設に当たっては、建築業者等に協力を要請する。また、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、県又は他市町へ応援を要請する。

ウ 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から1か月以内に完成させることを目標とする。

エ 応急的な住まいの確保

市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

(2) 応急仮設住宅の運営管理

ア 市は、応急住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における 安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者に よるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始め とする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急 仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

イ 市は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交 流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努めるものとする。

(3) 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

(4) 賃貸住宅のあっせん

市は、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

(5) 要配慮者への配慮

応急仮設住宅を建設する際には、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう 努める。また、入居に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

(6) 入居者の選定

市長は、応急仮設住宅の入居に当たっては、選考委員会を設置し入居者を決定するものとする。

2 公営住宅及び民間賃貸住宅のあっせん

建築班

市は、応急仮設住宅の供給に合わせて、既設の市営住宅の空き家を利用するとともに、民間賃貸住宅の所有者及び管理事業者等の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

3 災害救助法による実施基準

建築班

災害救助法が適用された場合の、応急仮設住宅、住宅の応急修理についての実施基準は、資料編に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料編

9. 災害救助基準(災害救助法関係)

第4節 広域一時滯在

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した市民の避難収容が本市だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域的避難収容が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、市民の広域的避難収容を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、他市町村等へ市民の広域的避難収容に係る協議を行う段階等において、市は、県(危機管理課)へ広域的避難収容に係る情報を適宜報告するものとする。

1 県内の他の市町村への広域的避難等

本部班

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合においては、 当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 市は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県(危機管理課)に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村(以下本項目において「協議先市町村」という)は、被災した 市民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した市民を受け入れ るものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した市民に対し公共施設その他 の施設(以下「公共施設等」という)を提供するものとする。
- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した市民を受け入れ

るべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等の管理者に通知するとと もに、本市に対し、通知するものとする。

- (5) (4)の通知を受けた時は、速やかにその内容を公示し、県(危機管理課)に報告するものとする。
- (6) 市は、協議先市町村と協議の上、具体的な市民の避難先、避難手段等を決定し、市民に 周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (7) 市は、市民の迅速な避難を実現させるため、県(危機管理課ほか)に対し必要な支援の要請を行うものとする。

2 他の都道府県の市町村への広域的避難等

本部班

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県の 市町村への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合におい ては、県(危機管理課)に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。これに併せ て、市は一級河川利根川や一級河川渡良瀬川を渡河する橋梁等の道路の通行可否を道路管 理者に確認する。
- (2) 県(危機管理課)は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、本市からの要求を待つ 暇がないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域的避難収容のための協議を本 市に代わって行うものとする。
- (3) 県(危機管理課)は、(2)の協議を行う際には、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- (4) 県(危機管理課)は、協議先都道府県からの通知(協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災市民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知)を受けたときは、速やかに、その内容を本市に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (5) 市は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。
- (6) 市は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な市民の避難先、避難手段等を決定し、市民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (7) 市は、市民の迅速な避難を実現させるため、県(危機管理課ほか)に対し必要な支援の要請を行うものとする。

第5節 県境を越えた広域避難者の受入れ

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等(以下「被災県」という)から多数の 避難者を市内に受け入れることが想定される。

このため、市においては、県境を越えた広域避難者(以下「広域避難者」という)の受入れが想定される場合、県と密接に連携をとり、積極的な情報収集に努めるとともに、迅速に対応できるよう受入体制を整備する。また、県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、市内の被災状況を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

1 被災自治体からの情報収集及び連絡体制の整備

本部班

市は、広域避難者が多数想定される場合、県(総務部)又は被災自治体と連携を取り、避難者数や避難者住所等の情報について積極的な情報収集に努める。

2 被災自治体からの応援要請内容の確認

本部班

市は、原則として県(総務部)を通じ、被災自治体からの災害救助法等に基づく応援要請通知を受け、市の応援すべき救助内容について確認し、要請内容に基づき、応援実施体制の整備を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で被災自治体に応援要請内容を確認し、後日文書による要請通知の送達を受けるものとする。

3 受入可能な避難施設情報の把握

本部班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・商工班・ 建築班・教育総務班・生涯学習班・文化振興班・スポーツ振興班

- (1) 市は、市が保有する施設について受入可能な施設の情報を各施設管理者から収集する。 なお、施設の所在地、受入可能な人員数等の施設に関する詳細情報についても収集する。
- (2) 市は、市有施設管理者から収集した情報をもとに、市内で受入可能な施設の一覧表を作成するなどして、情報の一元把握を図る。
- (3) 市は、市有施設管理者から収集した情報をもとに、受入可能な施設を選定し、県(総務部) に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。
- (4) 市は、必要に応じて、公営及び民間の賃貸住宅、宿泊施設の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを検討するものとする。また、市営住宅の空室等での受入れも検討する。

4 広域避難者受入総合窓口の設置

秘書班・財政班・本部班・福祉班

- (1) 市は、県(総務部)、他市町村との連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等市内の 広域避難に係る総合調整を実施するため「館林市広域避難者受入総合窓口」を設置する。 また、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに窓口の連絡先等を県(総務部) へ報告する。
- (2) 市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 市は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図る。

5 避難所開設

本部班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・商工班・ 建築班・教育総務班・生涯学習班・文化振興班・スポーツ振興班

市は、被災自治体からの広域避難者に関する情報等をもとに、開設する避難所を選定し、職員を避難所施設へ派遣し、開設する。選定に当たっては、広域避難者の避難行動を考慮し、広域避難者にとって負担の少ない立地条件の施設を選定するなど、広域避難者の立場に配慮した選定を行う。また、市は開設した避難所について、県(総務部)へ報告し、必要に応じて直接被

災自治体へ情報を提供する。

6 広域避難者の受入れ

本部班

- (1) 市は、県(総務部)及び被災自治体と調整し、受け入れた広域避難者について実施する救助の方針を決定する。
- (2) 市は、県(総務部)又は被災自治体からの通知に基づき避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (3) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。

なお、群馬県と被災県が調整を実施する暇がない場合は、広域避難者は、館林市広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び県内市町村が調整した結果に基づき、各市町村等の運営する避難所へ移動する。

(4) 交通手段を持たない広域避難者の移動は、被災自治体が実施することとするが、被災自治体が手配できない場合は、必要に応じて、市においてバス等の移動手段を手配する。

7 避難所の運営

本部班・福祉班・高齢介護班・こども班・医療防疫班・商工班・ 建築班・教育総務班・生涯学習班・文化振興班・スポーツ振興班・避難者

(1) 担当職員の配置

市は、避難所を開設したときは、担当職員を派遣して使用管理をおこなうとともに、避難者の保護について措置するものとする。

- (2) 広域避難者に係る情報の把握
 - 市は、避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。
- (3) 良好な生活環境の確保

避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。市は、以下により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

- ア 収容する避難者の人数は当該避難所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容 能力を越える場合は、近隣の避難所と調整し適切な収容人数の確保に努める。
- イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班(市、 県及び医療機関等により構成)を派遣する。
- ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。
- エ 水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。
- オ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、県警察等の協力を得て防犯 活動を実施する。
- カ 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- (4) 広域避難者に係る情報等の県への報告
 - 市は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県(総務部)へ報告する。
- (5) 広域避難者への情報等の提供

市は、被災自治体から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について広域避難者へ随時提供するものとする。なお、広域避難者へのわかりやすい情報提供に努める。

8 応急仮設住宅等の提供

建築班

市は、広域避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて、被災自治体からの要請に基づき、既存の公営及び民間の賃貸住宅を借り上げするなどし、広域避難者へ応急仮設住宅等として提供する。また、提供に当たっては、要配慮者の優先的入居に配慮する。

9 小・中学校等における被災児童・生徒の受入れについて

学校教育班

市は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の小・中学校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、県(教育委員会)と連携して被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施する。

10 県内市町村との協力

本部班

市は、県及び県内他市町村と適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たる。

11 避難所の閉鎖

本部班

市は、県及び被災自治体と連携を取り、被災自治体からの要請に基づき速やかに避難所を閉鎖する。

第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

市は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保 し、需要に応じて供給・分配を行う。

第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

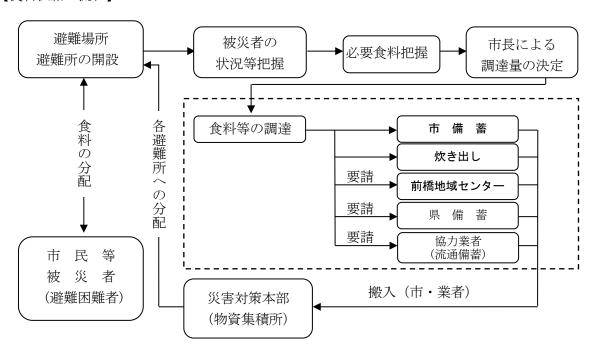
1 食料の供給

財政班・行政班・本部班・農政班・こども班・医療防疫班・教育総務班・

- 生涯学習班・学校教育班・給食班・
- 館林市区長協議会・館林市婦人会連絡協議会・館林市食生活改善推進員協議会・ 自主防災組織・日本赤十字社群馬県支部館林市地区赤十字奉仕団等

災害時における被災者並びに災害救助及び緊急復旧作業等従事者に対して、応急食料の供給 及び炊き出しを実施するため、備蓄食料の放出や応急食料の確保を図り、食料供給の万全を図 るものとする。

【食料供給の流れ】



(1) 需要量の把握及び配給計画の樹立

本部班

市は、避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとと

もに、要配慮者等のニーズ、男女、LGBTQ等性的マイノリティのニーズ、宗教的ニーズに配慮するものとする。

(2) 食料の調達

財政班・農政班

- ア 市は、自らが自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、以下の手段により速やかに調達するものとする。
 - (ア) 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
 - (イ) 製造・販売業者からの購入
 - (ウ) 他市町村に対する応援の要請
 - (エ) 県に対する応援の要請

イ その他

食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとする。また、避難所に おける食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギ ーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(3) 炊き出しの実施

行政班・こども班・医療防疫班・教育総務班・生涯学習班・学校教育班・給食班・ 館林市区長協議会・館林市婦人会連絡協議会・館林市食生活改善推進員協議会・ 自主防災組織・日本赤十字社群馬県支部館林市地区赤十字奉仕団等

ア 炊き出し担当

炊き出しは、各区長、館林市婦人会連絡協議会、食生活改善推進員協議会、自主防災 組織、日本赤十字社群馬県支部館林市地区赤十字奉仕団等の協力を得て、給食班が行う。

イ 炊き出し場所

炊き出し場所は以下のとおりとする。

場			所	所	在	地	電話番号	備	考
保健	建福祉	セン	ター	館林市仲	町 14-1		0276-74-5155		
学校	を給食	セン	ター	ル 弟	宿一丁目	2-20	0276-73-2160		
各	保	育	園						
各	幼	稚	園						
各部	忍定さ	- ど	も園						
各	公	民	館	(但し、「	中部公民館	で除く)			
各	行	政	区						

ウ 実施上の留意事項

炊き出しの実施に当たっては、現場ごとに責任者を定め、人員の把握を行い、配分漏れのないようにする。

(4) 災害救助法による実施基準

行政班・こども班・教育総務班・学校教育班

災害救助法が適用された場合の、炊き出しその他食料の供給についての実施基準は、資料編に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料編

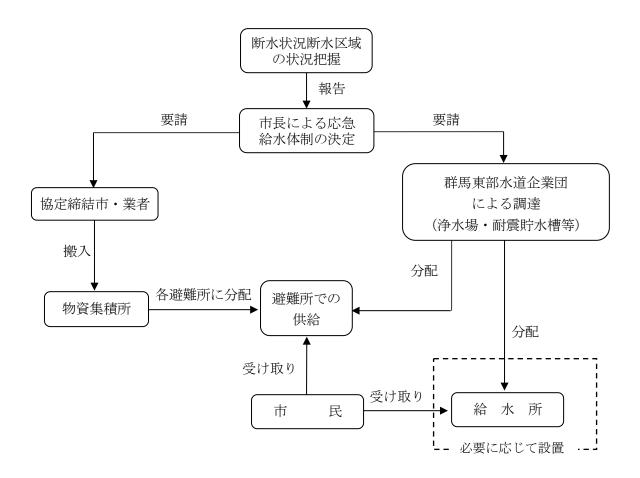
9. 災害救助基準(災害救助法関係)

2 飲料水の供給

秘書班・本部班・群馬東部水道企業団・邑楽館林医療企業団

災害のため飲料水が枯渇、又は汚染して現に飲用に適した水を得ることができない者に対しては、応急的に飲料水の供給(以下「応急給水」という。)を行う。

【応急給水の流れ】



(1) 基本方針

本部班・群馬東部水道企業団

災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。 また、避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保 し、被災者に給水する。市は、あらかじめ災害時の給水を考慮して、補給水利の所在、水 量、利用方法等を調査計画し、最小限必要な量の飲料水を供給できる体制に努めるものと する。

(2) 実施方法

本部班・群馬東部水道企業団

- ア 市長の命により、本部班が要請し、群馬東部水道企業団が実施する。
- イ 確保する最少給水量は、1人1日3リットル程度とする。

(3) 応急給水の方法

秘書班・本部班・群馬東部水道企業団・邑楽館林医療企業団

被災地に近接する浄水場等から給水し、これが不可能な場合は、以下の方法により応急給水を実施する。

- ア 被災していない他の消火栓等から給水タンクその他の給水容器により、避難所及び給 水所に運搬給水を行う。
- イ 水道施設が使用できない等により給水が困難な場合は、水路又は防火用水等から汲み 上げた水を使い、浄水機を使用して応急給水を行う。
- ウ 応急給水をする場合は、被災市民に対して給水場所、時間等について広報を実施する。
- エ 応急給水は、医療機関、避難所、社会福祉施設等緊急性の高いところから優先して行う。
- (4) 応急給水用資機材の確保

群馬東部水道企業団

群馬東部水道企業団は、応急給水が円滑に実施できるよう応急給水用資機材の確保に努めるものとする。

なお、応急給水用資機材に不足が見込まれる場合は、速やかに県、日本水道協会及び近 隣市町に応援依頼するとともに、市内事業者の支援を受け、資機材を確保する。

(5) 給水施設の応急復旧

本部班・群馬東部水道企業団

ア 被害状況の把握

本部班は、災害発生後、直ちに給水施設の被害状況、電力等のライフラインの被害状況を把握する。

イ 応急復旧工事の実施

群馬東部水道企業団は、給水施設に被害が発生した場合には、日本水道協会、館林管工設備協同組合等の協力を得て、速やかに応急復旧工事を実施し、飲料水の確保に努めるものとする。

(6) 応援要請

群馬東部水道企業団

群馬東部水道企業団は、給水の応援を求める必要を認めたときは、日本水道協会に応援を要請し、不足の場合は他の応援協定締結先に要請するものとする。

(7) 市民への広報・情報連絡体制

秘書班

市は、応急給水の関係機関との相互連絡体制を確立するとともに、市民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報し、市民の不安の解消に努めるものとする。

(8) 災害救助法による実施基準

本部班・群馬東部水道企業団

災害救助法が適用された場合の、応急給水についての実施基準は、資料編に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料編

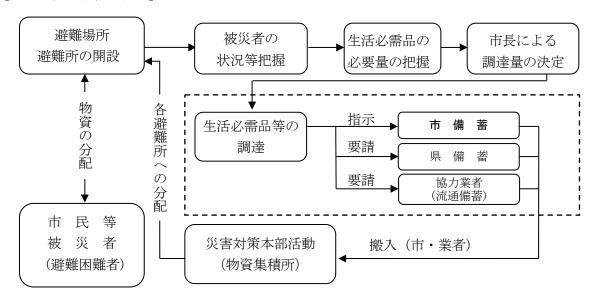
9. 災害救助基準(災害救助法関係)

3 生活必需品等の供給

本部班•福祉班

災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、 直ちに入手することができない状態にある者に対して被服、寝具その他の生活必需品を給与又 は貸与する。

【生活必需品供給の流れ】



(1) 基本方針

本部班

災害によって住家に被害を受け、家財を喪失又は損し、しかも販売機構の混乱等により、 被服、寝具、その他生活必需品の入手が困難で日常生活上支障をきたす者に対し、これら の物資の支給又は貸与を実施するものとする。

生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達 すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない 物品とする。

(2) 実施方法

本部班•福祉班

生活必需品の給与又は貸与は、福祉班がこれを実施する。

ア 生活必需品の範囲

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、以下の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (ア) 寝具(毛布、布団等)
- (イ) 被服(肌着等)
- (ウ) 炊事道具(炊飯器、包丁、鍋等)
- (工) 食器(茶碗、皿、箸等)
- (オ) 光熱材料(マッチ、ライター等)
- (カ) 日用品(石鹸、タオル、歯ブラシ、生理用品、おむつ等)
- (キ) 避難所生活に必要な応急資機材等(簡易トイレ、携帯ラジオ等)

イ 供給対象者

供給対象者は、災害によって住家被害等により日常生活に欠くことのできない生活必 需品等を喪失又はき損し、これらの物資を直ちに入手できない状態にあるものとする。

ウ 物資等の調達

(ア) 市は、市内に設置する防災倉庫に分散して、毛布等の備蓄物資を備蓄しており、 これらの備蓄物資を、被災者に計画的に放出するものとする。

また、備蓄物資が不足する場合又は他の生活必需物資が必要な場合は、協定に基づいて市内業者等から調達するものとする。さらに、即時調達物資は、必要に応じ、その都度商工団体を通じ取扱い業者から調達するものとする。

(イ) 県は、県の設置する防災倉庫に分散して、毛布等の物資を備蓄しており、市から 館林行政県税事務所への要請に基づき被災者に計画的に放出するものとする。

工 配分

被災者への生活必需品の配分に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- (ア) 各避難所等における生活必需品の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者 の配置
- (イ) 市民への事前周知等による公平な配分
- (ウ) 要配慮者への優先配分
- オ 被災者ニーズの把握

避難所管理者は、避難収容者が必要とする生活必需物資、必要量を把握し、総務班に 報告する。

(3) 広域応援体制

福祉班

市は、必要な生活必需品の調達・供給ができない場合は、応援協定に基づき応援協定先に要請し、なお不十分な場合は、県に応援を要請するものとする。

(4) 災害救助法による実施基準

福祉班

災害救助法が適用された場合の、生活必需品等の供給についての実施基準は、資料編に 掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料編

9. 災害救助基準(災害救助法関係)

4 燃料の調達

財政班・産業政策班・秘書班

(1) 需要の把握

財政班

市は、公用車、緊急用車両、緊急物資輸送用車両、避難所及び非常用発電設備の燃料等の必要量の把握に努める。

(2) 燃料の調達

産業政策班

市は、燃料が不足した場合、市民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について燃料の確保に努める。

関係課は、業務に関係する市民の安全を確保するために、特に重要な施設等の燃料不足

の状況についての情報を取りまとめ、県の情報収集担当課へ状況を報告し、燃料供給の要請を行うものとする。

(3) 市民への情報提供

秘書班

市は、円滑な燃料の供給実施のため、市民への燃料の供給状況等について情報提供に努めるものとする。

5 物資の配給

秘書班・財政班・本部班・福祉班・農政班・給食班・群馬東部水道企業団

市及び水道事業者は市が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。

なお、配給に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

(1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊き出しによる米飯を配給できるように努める。

なお、炊き出しについては、自主防災組織、婦人会、NPO・ボランティア等の協力を 得るものとする。

- (2) 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。
- (3) 配給漏れが生じないよう、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。
- (4) 高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

6 救援物資集積場所

財政班・本部班・福祉班

県、他市町等から送付された救援物資及び調達物資は、本計画に定める輸送拠点に保管する とともに、関係機関に周知する。

集積場所における仕分けは、福祉班を中心にして、自主防災組織、ボランティア、地域住民 等の協力を得て行う。

第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

市は、避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第1節 保健衛生活動

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となる ため、適切な防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止に万全を期すとともに、被災者の心身の 健康等に十分配慮した保健衛生活動を実施するものとする。

1 保健衛生対策

医療防疫班 • 邑楽館林医療企業団

(1) 実施主体

市は、県(館林保健福祉事務所等)と連携し、以下のように被災者の健康の確保に努めるものとする。

(2) 被災者の健康の確保

- ア 被災者の心身の健康を確保するため、避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、 歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等を派遣する巡回健康相談などを実 施するものとする。
- イ 巡回健康相談等に従事する保健師等が不足する場合は、県(健康福祉課)に応援を要 請するものとする。
- ウ 健康相談等の実施に当たっては、要配慮者の心身の健康状態に特段の配慮を行う。また、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉 事業者、NPO・ボランティア団体等の協力を得て実施するものとする。
- エ 市は、避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。

(3) 避難所の環境整備

市は、県(館林保健福祉事務所等)と連携のうえ、避難所、仮設住宅における以下の状況を把握し、生活環境の整備に努めるものとする。

- ア 食生活の状況(食中毒の予防等への対応)
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等の環境
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、便所等の清潔
- キ プライバシーの保護

2 食品衛生の確保

環境班·医療防疫班·現地配備員

市は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

3 し尿の適正処理

環境班·館林衛生施設組合

市は、館林市災害廃棄物処理計画に基づき、館林衛生施設組合と調整をおこない、避難所の開設状況や避難人数、館林環境センターの被災状況を確認し、し尿収集の必要量を推計するほか、計画的な収集体制を整えるものとする。

4 ごみ(生活ごみ、粗大ごみ)の適正処理

環境班 · 館林衛生施設組合

市は、館林市災害廃棄物処理計画に基づき、館林衛生施設組合と調整をおこない、各地域別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の被災状況を確認の上、収集・運搬・処理体制を構築するものとする。

なお、震災により、広域的に大量に発生する廃木材、コンクリートがら等の災害廃棄物の処理対策については、「第4部第2節 原状復旧」によるものとする。

- (1) 市は、ごみ処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、 生活ごみの円滑な収集・運搬に努めるものとする。
- (2) 市は、収集した生活ごみを早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (3) 市は、市内で生活ごみを処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとし、県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

5 死亡獣畜処理

環境班•農政班

死亡獣畜の遺体は、原則として「死亡獣畜取扱場」に搬入し処理するものとする。

第2節 防疫活動

1 防疫対策

環境班•医療防疫班

(1) 実施主体

被災地域の防疫は市長が、館林保健福祉事務所の指導、指示に基づいて実施するものとする。

被害が甚大で市のみでは実施が困難なときは、館林保健福祉事務所に応援を要請し、県又は他市町からの応援を得て実施するものとする。

(2) 防疫の実施組織

市は、環境班を中心に防疫実施のため必要数の防疫班を編成するものとする。防疫班は、 おおむね衛生技術者、事務職員をもって編成する。

(3) 防疫の方法

ア 感染症対策

市は、災害発生時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第3部 災害応急対策 第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

(平成 10 年法律第 114 号。以下本節第 1 において「法」という)」の規定に基づき、知事(館林保健所長)の指示に従って以下の措置を実施する。

(ア) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒(法第27条)

市は、対象場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、以下に定める場所を消毒する。

- a 感染症の患者がいる場所又はいた場所
- b 感染症により死亡した者の遺体がある場所又はあった場所
- c 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所
- (イ) ねずみ族、昆虫等の駆除(法第28条)

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また駆除を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。

(ウ) 物件に係る措置(法第29条)

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣料、寝具その他の物件について、感染症の病原体の性質その他の状況を勘案し、また消毒又は滅菌を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、以下の基準に従って実施する。

- a 消毒にあっては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。
- b 廃棄にあっては、消毒、以下に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、 又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。
- c 物件措置としての滅菌にあっては、高圧蒸気滅菌、乾燥滅菌、火炎滅菌、化 学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。
- (エ) 生活用水の供給(法第31条)

知事(館林保健所長)において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止した場合には、市は、知事(館林保健所長)の指示に従い、生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

(オ) 県への連絡

市長は、感染症が発生し、又は発生する疑いがある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

イ 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事(館林保健所長)に臨時予防接種を命ぜられた場合には、その対象者及びその期日又は期間を指定して、「予防接種法(昭和 23 年法律第68号)」第6条の規定による臨時予防接種を実施するものとする。

ウ 避難所の防疫指導等

市が避難所を開設した場合には、施設管理者は、県(感染症・がん疾病対策課)又は 館林保健福祉事務所の防疫関係職員の指導及び地区衛生委員の協力を得て避難所の防疫 措置を実施し、指導の徹底を期するものとする。

(4) 防疫薬剤の確保

市は、防疫薬剤等を確保するとともに、防疫活動の円滑な実施を図るため、市内関係業者から防疫薬剤を調達するものとする。また、不足する場合には、県に防疫薬剤の調達のあっせんを要請するものとする。

第3節 障害物の除去

災害により、住居、道路及びその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活等に著しい障害を及ぼす障害物を迅速に除去し、被災者の保護を図るものとする。

1 実施主体

道路河川班

- (1) 障害物の除去は、市が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、応援協 定に基づき、応援協定締結先に必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法 が適用された場合は、知事が行うが、知事から委任されたときは市長が行うものとする。
- (2) 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

2 実施方法

道路河川班

障害物除去の事務は、道路河川班が担当し、建設業者に要請し実施する。障害物の除去により、必要最小限度の日常生活が営めるようにするものとし、除去した障害物は、市民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

3 災害救助法による実施基準

道路河川班

災害救助法が適用された場合の、障害物除去の実施基準は、資料編に掲げる「災害救助基準」 のとおりである。

資料編

9. 災害救助基準(災害救助法関係)

第4節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

市は、館林警察署、館林地区消防組合等と連携して、行方不明者の捜索に当たる。遺体として 発見された場合は、市は、館林警察署及び館林地区消防組合の協力を得て、検視及び検案を行う のに適当な場所に収容する。

1 行方不明者及び遺体の捜索

市民班

(1) 行方不明者に関する相談窓口の設置

家族から行方不明者の問い合わせ等について、市は市民班に相談窓口を設置し、館林警察署と連携を図りながら、行方不明者に関する問い合わせ等に対処するものとする。また、行方不明者の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴など必要事項を記録する。

(2) 捜索活動

捜索活動は、館林警察署、館林地区消防組合等に協力を要請し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。

第3部 災害応急対策 第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

行方不明者の捜索中に遺体を発見したときは、市災害対策本部及び館林警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

(3) 捜索の依頼

遺体が他市町に漂着していると考えられる場合は、近隣市町及び遺体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、捜索を要請する。

2 遺体の検視及び検案

館林警察署

(1) 検視及び検案

館林警察署は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師の協力を得て、遺体の検視及び検案、身元確認を行う。また、効果的な身元確認が行えるよう市と密接に連携する。

なお、遺体が多数に上り、群馬県警察医会の医師のみでは対応しきれない場合は、館林 市邑楽郡医師会の協力を求めるものとする。

(2) 遺体の輸送

検視及び検案を終えた遺体は、市長が指定する遺体収容(安置)所に輸送するものとする。

3 遺体の収容、安置

福祉班·医療防疫班·市民班

(1) 身元確認

館林警察署等の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、 遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留 品を保管するものとする。

また、必要に応じて館林邑楽歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

(2) 遺体収容(安置)所の開設

市長は、遺体収容所として適当な災害現場に近い施設等を選定し、遺体収容(安置)所を開設するものする。

遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものと する。

遺体収容(安置)所の開設に当たっては、以下により安置する。

- ア 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- イ 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- ウ 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- エ 遺体処置表及び遺留品処理表を作成のうえ、「氏名札」を棺に添付する。

(3) 遺体の引渡し

市は、遺族等から遺体の引き取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

4 埋・火葬

市民班

- (1) 遺体について、親族等の引取り手がない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合、応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- (2) 火葬は、館林市斎場へ搬送して火葬を行う。

第3部 災害応急対策 第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

- (3) 埋・火葬期間は災害発生から10日以内とする。
- (4) 市は、遺体の損傷等により、正規の手続を経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続の特例的な取扱いについて、県(食品・生活衛生課)を通じて厚生労働省に協議するものとする。
- (5) 市は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、市の埋火葬能力では対応しきれないときは、県(食品・生活衛生課)に応援を要請するものとする。

5 広域応援体制

市民班

市は、自ら遺体の捜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、近隣市町又は県に応援要請を行うものとする。

6 災害救助法による実施基準

市民班

災害救助法が適用された場合の、遺体の捜索、収容、埋葬の実施基準は、資料編に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料編

9. 災害救助基準(災害救助法関係)

第8章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、市民の心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第1節 広報・広聴活動

1 広報活動

秘書班・行政班・本部班・市民協働班・福祉班・高齢介護班

災害発生時において、広報活動を通じて市民に正確な情報を周知し、市民の心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

大規模な災害になるほど市民への情報提供が困難になるので、市は、使用し得るあらゆる手段を用いて広報を行うものとする。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。

(1) 広報内容

本部班 • 秘書班

広報に当たっては、災害の規模、態様、経過時間等に応じて、市民に関係のある以下の 事項について広報する。

- ・発生した地震の震源・規模
- •被害状況
- ・二次災害の危険性
- ・ 地震活動の見通し
- ・応急対策の実施状況
- ・市民、関係団体等に対する協力要請
- ・避難情報の内容
- ・避難所の名称・所在地・対象地区
- ・ 避難時の注意事項

- ・受診可能な医療機関・救護所の所在地
- ・交通規制の状況
- ・交通機関の運行状況
- ・ライフライン・交通機関の復旧の見通し
- ・食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
- ・総合相談窓口の開設状況
- ・市民の安否
- ・スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生 活必需品を扱う店舗の営業状況
- 住宅情報
- ・ごみの収集・災害ごみの撤去情報
- ボランティアの情報
- 復旧状況
- ・治安情報
- ・「罹災証明書」の交付情報
- ・税・手数料等の減免措置の状況

(2) 市民への広報

本部班・秘書班・行政班・福祉班

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して市民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示するとおおむね以下のとおりである。特に被災者生活支援に関する情報について

は停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、紙媒体での情報提供 に努めるものとする。

■広報媒体■

- ① 広報車による広報
- ② 広報紙の発行
- ③ ケーブルテレビ館林を通じた広報
- ④ 市ホームページへの掲示
- ⑤ 市エックス(旧ツイッター)による発信
- ⑥ 市公式LINEによる発信
- ⑦ たてばやし防災情報伝達システムによる配信
- ⑧ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール
- ⑨ 避難所、公共施設等の掲示板
- ⑩ 新聞折り込み

ア 広報車による広報

市は、館林地区消防組合、館林警察署と連携して広報車等による広報活動を行う。

イ 広報紙の発行

- ・文字ベースである広報紙は、行政施策等の詳細な情報を伝達する手段として優位性が あるので、出来る限り早期に発行をすることとする。
- ・広報紙の配布は、初期においては各庁舎及び街頭等において重点的に行い、発行部数 が確保され次第、郵便局等の公共的な場所で配布し、速やかに全戸配布に移行するこ ととする。
- ウ ケーブルテレビ館林を通じた広報

「安全・安心に係る放送協定」に基づき、ケーブルテレビ館林の協力を得て、市から の災害情報を提供する。

- エ ホームページ等による広報
 - ・ホームページ等による広報は、ネットワークが使用可能な状態であれば、災害発生直 後から情報提供を行う。
 - ・災害時においては、市ホームページ、市エックス(旧ツイッター)、市公式LINE及 びたてばやし防災情報伝達システムから情報提供を行う。

----- 広報時の留意事項

- ① 人心の安定を図るため、被害の状況(停電、断水及び交通機関の運行等の状況)とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的に分かりやすくまとめ広報する。
- ② 広報車を利用する際は、地区ごとに分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区ご との被害状況や電気、水道等の復旧状況に応じた広報に留意する。
- ③ 在宅の一人暮らしの高齢者等に対しては、必要により区長又は民生委員・児童委員等に協力を依頼し、広報内容の周知を図る。
- ④ 外国人への広報で使用する言語は、在住外国人の上位層の中国語・英語。それから多言語に対応するやさしい日本語(小学校低学年程度でもわかるような簡単な単語や短い文章で構成した日本語)を使用する。

(3) 要配慮者への配慮

秘書班・本部班・市民協働班・福祉班・高齢介護班

視聴覚障がい者や外国人等の情報弱者については、ボランティア等の支援を得て、以下 の事項に留意し適切な情報提供に配慮する。

- ア 出火防止、初期消火の呼び掛け
- イ 県警察の行う災害警備活動に伴う広報
- ウ 危険地域の市民に対する避難情報、避難措置の周知、避難の誘導
- エ 各家庭に対する市の指定する場所への廃棄物の搬出
- オ 感電事故等による出火等の防止に関する広報、電力施設の被害状況等の広報
- カ ガス漏れ等のガス事業者への通報に関する市民への周知
- キ 電信電話業者に支障を来たした場合等の市民に対する広報
- ク 高圧ガス製造施設等の管理者が行う付近住民の避難情報
- (4) 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板の活用

秘書班・本部班

大規模地震発生時には、NTT東日本群馬支店が電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市役所・避難所等への掲示等により、市民に周知させるものとする。

また、携帯電話各社による「災害用伝言板」の活用方法についても、市民に周知させるものとする。

(5) 報道機関への情報の発表

秘書班

報道機関による広報は、迅速かつ広範囲に伝達できるため、秘書班は、被害状況、対策 等に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、市は、報道機関が独自に行う 取材活動についても積極的に協力するものとする。

(6) 災害の記録

全部署

災害の状況、災害対応については、各部等においてカメラ、ビデオ、デジタルカメラ等 で記録する。

2 広聴活動

秘書班・本部班・市民協働班

災害時には、被災者からの問い合わせ、要望、意見などを受付け、適切な措置を実施すると ともに、市が実施する災害応急対策や復旧・復興計画に対する意見等を市の災害対応の参考と する。

(1) 総合相談窓口の設置

市は、被災者及び市民からの相談対応等を一元的に受付け、適切な措置を実施するため、 発災後、市役所に総合相談窓口を設置し、関係各部の担当者を配置する。また、担当者を 配置した関係各部は、情報のニーズを見極め、収集・整理を行い災害対策本部長に報告す るものとする。

(2) 安否情報の提供

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう

努めるものとする。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、館林地区消防組合、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるお それがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被 災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第9章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講ずるものとする。

第1節 社会秩序の維持

1 パトロールへの協力

本部班

市は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、館林警察署が行うパトロールや避難所等の定期的な巡回、犯罪の取締り等に協力する。

2 安全確保に関する情報交換等

本部班

市は、館林警察署が行う地域の自主防災組織等との安全確保に関する情報交換や、市民に対する相談の実施について、積極的に協力し、市民等の不安の軽減に努めるものとする。

第2節 物価の安定及び消費者の保護

1 需給状況の監視・指導への協力

市民協働班·商工班

市は、県(消費生活課)が行う、食料・飲料水・燃料・生活必需品等の物価高騰や買い占め、売り惜しみ等の監視及び指導に協力する。

2 消費者の保護

市民協働班・商工班

市は、県(消費生活課)が行う消費生活相談体制に関する情報や、警察との連携状況について、市民へ広報するとともに、必要に応じて県(消費生活課)及び館林警察署へ情報提供を行う。

第10章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害防止のための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

第1節 施設、設備の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

秘書班・本部班・環境班・都市計画班・道路河川班・建築班・下水道班

- (1) 市及び施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 市は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散が懸念される場合は、 市、県、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止 するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う ものとする。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するものとする。
- (5) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市は、関係する省庁、県(ライフライン関係課等)、ライフライン事業者等との合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

道路管理者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、市及び県のみでは迅速な対応が困難な場合には、国(国土交通省、防衛省等)と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。

第2節 公共土木施設の応急復旧

災害により公共土木施設(道路、河川等の土木施設及び農業用施設)が被害を受けた場合は、 速やかな復旧活動を実施し当該施設の機能回復を図る。

1 実施主体

農政班・道路河川班

公共土木施設等の応急対策は、各施設管理者が行うものとする。ただし、施設管理者の行う 応急措置の実施が困難なときは、関係機関の応援、協力を得て実施するものとする。

2 応急措置

農政班•道路河川班

(1) 道路施設

ア 被害状況の把握

道路管理者は、災害発生後速やかに被害状況を調査・把握するとともに、県に報告する。

イ 緊急道路の確保

- (ア) 道路が被災した場合、道路管理者は、被害程度に応じて、系統的な緊急路線を決めて復旧工事を実施する。
- (イ) 避難、救出、緊急物資、県警察、館林地区消防組合等の活動に必要な路線を優先 する。

(2) 河川及び農業土木関係施設

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各施設の管理者は、それぞれの施設を巡視し、被災箇所及び発生するおそれがある箇所を把握し必要な応急対策を実施するとともに、二次災害のおそれのある箇所については、市、県及び関係機関に早急に報告する。

3 関係資料の整備

農政班•道路河川班

応急工事を施工する場合は、被害状況の写真その他関係資料を整備しておくものとする。

第3節 電力施設の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッド(株)太田支社は、被災した変電所又は送電設備について、速やかに 応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

東京電カパワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッド(株)太田支社は、送電設備の応急復旧に当たっては、以下のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

東京電力パワーグリッド(株)

電気事業者は、必要に応じ、発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施するものとする。

4 電力関係機関相互間の応援

東京電カパワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッド(株)太田支社は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

5 送電再開時の安全確認

東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッド(株)太田支社は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

6 広報活動

東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッド(株)太田支社は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、市民に対し広報を行うものとする。

第4節 ガス施設の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

館林瓦斯(株)

館林瓦斯(株)は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

館林瓦斯(株)

館林瓦斯(株)は、ガス施設の応急復旧に当たっては、以下のような社会的優先度の高い箇所 等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

館林瓦斯(株)

館林瓦斯(株)は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施するものとする。

4 ガス関係機関相互間の応援

館林瓦斯(株)

館林瓦斯(株)は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

5 供給再開時の安全確認

館林瓦斯(株)

館林瓦斯(株)は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全 を確認した上で供給を行うものとする。

6 広報活動

館林瓦斯(株)

館林瓦斯(株)は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、市民に対し広報を行うものとする。

7 LPガス事業者の実施する応急復旧

社群馬県LPガス協会館林邑楽支部

ガス施設の応急復旧1~6に準じるものとする。

第5節 上下水道施設の応急復旧

1 水道施設及び下水道施設の応急復旧

本部班・下水道班・群馬東部水道企業団

- (1) 群馬東部水道企業団及び下水道班は、災害発生後速やかに上下水道施設の被害状況を把握し、必要な応急措置を施し、応急復旧計画を策定する。
- (2) 群馬東部水道企業団は、水道施設の被害状況に応じ、日本水道協会、館林管工設備協同 組合の協力を得て、速やかな応急復旧工事の実施に努める。
- (3) 下水道班は、下水道施設の被害状況に応じ、日本下水道協会等の協力を得て、速やかな 応急復旧工事の実施に努める。
- (4) 上下水道施設の応急復旧に当たっては、本部班との連携により医療機関、避難所、社会 福祉施設等緊急性の高い箇所で、被害状況及び復旧の難易度等を勘案して復旧効果の高い ところを優先して実施する。

2 応急復旧用資機材の確保

本部班・下水道班・群馬東部水道企業団

市及び群馬東部水道企業団は、上下水道施設の応急復旧に必要な要員、資機材が不足する場合は、応援協定に基づき、応援協定締結先に要請するとともに、市内事業者の支援を受け、資機材を確保する。

3 被災市民への情報提供

秘書班・本部班・下水道班・群馬東部水道企業団

群馬東部水道企業団及び下水道班は、水道施設及び下水道施設の応急復旧について、本部班及び秘書班と連携をとり、上下水道施設の被害状況、復旧の見通し等について広報を実施し、被災市民に情報を提供する。

第6節 電気通信設備の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、以下のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして以下の設備又はサービスを提供するものとする。

- (1) 避難所等への特設公衆電話の設置
- (2) 避難所又は防災拠点等への携帯電話の貸出し
- (3) 「災害用伝言ダイヤル」及び「災害用伝言板」の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

電気通信事業者

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)する。

第11章 二次災害の防止活動

余震又は降雨等による水害、余震による建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害対策を講ずる 必要がある。

第1節 二次災害の防止

1 水害対策

道路河川班・農政班・館林地区消防組合

- (1) 河川管理者、農業用排水施設管理者、水門、水路等の管理者は、余震あるいは降雨等による二次的な水害の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行うものとする。
- (2) 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を 図り、施設の補強、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急 対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施す るものとする。

2 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

都市計画班・建築班

市は、余震による建築物等の倒壊、又は災害による宅地の崩壊に関して、被災建築物等に対する応急危険度判定、又は被災宅地に対する危険度判定を速やかに行うものとする。

また、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、市民の安全の確保を図るものとする。

3 空き家の二次災害対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有するものとする。

4 危険物等施設の災害応急対策

本部班・環境班・企画班・館林地区消防組合

(1) 危険物、有害物質等による災害対策

本部班・環境班

- ア 消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、経済産業省関東東北産業保安監督部、館林地区消防組合、館林警察署等に連絡するものとする。
- イ 毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の 管理者は、有害物質の漏洩による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行う

ものとする。また、漏洩のおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官 公署、館林地区消防組合、館林警察署等に連絡するものとする。

ウ 市は、県(館林保健福祉事務所、東部環境事務所)、館林地区消防組合、館林警察署の協力を得て、危険物、有害物質等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

(2) 危険物等の種類

ここでいう危険物の種類は、以下のとおりである。

- ア 消防法 (昭和23年法律第186号) 第2条第7項で規定する「危険物」
- イ 火薬類取締法 (昭和25年法律第149号) 第2条第1項で規定する「火薬類」
- ウ 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条で規定する「高圧ガス」
- エ ガス事業法 (昭和29年法律第51号) 第2条第8項で規定する、いわゆる「都市ガス」
- オ 毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 203 号) 第2条で規定する「毒物」及び「劇 物」
- カ 労働安全衛生法施行令別表第1に規定する「危険物」
- キ 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条で規定する「核燃料物質」及び核燃料 物質によって汚染された物
- ク 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (昭和 32 年法律第 167 号) に 規定する「放射性同位元素」
- ケ 前各号に掲げた物質に類似する引火性、発火性、爆発性又は毒性を有する物質
- (3) 市・消防組合における災害情報の収集・連絡

企画班・本部班・館林地区消防組合

- ア 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- イ 館林地区消防組合は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動 状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故が以下のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」(昭和 59 年 10 月 15 日付け消防庁長官通知) に基づき、県危機管理課に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

(1) 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という)を貯蔵 し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、以下に掲げるもの(石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く)

- ① 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- ② 負傷者が5人以上発生したもの
- ③ 周辺地域の市民等が避難行動を起こしたもの、又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- ④ 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- ⑤ 海上、河川への危険物等流出事故
- ⑥ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

(2) 原子力災害等

- ① 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの、及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- ② 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの、及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- ③ 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市長にあったもの
- ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災があって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

(3) その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

※ 社会的影響基準

ア一般基準、イ個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる 等社会的影響が高いと認められる場合には、報告すること。

消防庁(危険物保安室)電話 03—5253—7524、FAX03—5253—7534 (特殊災害室) 電話 03—5253—7528、FAX03—5253—7538 (宿直室) 電話 03—5253—7777、FAX03—5253—7553

ウ 県又は消防庁への連絡・報告は、様式「特定事故即報」による。

様式

(特定事故即報)

1 危険物等に係る事故

事故名

2 原子力災害

3 その他特定の事故

					第	報
	報告日時	年	月	日	時	分
	報告機関					
消防庁受信者氏名	報告者名					

1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他(事 故 種 別 発 生 場 所 事業所名 発 見 日 時 月 日 分 分 発 生 日 時 月 日 時 鎮 火 日 時 (月日時 (覚知日時) 分) (処理完了) 月 時 日 分 消防覚知方法 気 象 状 況 1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 物質の区分 物質名 5 毒劇物 6 R I 7 その他 () 1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他(施設の区分 危険物施設の 施設の概要 区 分 事故の概要 死者 (性別・年齢) 負傷者等 人 (人) 死 傷 者 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人) 出 場 機 関 出場人員 出場資機材 消防防災活動 事 自衛防災組織 状況及び救急・ 業 共同防災組織 人 救助活動状況 所その他 人 台 消防本部 (署) 人 台 消 防 寸 人 警戒区域の設定 月 日 時 分 自 衛 隊 人 使用停止命令 月 日 時 分 そ \mathcal{O} 他 人 災害対策本部 等の設置状況 その他参考事項

(注) 第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入すれば足りること)

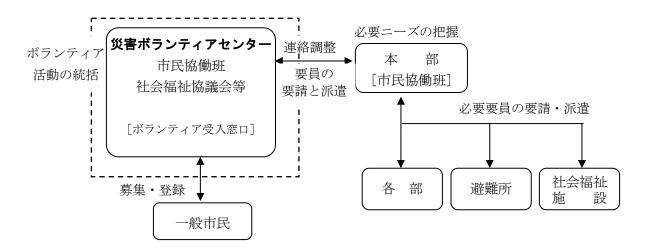
第12章 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられる。 このため、市及び社会福祉協議会等では、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

第1節 ボランティアの受入れ

市は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害ボランティアセンターの主体である社会福祉協議会とともに、災害時に備えたボランティアネットワークの確立に努め、専門分野における行政とボランティアの連携の促進及び災害時のボランティア活動の支援のための諸対策を推進する。なお、市と社会福祉協議会は協定に基づき連携を図る。

【ボランティアの受入れ等の流れ】



災害ボランティアセンターは、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付け、ごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの活動環境に配慮するものとする。

1 ボランティア活動の主な内容

市民協働班・福祉班・館林市社会福祉協議会

ボランティア活動の主な内容は、以下のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導	被災者の救出(消防・警察業務経験者等)
情報連絡	救護 (医師、看護師、救命講習修了者等)
給食、給水	建物応急危険度判定(建築士等)
物資の搬送・仕分け・配給	外国語通訳

一般ボランティア	専門ボランティア
入浴サービスの提供	手話通訳
避難所の清掃	介護(介護福祉士等)
ゴミの収集・廃棄	保育
高齢者、障がい者等の介助	アマチュア無線
防犯	各種カウンセリング
ガレキの撤去	
住居の補修	
愛玩動物の保護	

2 災害発生時の対応

市民協働班·館林市社会福祉協議会

(1) ボランティア窓口の設置

ア 市は、災害想定や災害の状況に応じて、館林市社会福祉協議会等と協議し、必要時には社会福祉協議会が、ボランティアセンターを設置・運営する。また、設置時には必要に応じて、市より連絡調整の人員を派遣する。

イ 市民協働課班は、広報班を通じ、ホームページ上、及び報道機関に対しボランティア センターの開設場所及び連絡先の周知を行う。

(2) ボランティアの受入れ及び支援

- ア 県ボランティア班との連絡調整
- イ 被災情報やボランティアニーズの把握
- ウ ボランティアの募集・受付
- エ ボランティア活動の情報発信
- オ ボランティアセンター及びボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- カ ボランティア活動保険の加入手続き
- キ ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調整・貸出・保管・管理
- ク ボランティア活動に必要な移動支援
- ケ 市災害対策本部等との避難情報や復旧情報、ボランティアによる支援活動の状況等の 共有

(3) ボランティアの調整及び派遣

本部各班は、所管する分野においてボランティアが必要と判断された場合は必要とするボランティアの種類、人数を市民協働班に報告する。市民協働班は、災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入状況を把握し、調整した上でボランティアを派遣する。

(4) ボランティアによるボランティアセンター等の運営

大規模災害においては、ボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるのため、災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

なお、県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と市の実施する 救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託 する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすること ができる。

(5) 公共的団体等のボランティア活動への協力依頼

市は、市内の公共的団体等に対して、災害の状況に応じてボランティア活動の協力を依頼するものとする。

第2節 義援物資・義援金の受入れ

災害に際し、地方公共団体、各種民間団体及び一般個人からの義援金品の募集並びに被災者へ の配分について定めるものとする。

1 実施方法

福祉班・会計班

義援金の受付、義援金品の募集及び配分は福祉班、管理は会計班が実施する。

2 義援物資の受入れ

福祉班

(1) 需要の把握

市は、各避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとする。

(2) 受入機関の決定

市は、県と調整のうえ、義援物資の受入機関(市と県が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

(3) 集積場所の確保

市が受入機関とされた場合、送付された義援物資を保管及び仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保するものとする。

なお、集積場所の選定に当たっては、仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町から の選定も検討するものとする。

(4) 受入希望物資の公表

市は、受入れを希望する物資のリスト及び送り先を県を通じ報道・放送機関に依頼し、 国民に公表するものとする。この際、小口・混載の支援物資は被災地支援活動において負担になることなども合わせて広報するものとする。また、ニーズは時間とともに変化することに留意し、同リストは、現地の需給状況を勘案し随時改定するよう努めるものとする。

(5) 受入物資の仕分け

市は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

(6) 受入物資の配分

市が受け入れた物資については、市が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、市と県とで協議のうえ、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、 注意するものとする。

(7) ボランティア及び民間事業者等の活用

物資の仕分け及び配分は、相当の労力を要するため、ボランティアや委託業者を活用するものとする。

3 義援金の受入れ・配分

福祉班

(1) 義援金の募集

市は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

(2) 「募集・配分委員会」の設置

市は、義援金を募集するときは、「義援金募集・配分委員会」(事務局:社会福祉課)を設置し、市内における義援金受入事務を一元化するものとする。

(3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を 通じてその内容を広報するものとする。

- (4) 義援金の配分
 - ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。
 - イ 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。
 - ウ 義援金の被災者への支給は、市が行うものとする。

第13章 要配慮者対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、災害対応能力の弱い、要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、これらの要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。このため、市、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

第1節 要配慮者の災害応急対策

1 要配慮者対策

本部班・市民協働班・福祉班・高齢介護班・こども班・ 館林市社会福祉協議会・館林地区消防組合・館林保健福祉事務所

(1) 災害時に対する警戒

- ア 市は、地震による建築物の倒壊等の二次災害の危険性について、防災関係機関等から の情報収集に努める。
- イ 市は、二次災害の危険が高いと判断した場合には、避難情報を発令し、必要に応じて、 警戒区域の設定に努めるものとする。
- ウ 市は、避難情報を確実に要配慮者に伝達できるよう体制(手段及び方法)の整備を推 進する。
- エ 市は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、 防災気象情報や避難情報を直接伝達するものとする。

(2) 避難

市は、避難情報を発令する場合には、以下の事項を留意の上、個別避難計画等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。

- ア 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、 避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の 者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の遅れや避難途中での事故が生じ ないよう、地域住民、自主防災組織、館林地区消防組合、県警察等の協力を得て、介助 及び安全の確保に努める。
- イ 避難行動要支援者を安全に避難させるため、介助人は、被害の状況、道路・橋梁等の 状況を勘案し、もっとも安全と思われる経路を選定する。
- ウ 避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、 福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、 速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、 食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国人 通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の避難所においても、要配慮 者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行 う。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県(要配慮者利用施設所管の各課)に 応援を要請する。
- エ 避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮 者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適切な入所先が確保できないとき

は、県(要配慮者利用施設所管の各課)に対し、入所先のあっせんを要請する。

(3) 安否の確認

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者 名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が 行われるように努めるものとする。

2 要配慮者利用施設の管理者との連携

福祉班・高齢介護班・こども班・学校教育班

(1) 要配慮者利用施設

この節において、要配慮者利用施設とは以下に掲げる施設をいう。

- ① 児童福祉施設
- ② 障がい者福祉施設
- ③ 高齢者施設
- ④ 医療提供施設
- ⑤ 幼稚園・保育園・認定こども園
- ⑥ その他(生活保護法に基づく救護施設・更生施設・医療保護施設、学校教育法に基づく特別支援学校、その他実質的に要配慮者に関連する施設)

(2) 避難

要配慮者利用施設の管理者は、施設が被災し、市長から避難情報が発令されたときは、若しくは余震による二次災害により施設の危険が切迫していると判断した場合には、以下の事項に留意の上、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。

- ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、館林地区消防組 合、県警察等に応援を要請する。
- イ 入(通) 所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、館林地区消防組合、県警察等に応援を要請する。
- ウ 入(通)所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者へ の連絡に努めるものとする。

(3) 他施設への緊急入所等

- ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不可能となったときは、他の 同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取り を要請するものとする。
- イ 要配慮者利用施設の管理者は、前号の緊急入所について適当な入所先が確保できない ときは、県(要配慮者利用施設所管の各課)又は市に対し、入所のあっせんを要請する ものとする。
- ウ市は、前号の要請を受けたときは、県と連携し、あっせんに努める。

資料編

3. 要配慮者利用施設

第14章 その他の災害応急対策

第1節 学校の災害応急対策

災害により通常の教育を行うことができない場合に、文教施設の応急復旧、応急教育の実施、 学用品等の支給等により児童・生徒の教育の確保を図る。

1 市教育委員会の措置

教育総務班・生涯学習班・学校教育班

(1) 被害状況の把握と救急体制

文教施設における災害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に 即応した救急計画を立てるものとする。

(2) 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとと もに復旧計画を策定するものとする。

2 文教施設等の応急復旧対策

学校教育班

(1) 被害状況の把握

学校教育班は、学校長から以下の事項について情報を収集する。

- ア 学校施設の被害状況(避難所開設可能状況を含む)
- イ 周辺地域の被害状況
- ウ 教員その他職員の被災状況
- エ 児童、生徒の被災状況
- オ 応急措置を必要とする事項

(2) 応急復旧対策

文教施設、社会教育施設の中には、市の避難所に指定されているものもあるため、市教育委員会は、収集した被害情報に基づき、関係機関と連絡を密にし、施設の早期復旧、応急修理等適宜の処置を速やかに実施するものとする。

3 応急教育の実施

学校教育班

市教育委員会は、災害の規模及び被害程度に応じて、おおむね以下の方法により教育活動が災害によって中断することのないよう、応急教育の実施に努めるものとする。

災害の程度	応急教育の実施予定場所
学校の一部が被災	① 特別教室、体育館等の利用② 二部授業の実施
学校の全部が被災	① 公民館、公共施設等の利用② 直近の学校校舎の利用③ 応急仮校舎の建築
特定の地区全体が被災	① 災害を受けなかった地区の学校、公民館、 公共施設等の利用② 応急仮校舎の建築

災害の程度	応急教育の実施予定場所
市内の大部分が被災したとき。	隣接市町の学校、公民館、公共施設等の利用

4 応急教育の方法

学校教育班

応急教育の実施に当たっては、施設の応急復旧の状態、教員、児童、生徒及びその家族の被 災の程度、交通機関、道路の復旧状況等を勘案し、以下の措置を取る。

- (1) 被害程度により授業が不可能と認められるときは休校する。ただし、正規の授業は困難であってもでき得る限り二部授業、分散授業等の方法により、応急授業の実施に努めるものとする。
- (2) 授業が長期にわたり不可能のときは、学校と保護者との連絡方法、組織(通学班、子供会等)、家庭学習等の整備工夫をする。
- (3) 応急授業に当たっては、被災児童の負担にならないよう配慮するとともに、授業の方法、 児童・生徒の保健、危険防止等に留意する。

5 災害時の応急措置

学校教育班 · 給食班

(1) 児童・生徒への対応

校長は、災害の状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、以下の措置を取る。

ア 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等により保護者に伝えるものとする。

- イ 授業開始後の措置
 - (ア) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、 災害の状況に応じ、児童生徒を安全な場所に移動させる。
 - (イ) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに 医療機関へ搬送する。
 - (ウ) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検のうえ、必要に応じ集団 下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

ウ 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護した児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

エ その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、市教育委員会と協議し、 児童・生徒の安全を第一に考え決定するものとする。

(2) 避難措置

- ア実施責任者は、校長とする。
- イ 避難順序は、秩序正しく非常出入口に近い所から低学年を最初に避難させる。その際、 教職員等を必ず付けて誘導する。
- ウ 校長は、避難誘導の状況を保護者に通報するとともに、逐次市教育委員会及び市災害 対策本部に報告する。
- エ 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導 の方法等について計画を立て、明らかにしておく。
- オ その他児童・生徒の避難計画は、「第5章第1節 避難誘導」及び「第5章第2節 指

定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準じて実施するものとする。

(3) 健康管理

- ア 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病 等の予防の万全を期する。
- イ 被災児童・生徒の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等による カウンセリングを実施する。

(4) 危険防止措置

- ア 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全 確認を行う。
- イ 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危 険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

(5) 教育実施者の確保

- ア 災害により教育職員に欠員を生じ、学校内の操作をしてもなお学級担任を欠き、又は 教科指導等が困難な場合は、県教育委員会に要請して、教育職員を補充する。
- イ 補充に当たっては、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条による臨時的任 用とする。

(6) 学用品等の支給

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保 を図るとともに、必要に応じて学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の給付は、災害救助法に基づいて行うものとする。

(7) 給食の措置

- ア 施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、校長は、速やか に代替措置として応急給食を実施するものとする。
- イ 学校が指定避難所として使用される場合、給食施設は被災者向けの炊き出し施設として利用される場合があるので、学校管理者は、学校給食と被災者向けの炊き出しとの調整に留意するものとする。
- (8) 避難者の援護と授業との関係

学校が避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

6 災害救助法による実施基準

学校教育班

災害救助法が適用された場合の、学用品の給与についての実施基準は、資料編に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料編

9. 災害救助基準(災害救助法関係)

7 学校の措置

学校教育班

学校は、各学校の防災計画に基づき活動するものとするが、特に以下の事項につき注意を払うものとする。

(1) 地震発生後の措置

(1) 避難

地震発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要 書類等の持出しを行うものとする。

(2) 防災措置

火気及び薬品類を使用中の場所(湯わかし所、理科・家庭科教室等)について、 直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。

(3) 人員確認と応急手当

災害発生避難後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、 負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。

(4) 避難と引渡し

災害の状況により、児童・生徒を避難場所へ誘導する。この場合、避難順序は 秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1 クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行 うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定 しておく。

(5) 被災報告

被害の状況を調査し、市教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況については必ず報告するものとする。

児童・生徒不在中

児童

生徒在校中

(1) 防災業務の分担

災害の状況に応じ各学校の防災計画に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。

(2) 報告

被災状況を調査し、市教育委員会に報告するものとする。

(3) 情報収集

児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。

(2) その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、以下の事項について計画を策定しておく。

- ア 避難所の運営における教職員の役割及び市災害対策本部との連携
- イ 児童・生徒の安否確認の方法
- ウ 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒とで共用する 部分と児童・生徒又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討
- エ 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒の帰宅及び保護者との連絡方法

(3) 状況別対応行動

以下の表は、地震発生時の状況に応じて児童・生徒が取る基本的な行動を例示したものである。児童・生徒の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態に応じた対応の検討を図るものとする。

	児童・生徒の行動
	・登下校中の児童生徒は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。・交通機関利用生徒等は、駅員等の指示に従う。・在宅の場合は登校しない。ただし、危険予想地域在住の児童・生徒は、直ちに避難所へ避難する。
登	(地震発生時の注意点) ・できるだけ安全な空間を確保する。
下	・カバン、コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。
校	【避難時の注意点】 ・古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。
時	 ・崖下、川岸からできるだけ早く遠ざかる。 ・プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれていたり、ひび割れしているところは、速やかに遠ざかる。 ・火災現場から遠ざかる。 ・狭い道路はできるだけ避けて通る。 ・倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在校時	留守家庭の児童及び交通機関利用生徒等は、学校に留まる。 [教室] ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 [廊下・階段] ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 [グラウンド] ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 【注意点】 ・教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかり守る。
校外活動時	基本的には帰宅する。ただし、状況により以下のようにする。 [所属校から離れている場合] ・鉄道、バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難場所へ避難する。 ・避難については地元市町村の指示に従う。 ・崖崩れ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 [所属校に近い場合] ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 【注意点】 ・教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかり守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。

	児童・生徒の行動
部活	〔校内の場合〕・顧問の指示に従って安全な場所に避難する。・1人で勝手に行動しない。・人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。・帰宅できない児童生徒は顧問の指示に従う。〔校外の場合〕
時	 ・校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指定された避難場所へ集団で避難する。 ・合宿地等が山崩れ、崖崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

第2節 社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策

1 社会教育施設の措置

生涯学習班

(1) 安全避難

開館時には地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、 安全確保に努めるものとする。

(2) 被災状況の報告 被災状況を調査し、速やかに市教育委員会に報告するものとする。

2 文化財収蔵施設の安全性の点検

文化振興班

文化財の管理者は、大規模な地震が発生したときは、安全に十分留意した上で、文化財の損壊状況を確認するとともに、安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における文化財の管理者は、文化財収蔵施設周辺の巡視を行い、二次災害の危険性についても点検するものとする。

3 観覧者の安全確保

文化振興班

文化財の管理者は、以下により観覧者の安全を確保するものとする。

- (1) 施設内に観覧者がいる時に施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに 医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全確保

文化振興班

文化財の管理者は、転倒、火災等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、 安全な場所への移動、固定、火気の使用停止等の措置を講ずるものとする。

5 災害情報の連絡

文化振興班

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて 市教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

6 応急修復

文化振興班

- (1) 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、県 教育委員会に報告するとともに、市教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すもの とする。
- (2) 市は、(1)の応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

第3節 労働力の確保

市職員のみでは災害応急対策の実施が困難な場合には、必要に応じて労務者を確保し迅速に応急対策を実施する。

1 実施方法

本部班 · 人事班

労働者の確保に関する事務は、本部班・人事班がこれを実施する。

(1) 労働者の募集

本部班・人事班は、各班の必要とする職種別人員を把握し、職業安定法(昭和 22 年法律 第 141 号) 第 36 条に基づき労働者を募集するものとする。

(2) 労働者の供給あっせん要請

労働者の募集のみでは労働力の確保が不十分なときは、館林公共職業安定所長に文書又は口頭で労働者の供給あっせんを要請するものとする。

なお、館林公共職業安定所長に求人申込みをする場合は、以下の事項を明らかにするものとする。

- ア 職種別所要労働者数
- イ 作業場及び内容
- ウ 労働条件
- エ 宿泊施設の有無
- オ その他の必要事項

2 災害救助法による実施基準

本部班・人事班

災害救助法が適用された場合の、労働者雇上げについての実施基準は、資料編に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料編

9. 災害救助基準(災害救助法関係)

第4節 災害救助法の適用

市長は、当該災害が災害救助法の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに所定の手 続を行うものとする。

1 災害救助法の適用

本部班

知事が災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助が実施される。また、その費用は、県が支弁する。

(1) 実施機関

災害救助は知事(危機管理課)が実施し、市長はこれを補助する。 ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市長が行うこととすることができる。

(2) 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市の区域単位に原則として同一原因の災害による被害の程度 が以下のいずれかに該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに 実施する。

- ア 市の区域内の住家滅失世帯数が、80世帯以上に達するとき。
- イ 県全体の区域内の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、本市の区域の住家滅失 世帯数が 40 世帯以上に達するとき。
- ウ 県全体の区域内の被害世帯数が 7,000 世帯以上である場合又は災害が隔絶した地域に 発生したものである等被災者の保護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、 多数の世帯の住家が滅失したとき。
- エ 多数の者が生命若しくは身体に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

(3) 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、以下の表のとおりである。なお、詳細は災害救助基準(資料編)によるものとする。

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及 ぼしているものの除去

(4) 適用手続

災害救助法の適用手続は、以下によるものとする。

ア 市からの被害報告に基づき、知事(危機管理課)は災害救助法が適用されるか否かを判

断する。

- イ 知事(危機管理課)は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示する とともに、厚生労働省社会・援護局長に報告する。
- ウ 知事(危機管理課)は、救助の一部を市長が行うこととする場合は、当該救助の内容及 び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに公示する。

(5) 費用負担

- ア災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。
- イ 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が100万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、以下の表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100 以下の部分	2/100~4/100 の部分	4/100 超の部分
国 庫 負 担 率	50/100	80/100	90/100

資料編

9. 災害救助基準(災害救助法関係)

第5節 動物愛護

災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに 避難所に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の 保護や適正な飼育に関し、関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体と の協力体制を確立する。

1 動物愛護の実施

環境班

(1) 情報の提供

市は、県が獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して設置する群馬県災害時動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等の情報を提供する。

(2) 所有者の責務

愛玩動物の所有者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

(3) 被災動物の救護活動について

市は、館林市域で大規模災害が発生した場合、館林市「災害時における愛護動物の救護活動及び人と動物が共生するまちづくり事業に関する協定」及び、群馬県「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づき、被災動物の救護活動のため、獣医師会に対し、獣医師の派遣を求める。

第4部 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、市が主体的に取り組むとともに、県及び国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にある中で、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る必要がある。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 基本方向の決定

企画班・本部班・都市計画班

市は、被災の状況、地域の特性、市民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、 又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについ て早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

2 市民の参加

企画班・本部班・市民協働班

被災地の復旧・復興は、市が主体となって市民の意向を尊重しつつ、県の支援を受けながら 共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる 場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進するものとする。

3 県等に対する協力の要請

本部班

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、応援協定に基づき応援協定締結先に要請するとともに、必要に応じ県に対し職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

第2節 原状復旧

1 被災施設の復旧等

道路河川班・緑のまち推進班・建築班・下水道班・群馬東部水道企業団・館林警察署・ ライフライン事業者(電気、ガス、LPガス、石油、電話)・交通輸送等の関係機関

- (1) 市は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- (2) 市は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- (3) 県(道路管理課)は、重要物流道路及びその代替・補完路について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、市に代わって国(国土交通省)が行うことが適当であると考えられるときは、当該市道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、国(国土交通省)へ要請を行う。

- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。
- (5) 館林警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、市、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 災害廃棄物の処理

環境班・館林衛生施設組合

(1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国(環境省、防衛省)が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(2) リサイクルの励行

市は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努めるものとする。

(3) 環境への配慮

市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、市民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。

(4) 広域応援

市は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県 (廃棄物・リサイクル課)等に応援を要請するものとする。

第3節 計画的復興の推進

1 復興計画の作成

企画班・本部班・都市計画班

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市は、自らが決定した復興の基本方針に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。
- (2) 市の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 市は復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に要配慮者など多様な市民の意見を反映するよう努める。
- (4) 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等

に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施する ことにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における 円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

2 防災まちづくりの実施

企画班 · 本部班 · 都市計画班

- (1) 市は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な居住環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。
- (2) 防災まちづくりに当たっては、現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理 念のもとに、計画作成段階で市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを 目指すこととし、市民の理解を求めるものとする。併せて、障がい者、高齢者、女性等の 意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (3) 市は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、豪雨に対する安全性 の確保等を目標とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の 整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業 者と調整を図りつつ進めるものとする。
- (4) 市は、既存の不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- (5) 市は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、 資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携 し、可能な限り適正かつ円滑・迅速に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場 合には傾斜的、戦略的実施を行うものとする。
- (6) 市は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドで の種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し行うものとする。

3 被災市街地復興特別措置法等の活用

企画班・都市計画班

市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法(※)等を活用し、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

※被災市街地復興特別措置法

大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、被 災市街地復興推進地域及び同地域内における市街地の計画的な整備改善並びに市街地の復 興に必要な住宅の供給について必要な事項を定める等特別の措置を講ずることで、迅速に 良好な市街地の形勢と都市機能の更新を図り、これにより公共の福祉の増進に寄与するこ とを目的とした法律。

第4節 被災者等の生活再建の支援

1 「罹災証明書」の交付

行政班・調査班

(1) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期

に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や「罹災証明書」の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に「罹災証明書」を交付するものとする。

- (2) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (3) 市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査 など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の 必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明 するものとする。

2 被災者台帳の作成

行政班

- (1) 市は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を 一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施 に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成 にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- (2) 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、 災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用した きめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整 備に努めるものとする。

3 災害弔慰金の支給等

市は、災害・財金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行うものとする。

市は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

主な支援制度は、以下のとおりである。

(1) 災害弔慰金

福祉班

支 給 機 関	市(社会福祉課)
	以下のいずれか
	1 1つの市町の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害
	2 県内で5以上の世帯の住居が滅失した市町が3以上存在する場合、県
対象となる災害	内全ての市町の被害が対象
	3 県内で災害救助法が適用された災害(県内全ての市町の被害が対象)
	4 災害救助法を適用した都道府県が2以上ある場合、全ての市町村(当
	該都道府県以外も含む。)の被害が対象
支給対象者	災害により死亡した者の遺族
支 給 額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合…500万円
人 和 領	その他の場合…250 万円
費用負担割合	市町 1/4、県 1/4、国 2/4

(2) 災害障害見舞金

福祉班

支 給 機 関	市(社会福祉課)
対象となる災害	(災害弔慰金と同じ。)
支給対象者	災害により重度の障がいを受けた者
支 給 額	障がい者が世帯の生計を主として維持していた場合…250万円
支 給 額	その他の場合…125 万円
費用負担割合	(災害弔慰金と同じ。)

(3) 災害援護資金

福祉班

支 給 機 関	市(社会福祉課)
対象となる災害	県内で災害救助法が適用された自然災害 (所得制限)
貸付対象者	災害により被害を受けた世帯の世帯主
貸 付 額	被害の程度に応じて 150 万円~350 万円
貸付条件	貸付利率…無利子(保証人なしの場合、据置期間経過後、年 1.5%) 据置期間…3年(特別の場合は5年)
	償還期間…10年
貸付原資拠出割合	県 1/3、国 2/3

(4) 県(小規模)災害見舞金の支給

福祉班

支 給 機 関	県(危機管理課)ただし市町村経由
人 和 版 萬	
	以下のいずれか
	1 災害により住家が全壊した世帯
	2 災害により住家が半壊した世帯
	3 同一原因による災害で、県内のいずれかの市町村において1世帯以上
	の住家が滅失した場合による以下の者
対象となる災害	イ 災害による死者又は行方不明者の遺族
	ロ 災害による重傷者
	4 同一原因による災害で、県内のいずれかの市町村において5世帯以上
	の住家が滅失した場合による以下の世帯
	イ 災害により住家が床上浸水した世帯
	3 知事が特に必要と認めた災害
	死者及び行方不明者…1人 30万円
支給金額	重 傷 者…1人 5万円
	全壊(全焼・流出)…1世帯 10 万円
	半壊 (半焼)…1世帯 5万円
	床 上 浸 水…1世帯 2万円
	(注)知事が必要と認めた場合は増減が可能

その他

- 1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の対象となる場合
- 2 災害 R 慰金の支給等に関する法律第3条に規定する災害 R 慰金又は 同法第8条に規定する災害障害見舞金の支給対象となる場合。
- 3 群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱に基づく支援 金の対象となる場合
- 4 被災の原因が、対象者の故意又は重大な過失による場合

(5) 被災者生活再建支援金

本部班

① 被災者生活再建支援法

市は、被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号[改正 平成 19 年 11 月 16 日法律第 114 号])に基づき、生活再建支援金の支給により被災者の自立的生活再建の支援を行うものとする。地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互援助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

市は、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとし、担当は福祉班とする。その主な内容は、以下のとおりである。

土は四谷は、以	1.00 5 8 9 5 8 9 9 9					
根 拠 法 令	被災者生活再建支援法					
支 給 機 関	県(危機管理課)ただし、被災者生活再建支援法人に委託					
対象となる災害	1 災害救助法適用基準1又は2に該当した市町村					
	2 1	0 世帯以上	の住宅全壊が多	発生した市町村	†	
	3 1	00 世帯以」	この住宅全壊被	害が発生した	市町村	
	4 1	又は2のī	市町村を含む者	『道府県で 5 †	世帯以上の全壊	寝被害の市町村
	(7:	ただし、人口	口 10 万人未満	に限る)		
	5 1	から3にi	適合する市町村	けに隣接する1	つの市町村には	おいて、全壊5
	世帯	亨以上の市	町村(ただし、	人口 10 万人ラ	 大満に限る)	
対象となる世帯		上宅が全壊				
				ぬに被害が生	じ、その住宅を	やむを得ず解
	体した世帯					
	3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続					が長期間継続
	している世帯				(iii) \$ 40000 (iii) 1000	
	4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困					ニすることが困
	難な世帯(大規模半壊世帯)					
	5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な					
	•	吉(中規模3	. ,	11115 6 1145 94	у ч от олд <u>г</u> г у о	
支給金額						
※支給金額は、	住宅の	の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
右の1と2の支			(①の世帯)	(②の世帯)	(③の世帯)	(④の世帯)
援金の合計額と	支給額	複数世帯	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円
なる	額	単数世帯	75 万円	75 万円	75 万円	37.5 万円
	※中規	模半壊世	帯は、基礎支援	受金は対象外		

	2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)					
	住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃貸	
			建設・購入	畑修	(公営住宅以外)	
	支	複数世帯	200 万円	100 万円	50 万円	
	支給額		(100 万円)	(50 万円)	(25 万円)	
		単数世帯	150 万円	75 万円	37.5 万円	
			(75 万円)	(37.5万円)	(18.75 万円)	
	※括弧	瓜内は、中熱	見模半壊世帯へ支給で	ける金額。		
費用負担等	・国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県会					
	館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金					
	を支給					
	・基金	・基金が支出する支援金の1/2に相当する額を国が補助				

② 群馬県·市町村被災者生活再建支援制度

上記①のとおり、国の被災者生活再建支援制度は 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した 市町村における自然災害を対象としている。これを補完するものとして、市は「群馬県・市 町村被災者生活再建支援制度」により、1 世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害に対 し、国の支援制度と同等の支援を行う(ただし、国の支援制度の支援対象となる世帯を除く)。

根拠法令	群馬県・市町村被災者生活支援事業補助金交付要綱						
支 給 機 関	市町村						
対象となる災害	1世帯以上の住宅全壊被害等(上記「① 被災者生活再建支援法」の「対						
	象となる世帯1~4」)が発生した災害						
対象となる世帯	・上記「① 被災者生活再建支援法」と同じ(中規模半壊世帯を除く)。						
	ただし、上記「① 被災者生活再建支援法」の支援対象となる世帯を除く。						
支 給 金 額	上記「① 被災者生活再建支援法」と同じ						
費用負担等	・市町村から支援金を支給						
	・市町村が支出する支援金の2/3に相当する額を県が補助						

(6) 生活福祉資金(福祉資金-災害援護費)

館林市社会福祉協議会

貸付機関	館林市社会福祉協議会				
対象となる世帯	以下のいずれかに該当すること。 1 低所得世帯で、ほかからの資金を借り入れることができない世帯 2 障がい者世帯 3 高齢者世帯(65歳以上の高齢者が属する世帯に限る)				
貸 付 金 額	150 万円以内				
貸付条件	‡ 貸付利率…無利子(保証人なしの場合、年1.5%) 償還期間…据置期間(貸付日から6月以内)経過後、7年以内				

5 市税等の徴収猶予及び減免の措置

調査班

市は、災害により被災者の納付すべき地方税等について、条例の規定に基づき、申告、申請、 請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、地方税(延滞金等を含む) の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

6 雇用の確保

商工班

(1) 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

公共職業安定所は、災害によりその雇用される適用事業所(災害救助法が適用された地域に限る。)が休業するに至ったため一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給するものとする。

(2) 被災者に対する就労支援等

公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、男女のニーズの違いに配慮するなど被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うものとする。

7 住宅再建・取得の支援

住宅に災害を受けた者に対しては、住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金、購入資金、補修資金等の貸付けを行う。

(1) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構

① 建設資金

令和5年4月現在

				17413年4万列は
				以下の全てに当てはまる方
				・住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けている方
ملحك	£	7.	±⁄.	・自分又はり災した親当が居住するための住宅を建設する方
刃	対象	!	者	・年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合が機構の定
				める基準を満たしている方
				・日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方
建設	する信	主宅の	規模	居住室、台所及びトイレが備えられていること
14	<u> </u>	^	安古	土地を取得する場合…3,700万円
貸	付	金	額	土地を取得しない場合…2,700万円
				利率…申込時の利率(全期間固定金利)
貸	付	条	件	償還期間…35 年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数
				以内(完済時年齢 80 歳制限あり)

② 購入資金 (新築、リユース)

令和5年4月現在

対	\$	泉	者	(建設資金と同じ。)	
建設	する信	主宅の	規模	居住室、台所及びトイレが備えられていること	
貸	付	金	額	3,700万円	
貸	付	条	件	(建設資金と同じ。)	

③ 補修資金

令和5年4月現在

対	\$	桑	者	以下の全てに当てはまる者 ・住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」を交付されている者 ・自分又は又はり災した親当が居住するための住宅を建設する者 ・年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合が機構の定 める基準を満たしている者 ・日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人
資	金	金 使 途		住宅の補修及びこれに付随する移転又は整地
貸	付 金 額		額	1,200万円
貸			件	利率…申込時の利率(全期間固定金利) 償還期間…20年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数 以内(完済時年齢80歳制限あり)

(2) 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)

子育て支援班

根	拠	法	令	母子及び父子並びに寡婦福祉法		
貸	付	機	関	県(児童福祉・青少年課、館林保健福祉事務所)		
対	复	ę.	者	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦		
資	金	使	途	災害復旧に必要な住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築		
貸	付	金	額	200 万円以内		
貸	付	条	件	利率···年 1.0% 償還期間··· 7 年以内		

(3) ぐんまゼロ宣言住宅促進事業補助金

群馬県

令和5年4月1日現在

利	子補	給 機	関	県 (林業振興課)						
				グループとしてぐんまゼロ宣言住宅の供給を計画する必要あり。						
				(1) ぐんまゼロ宣言住宅						
				ア 戸建住宅(以下3つの必須要件を全て満たす必要あり)						
				・住宅の省エネルギー性能について、国が定める誘導基準以上の						
				性能であること						
				・再生可能エネルギーを利用した、創エネルギー設備(太陽光発						
対	象	ı	者	電など)を導入していること(原則)						
\J.1	豕	水		・県産木材(ぐんま優良木材※注)を主要構造部に3立方メート						
				ル以上使用していること						
					イ 集合住宅(以下2つの必要要件を全て満たす必要あり)					
						・ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready のいずれかに該当すること				
					を BELS を用いて証明すること					
				用すること						

				(2) グループ(以下の要件を満たしている必要あり) ・グループにぐんま優良木材認証工場を1社以上含んでいること(認証工場は、複数グループに参加可能です) ・住宅供給事業者を1社以上含んでいること(住宅供給事業者は、複数グループへの参加はできません) ・事業年度中にぐんまゼロ宣言住宅を県内に10棟以上供給する計画をたてていること ・群馬県と令和12年度までの「ぐんまゼロ宣言住宅推進協定」
				を締結すること
補	助	金	額	県産木材の使用量に応じて補助 12,500 円/立方メートル

(4) 市勤労者住宅資金融資

産業政策班

対	象	者	市内に居住用の住宅建設 (購入)、又は土地を取得しようとする勤労 者
融	資 条	件	・限度額:1,000万円 ・利率:年2.3%以内 ・期間:20年以内 ・償還方法:元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還及び元利均等6 か月償還の併用

8 恒久的な住宅確保の支援

建築班

市は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害市営住宅等の建設、市営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、市営住宅等の空家を活用するものとする。

9 安全な地域への移転の推奨

建築班

市は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

10 復興過程における仮設住宅の提供

建築班

市は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

11 支援措置の広報等

秘書班

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、総

合相談窓口を設置するものとする。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

12 災害復興基金の設立等

財政班

市は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

13 地震保険の活用

建築班

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所		
世帯主氏名		
(追加記載事項欄①)		
罹災原因	年 月 日の	による
被災住家*の 所在地		
住家 [※] の被害の 程度	□全壊 □大規模半壊 □中規模半壊 □半壊 □	準半壊 口準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)		
	詩が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。) 災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)	のために使用している建物のこと。
(追加記載事項欄③)		
上記のとおり、相違ない	いことを証明します。	

年 月 日

館林市長印

第5節 被災中小企業等の復興の支援

1 中小企業の被災状況の把握

市は県と協力して、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 中小企業者に対する低利融資等の実施

市は県と協力して、中小企業者の災害復旧を支援するため、以下の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

(1) 経営サポート資金 (Cタイプ:災害復旧関連要件)

商工班

令和5年4月1日現在

貸付機関県(地域企業支援課)ただし融資実行は各金融機関県内において事業を行っている中小企業者又は中小企業団体であって、以下のいずれかに該当する者 1 地震、火災、風水害又は突発的な事故等により事業所及び主要な事業資産が全壊、半壊、流失、浸水若しくはこれらに準ずる損害を受け、事業所所在地の市町長等の被災証明を受けた者 2 激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 3 災害救助法の適用を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 4 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者 5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者 5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者 5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者 6 金 使 途 災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金 6 付 金 額 5,000万円以内(うち運転資金3,000万円以内) 利率…責任共有対象 年1.75%以内 責任共有制度対象外 年1.7%以内 資任共有制度対象外 年1.7%以内 資任共有制度対象外 年1.7%以内 資任共有制度対象外 年1.7%以内					7和3年4月1日現在
て、以下のいずれかに該当する者 1 地震、火災、風水害又は突発的な事故等により事業所及び主要な事業資産が全壊、半壊、流失、浸水若しくはこれらに準ずる損害を受け、事業所所在地の市町長等の被災証明を受けた者 2 激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 3 災害救助法の適用を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 4 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者 5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者 6 全 使 途 災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金 6 付 金 額 5,000万円以内(うち運転資金3,000万円以内) 1 利率…責任共有対象 年1.75%以内責任共有制度対象外 年1.7%以内 資に共有制度対象外 年1.7%以内 資に共有制度対象外 年1.7%以内	貸	付	機	関	県(地域企業支援課)ただし融資実行は各金融機関
1 地震、火災、風水害又は突発的な事故等により事業所及び主要な事業資産が全壊、半壊、流失、浸水若しくはこれらに準ずる損害を受け、事業所所在地の市町長等の被災証明を受けた者 2 激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 3 災害救助法の適用を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 4 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者 5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者 (資 金 使 途 災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金 (資 付 金 額 5,000万円以内(うち運転資金3,000万円以内) 利率…責任共有対象 年1.75%以内責任共有制度対象外 年1.7%以内 ※令和2年4月1日~令和6年3月31日実施の融資 年1.1%以内償還期間…設備資金10年以内					県内において事業を行っている中小企業者又は中小企業団体であっ
業資産が全壊、半壊、流失、浸水若しくはこれらに準ずる損害を受け、事業所所在地の市町長等の被災証明を受けた者 2 激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 3 災害救助法の適用を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 4 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者 5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者 資金使途災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金 貸付金額5,000万円以内(うち運転資金3,000万円以内) 利率…責任共有対象年1.75%以内責任共有制度対象外年1.7%以内 資理期間…設備資金10年以内					て、以下のいずれかに該当する者
事業所所在地の市町長等の被災証明を受けた者 2 激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 3 災害救助法の適用を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 4 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者 5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者 (1 地震、火災、風水害又は突発的な事故等により事業所及び主要な事
貸付対象者 2 激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者3 災害救助法の適用を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者4 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者6 付金額5,000万円以内(うち運転資金3,000万円以内) 利率…責任共有対象年1.75%以内責任共有対象年1.7%以内資に共有制度対象外年1.7%以内。※令和2年4月1日~令和6年3月31日実施の融資年1.1%以内償還期間…設備資金10年以内					業資産が全壊、半壊、流失、浸水若しくはこれらに準ずる損害を受け、
情 付 対 象 者 市町村長等の被災証明を受けた者 3 災害救助法の適用を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 4 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者 5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者 5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者 災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金 賃 付 金 額 5,000万円以内(うち運転資金3,000万円以内) 利率…責任共有対象 年1.75%以内責任共有制度対象外 年1.7%以内 賞任共有制度対象外 年1.7%以内 賞選期間…設備資金10年以内					事業所所在地の市町長等の被災証明を受けた者
市町村長等の被災証明を受けた者 3 災害救助法の適用を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の 市町村長等の被災証明を受けた者 4 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの 要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者 5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者 資金使途災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金 貸付金額5,000万円以内(うち運転資金3,000万円以内) 利率…責任共有対象年1.75%以内 責任共有制度対象外年1.7%以内 責任共有制度対象外年1.7%以内 (遺還期間…設備資金10年以内	代	<u> </u>	4 <i>4</i> .	-1-~	2 激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の
市町村長等の被災証明を受けた者 4 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者 5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者 資金使途災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金 貸付金額5,000万円以内(うち運転資金3,000万円以内) 利率…責任共有対象年1.75%以内責任共有制度対象外年1.7%以内責任共有制度対象外年1.7%以内償還期間…設備資金10年以内	頁	11 X	小家	有	市町村長等の被災証明を受けた者
4 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの 要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者 5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者 資金使途災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金 貸付金額5,000万円以内(うち運転資金3,000万円以内) 利率…責任共有対象年1.75%以内 責任共有制度対象外年1.7%以内 賃プ押間…設備資金10年以内					3 災害救助法の適用を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の
要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者 5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者 資 金 使 途 災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金 貸 付 金 額 5,000万円以内 (うち運転資金 3,000万円以内) 利率…責任共有対象 年 1.75%以内 責任共有制度対象外 年 1.7%以内 賞任共有制度対象外 年 1.7%以内 償還期間…設備資金 10 年以内					市町村長等の被災証明を受けた者
5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者 資 金 使 途 災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金 貸 付 金 額 5,000万円以内(うち運転資金3,000万円以内) 利率…責任共有対象 年1.75%以内 責任共有制度対象外 年1.7%以内 (資 付 条 件 ※令和2年4月1日~令和6年3月31日実施の融資 年1.1%以内 償還期間…設備資金10年以内					4 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの
資金使途災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金貸付金額5,000万円以内(うち運転資金3,000万円以内)利率…責任共有対象年1.75%以内 責任共有制度対象外年1.7%以内 ※令和2年4月1日~令和6年3月31日実施の融資年1.1%以内 償還期間…設備資金10年以内					要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者
貸付金額5,000万円以内(うち運転資金3,000万円以内)利率…責任共有対象年1.75%以内 責任共有制度対象外年1.7%以内貸付条件※令和2年4月1日~令和6年3月31日実施の融資年1.1%以内 償還期間…設備資金10年以内					5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者
利率…責任共有対象 年 1.75%以内 責任共有制度対象外 年 1.7%以内 貸 付 条 件 ※令和 2 年 4 月 1 日~令和 6 年 3 月 31 日実施の融資 年 1.1%以内 償還期間…設備資金 10 年以内	資	金	使	途	災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金
責任共有制度対象外 年 1.7%以内 貸 付 条 件 ※令和 2 年 4 月 1 日~令和 6 年 3 月 31 日実施の融資 年 1.1%以内 償還期間…設備資金 10 年以内	貸	付	金	額	5,000 万円以内(うち運転資金 3,000 万円以内)
貸 付 条 件 ※令和2年4月1日~令和6年3月31日実施の融資 年1.1%以内 償還期間…設備資金10年以内					利率…責任共有対象 年 1.75%以内
償還期間…設備資金 10 年以内					責任共有制度対象外 年 1.7%以内
	貸	付	条	件	※令和2年4月1日~令和6年3月31日実施の融資 年1.1%以内
運転資金7年以内(うち据置2年以内)					償還期間…設備資金 10 年以内
たに35型・10m3(20mm=10m3)					運転資金7年以内(うち据置2年以内)

(2) 政府系金融機関による貸付条件の優遇

(株)日本政策金融公庫・商工組合中央金庫

① (株)日本政策金融公庫

令和5年7月現在

		(株) [日本政策金融公	〉庫
		中小企業事業	国民生活事業	農林漁業事業
名 和	陈	災害貸付	災害復旧資金	セーフティネット資金
貸付限月	中田	各融資制度の限度額に1	【直接貸付】1.5億円	【一般】600万円
貝門限局	文	災害あたり 3,000 万円上	【代理貸付】直接貸付の	【特認】年間経営費等の

	(株)।	日本政策金融4	〉 庫
	中小企業事業	国民生活事業	農林漁業事業
	乗せ	範囲内で別枠 7,500 万円	6/12 以内
利 率	 貸出時の金利	 貸出時の金利	0.30%~0.70%
710 —	英田(1000)		令和5年6月現在
	【一般貸付】	運転資金:10年以内	15年以内(うち据置期間3
	運転資金:10年以内	(うち据置期間2年以内)	年以内)
	(うち据置期間2年以内)	設備資金:15年以内	
償還期間	設備資金:10年以內	(うち据置期間2年以内)	
	(うち据置期間2年以内)		
	【特別貸付】		
	各制度の返済期間以内		

② 商工組合中央金庫

令和2年3月現在

名	称	セーフティネット支援		
対	象	社会的、経済的環境の変化等外的要因災害により一時的に業況悪化をきたして		
		いるものの、中長期的には、業況回復が見込まれる事業者		
利	率	相談窓口による個別の窓口相談等により情報提供		
償還期間		相談心口による個別の芯口相談寺により情報促供		

(3) 県信用保証協会の災害関係保証の特例

商工班

激甚災害法により激甚災害と指定された場合に被災した中小企業者が、市長より「罹災 証明書」の交付を受けることで、一般の保証(限度額2億8千万円)とは別で限度額2億 8千万円を補償する。

3 農業者に対する助成・低利融資等制度の周知

市は、県と協力して、農林水産業者の災害復旧を支援するため、以下の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

(1) 助成措置

農政班

根	拠	法	令	群馬県農漁業災害対策特別措置条例
助	成	機	関	県(技術支援課)及び市町
助		要		以下のいずれかに該当する場合で知事が必要と認めたとき。 1 災害による農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場の面積が10ヘクタール(局地的災害によるものは、5ヘクタール)以上となった場合 2 農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場に係る被害見込額が5,000万円(局地的災害の場合は、2,500万円)を超えた場合
				3 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の流失、損傷、枯死等による損失額が

	被害時における当該永年作物の価額の30/100以上となる被害を受けた 農業者の戸数が20戸(局地的災害によるものは、10戸)以上となった場
	合
	4 畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の 30/100 以上となる被
	害を受けた農業者の戸数が 10 戸(局地的災害によるものは、5戸)以上
	となった場合
	5 養殖業の減収量が平年における収穫量の 30/100 以上となる被害を受
	けた漁業者の戸数が5戸以上となった場合
	6 農漁業用施設に 10 万円以上の被害を受けた農漁業者の戸数が 10 戸
	(局地的災害によるものは、5戸)以上となった場合
	7 畜舎等に浸水を受けた農業者の戸数が 10 戸以上となった場合
	8 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と
	認める場合
	1 樹草勢回復のための肥料等の購入費
	2 樹体被害の復旧又は補修に要する費用
	3 農作物の病害虫防除に要する費用
	4 蚕種の購入費
	5 代替作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り
助成対象	片付け作業に要する費用
切 从 刈 家	6 次期作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り
	片付け作業に要する費用
	7 農業用施設の取り片付け作業に要する費用
	8 畜舎等の伝染性疾病の防止措置に要する費用
	9 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と
	認めるもの

(2) 経営資金

農政班

令和3年4月現在

	行和 3 年 4 月 現住
融資機関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	県(技術支援課)及び市町村
	以下のいずれかに該当する農漁業者
	1 災害による農作物、畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30
	/100 以上であり、かつ、これによる損失額が平年における農業による
	総収入額の 10/100 以上であるもの
貸付対象者	2 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物(5アール以上の栽培面積を有する場
	合に限る。)の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永
	年作物の価額の 30/100 以上であるもの
	3 災害による魚類等の流失等による損失額が平年における漁業による
	総収入額の 10/100 以上であるもの
貸付金額	市町村長が認定する損失額の 55%又は 500 万円のいずれか低い額の範囲
貸付金額	内(知事の定める法人は 2,500 万円以内)
貸付条件	利率…年 5.5%以内、4.5%以内、3.0%以内(特別被害農業者の場合)

償還期間…6年以内 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担 保

(3) 事業資金

農政班

令和3年4月現在

	が作り上生力気圧
融資機関	農業協同組合連合会その他の金融機関
利子補給機関	県(技術支援課)
貸付対象者	所有し、又は管理する在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合又は農 業協同組合連合会
貸付金額	2,500 万円以内
	利率…年 5.5%以内
貸付条件	償還期間…3年以内
	保証…群馬県農業信用基金協会の債務保証

(4) 農漁業用施設資金

農政班

令和3年4月現在 融資機関 農業協同組合その他の金融機関 県(技術支援課)及び市町村

利子補給機関 貸付対象者 農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者及び農業団体 市町村長が認定する農漁業用施設資金の復旧に要する経費の80/100に相 当する額又は1,800万円(農業近代化資金の貸付けを受ける場合、共同利 貸付金額 用施設にあっては 5,000 万円) 若しくは 1,000 万円(農業近代資金の貸付 けを受けない場合、共同利用施設にあっては2,000万円)以内 利率…年 4.5%以内 償還期間…農業近代化資金融通法第2条第3項第2号の範囲内において規 貸付条件 制で定める期限以内 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担

地場産業・商店街への配慮等 4

市は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業の ための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものと する。

5 支援措置の広報等

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、 相談窓口等を設置するものとする。

第6節 公共施設の復旧

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

1 災害復旧事業計画の作成

財政班・環境班・福祉班・高齢介護班・こども班・防疫班・商工班・ 観光班・道路河川班・緑のまち推進班・建築班・下水道班・教育総務班・ 生涯学習班・文化振興班・スポーツ振興班・教育協力班・給食班

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

財政班・環境班・福祉班・高齢介護班・こども班・防疫班・商工班・ 観光班・道路河川班・緑のまち推進班・建築班・下水道班・教育総務班・ 生涯学習班・文化振興班・スポーツ振興班・教育協力班・給食班

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

(2) 迅速な復旧事業の実施

財政班・環境班・福祉班・高齢介護班・こども班・防疫班・商工班・ 観光班・道路河川班・緑のまち推進班・建築班・下水道班・教育総務班・ 生涯学習班・文化振興班・スポーツ振興班・教育協力班・給食班

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

道路河川班・緑のまち推進班・下水道班

市又は市の維持管理に属する以下に掲げる施設のうち政令で定める公共土木施設に関する災害の災害復旧事業で、市又はその機関が施行するものについては、国がその事業費の一部を負担する。

- ア河川
- イ 道路
- ウ 下水道
- 工 公園

(2) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法

教育総務班

公立学校の施設の災害復旧に要する以下の種目に係る経費について、国が3分の2を負担する。

- ア 本工事費
- イ 附帯工事費(買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあっては、買収費)
- ウ設備費
- エ 事務費
- (3) 公営住宅法

建築班

災害により市営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、市が以下の事業を行うときは、国が費用の2分の1を補助する。

- ア 市営住宅の建設に要する費用又は補修に要する費用
- イ 共同施設の建設に要する費用又は補修に要する費用
- ウ 公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用
- (4) 土地区画整理法

区画整理班

災害その他の特別の事情により施行される事業において、その土地区画整理事業に要する費用の一部に充てるため、国は、その費用の2分の1以内を施行者に対し補助金として 交付する。

(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

防疫班•環境班

県(感染症・がん疾病対策課)は、市が行う以下の事業費の3分の2を負担する。

- ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒
- イ ねずみ族、昆虫等の駆除
- ウ 物件に係る消毒等の措置
- エ 生活の用に供される水の使用制限等
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

環境班

国は、市に対し、災害等により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助する。

(7) 予防接種法

防疫班

県(感染症・がん疾病対策課)は、市が支弁する予防接種に係る費用の3分の2を負担する。また、給付に要する費用の4分の3を負担する。

(8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

農政班

県が補助する場合における以下の区分に係るその補助に要する経費の全部を、国が補助 する。

- ア 農地に係るもの
- イ 農業用施設に係るもの
- ウ 共同利用施設に係るもの

(9) 下水道法

下水道班

市は、公共下水道の設置、改築、修繕、維持、その他の管理を行う。

(10) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

本部班

第7節参照

(11) 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

都市計画班

国は、「都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針」に基づき、都市災害復旧に係る 事業費の2分の1を補助する。

第7節 激甚災害法の適用

1 激甚災害の早期指定の確保

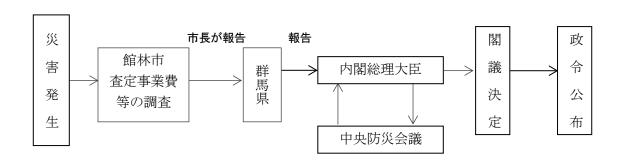
本部班

市長は、激甚災害が発生した場合は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する 法律(昭和37年法律第150号。以下この節において「激甚災害法」という)に基づき内閣総理大 臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、激甚災害指定基準(昭和37年12月7日:中央 防災会議決定指定基準)又は局地激甚災害指定基準(昭和43年11月22日:中央防災会議決定指 定基準)を十分考慮して、その査定事業費等を速やかに知事に報告する。

なお、主な被害状況等の報告内容は以下のとおりである。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度(災害対策基本法施行規則第1表に定める事項)
- 才 查定事業費等
- カ その他必要事項

【激甚災害の指定手続】



2 特別財政援助

激甚災害法に基づく特別財政援助の対象は以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚災害法第3条)

福祉班・高齢介護班・道路河川班・建築班・教育総務班・邑楽館林医療企業団

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和26年政令第107号)第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業
- ウ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (昭和 28 年法律第 247 号) の規定の適用を受ける 公立学校の施設の災害復旧事業
- エ 公営住宅法 (昭和 26 年法律第 193 号) 第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又 は共同施設の建設又は補修に関する事業
- オ 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
- カ 老人福祉法第 15 条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム の災害復旧事業
- キ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
- ク 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号) に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- ケ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 58 条 の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業
- コ 堆積土砂排除事業
 - (ア) 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常 に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という)の排除事業で市又はその機関が施行するもの
 - (イ) 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市長が指定した場所に 集積されたもの又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めた ものについて、市が行う排除事業
- サ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が 引き続き1週間以上にわたり30~クタール以上に達するものの排除事業で市が施行す るもの
- (2) 農林水産業に関する特別の助成

農政班

- ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置(激甚災害法第5条) 農地又は農業用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害 復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げす る。
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例(激甚災害法第6条) 農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適 用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく 国庫補助額を累進的に嵩上げする。
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第7条) 開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を 行う。
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚災害

法第8条)

- (ア) 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。
- (イ) 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。
- オ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助(激甚災害法第10条) 土地改良区等の行なう湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対し て補助を行う。
- (3) 中小企業に関する特別の助成

商工班

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害法第12条) 災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率 の引下げを行う。
- イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 (激甚災害法第 13 条)

小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長 することができる。

- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第14条) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対 して補助を行う。
- (4) その他の特別の財政援助及び助成

子育て支援班・防疫班・農政班・道路河川班・建築班・生涯学習班 ・スポーツ振興班・教育協力班

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第16条) 公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国 が当該事業費の2/3を補助する。
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (激甚災害法第17条) 私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。
- ウ 市が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例(激甚災害法第19条)
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条) 特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県 に貸し付ける金額を引き上げる。
- オ 水防資材費の補助の特例 (激甚災害法第 21 条) 水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の 2 / 3 を補助する。
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚災害法第22条) 滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市が公営住宅の建設等を行う 場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚災害法第24条) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1 か所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可 された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第8節 復旧資金の確保等

1 復旧資金の確保

財政班

市は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、以下の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- ア 普通交付税の繰上交付の要請
- イ 特別交付税の交付要請
- ウ 一時借入れ
- エ 起債の前借り